

質問	答弁
<p>出システムは今年から車載カメラ 10 台全てを道路パトロール車から一般の公用車に載せ移して全区で運用している。現状の効果と今後の取組はどうか。</p> <p>加えて、現在は人間がオペレーションしている「いっちゃお!」について、道路管理業務の効率化に向けた AI 技術のさらなる活用可能性はどうか。</p>	<p><b>4. (4) 鈴木財務部長</b> 本市では令和 8 年度当初予算編成から、一部経費において財源配分方式を採用している。財源配分経費は、所管部区局が配分財源の範囲内で予算を組み上げるもので、主に経営的なソフト事業が占めている。また、個別算定経費は、1 件ごとの積上げ方式で編成し、義務的経費や投資的経費などで構成されている。本方式の導入以前から、同一施設の運営費や工事・改修費用においては、所管する複数の課が役割分担に応じて必要な予算を計上しており、その仕組みは財源配分方式においても変わりはない。初期投資については、いずれの経費でも要求することが可能としており、部区局間での財源配分額の組替も可能としていることから、制度として、対応可能であると考えている。</p> <p><b>4. (5) 平井土木部長</b> AI による道路損傷検出システムは、損傷箇所の早期発見を目的に、本年度からは公用車 10 台にカメラを搭載し運用している。6 月から 10 月の 5 か月間での走行により、道路パトロール路線の 5 割の区間で再巡視が行われ、管理延長に占めるパトロール網羅率も約 5 パーセント向上し、これまでパトロール対象外であった路線での早期発見に繋がるなど、適切な道路管理に効果を得ている。今後は車載カメラの増設等、より効果的、効率的な運用について検討していく。市民通報システム「いっちゃお!」は市民の皆様にも広くご利用頂いており、道路損傷検出システムと併せ、道路管理の効率化に向け AI 技術活用の可能性を研究していく。</p>
<p><b>5 官民連携プラットフォームについて</b></p> <p>いわゆる「官民連携プラットフォーム」は成り立ちや性格の異なるものが各所管課に属し、たくさん存在している。官民連携の会議体や組織の全体像は見える化をして管理すべきと考えるがどうか。</p> <p>また、見える化をした結果、大きく重複する部分がある場合には、部局横断的に一つにまとめるなど整理をしていく時期に来ているのではないかと、考えを伺う。</p>	<p><b>5. 山名副市長</b> 本市には、公共施設の整備・運営等における官民連携の推進やデジタル・スマートシティによる都市の最適化など、多岐にわたる行政課題に対応するため、14 の取組みに関する官民連携プラットフォームがある。これらは、官民連携を効果的に推進し、解決策を生み出す役割を果たしているが、一方で、各所管課にて管理・運営されていることから、ホームページ上でも一元化されておらず、事業者にとっては全体像の把握が難しい状況にあることも認識している。今後は、庁内の官民連携の取組みを整理し、市のホームページ上にまとめて掲載することで、目的や活動内容を明確に示すとともに、相乗効果が見込まれるプラットフォームの連携や統合について検討していく。</p>

質問	答弁
<p><b>6 外国籍人材の産業での活用について</b></p> <p>本市は非常に多くの外国籍市民が集まる稀有な特色があり、この特色は本市の強みにさらに生かすべきものと考えている。</p> <p>そこで、以下何う。</p> <p>(1) 本年10月に実施した、ハイデラバード、ベンガルール、コイंबトールの3都市訪問の成果はどうか。</p> <p>(2) インド人材以外にも、既に本市の市民である3万人に及ぶ外国人も産業人材に活用すべきと考えるが、外国人学校などからは正社員就職が厳しいとも聞くが、活用策はどうか。</p>	<p><b>6. 北嶋産業部長</b></p> <p>(1) 本年10月6日から、インドとの人的・経済交流を促進するため、3都市を訪問した。バンガロールでは、ネクストバーラト社を訪問し、コイंबトールでは、本年6月に本市を訪れた企業経営者の皆さんと、今後の取り組みや連携に関する意見交換を行った。ハイデラバードでは、インド工科大学の学生と地域企業をつなぐ浜松デノを開催するとともに、インド最大級のスタートアップ支援施設であるT-Hubや試作品の開発支援などを行うT-WORKSを訪問し、新たな連携の可能性を確認した。今後も、これまで関係を築いてきた機関に加え、新たな機関との連携についても積極的に取り組み、本市とインド双方の発展につなげていく。</p> <p>(2) 現在、市内の公立学校や外国人学校に通う小・中・高校生は約2,700人おり、浜松の文化や暮らしに慣れ親しんでいるため、次代の地域経済の担い手として期待している。本市では、「外国人雇用サポートデスク」を設置し、外国人が日常生活から就労まで、一体的に相談できる体制を整えている。また、外国人学校の生徒に対しては、浜松国際交流協会による日本語教師派遣等を通じ、日本語習得機会の充実を図っている。さらに、ムンド・デ・アレグリア学校では、卒業時の正規雇用に向け、インターンシップによる企業とのマッチングを行っている。今後は、外国人市民の若者の就職状況を把握する中で、さらなる支援策について検討していく。</p>
<p><b>7 三遠南信の枠組み活用について</b></p> <p>本年も三遠南信サミットでは、東三河地域に隣接するエリアに立地する静岡県立湖北高校佐久間分校、佐久間病院に期待が寄せられていた。</p> <p>そこで、以下何う。</p> <p>(1) 佐久間分校の生徒獲得を三遠南信の地域課題として捉え、県境を越えて通学する学生への支援策などの生徒獲得に向けた施策を、三遠南信の枠組みの中で検討できないか。</p> <p>(2) 佐久間病院についても</p>	<p><b>7. 工藤企画調整部長</b></p> <p>(1) 三遠南信地域では、2008年から「三遠南信地域連携ビジョン」を策定し、行政・経済団体・住民など、県境を越えた地域の多様な主体による連携を推進している。三遠南信自動車道の整備を進める中で、圏域の中央部に位置する佐久間地域は、地域間の結びつきを強めるうえでも重要な地域であると認識している。地域を維持するためには、生活環境を整えるうえで必要な社会インフラである教育と医療が、特に重要であると考えている。このため、ご指摘の浜松湖北高校佐久間分校については、県、本市などのほか、県境を跨いで隣接する東栄町で構成する「佐久間分校魅力化推進協議会」において、地域の連携のもと入学者確保に取り組んでおり、来年度入学からは、三遠南信地域をはじめ全国から入学者を募集する、「地域みらい留学」の制度活用を進めている。</p> <p>(2) また、佐久間病院については、東三河地域からの外来患者も含め、患者の増加に対応することができるよう、東三河地域との医療介護ネットワークを利用した多職種間連携や、愛知県内の養成機関からの看護師採用など、広域的な視点で取組を進めているところである。このように県境を越えた取組を行っているが、さらなる少子化や医療人材不足など、課題の深刻化・長期化が懸念されている。このため、今後はこれまでの取組にくわえ、三遠南信サミットでの議論のほか、新たに三遠南信地域連携ビジョン推進会議の構成団体による担当</p>

質問	答弁
<p>東三河地域からの患者の数が増えていることを鑑み、医師不足の問題など医療体制の課題対応を三遠南信の枠組みの中で検討できないか。</p>	<p>者会議を開催し、異境を跨ぐ連携に係る課題を含む情報の共有や対応の検討など、効果的な連携施策を検討していく。</p>
<p><b>8 浜松学の検討状況について</b>  10月24日に開催された「第3回浜松学のあり方検討委員会」を傍聴した。その中では「学問というより理念・指針」という当局説明に対して、一部の委員から異論も出ていた。私自身も具体的なイメージが湧かず、来年3月にまとめる内容に不安を感じたところだが、座長を務める副市長の認識を伺う。</p>	<p><b>8. 山名副市長</b>  本委員会では、こどもや若者の「地域への想い」を育むことを目的として、市内外の取組の現状分析や、アプローチする世代、手法などについて議論している。その中で委員からは、1990年代頃に、親世代が子どもたちに対し「こんなところで苦勞をさせたくない」という思いから「誇りの空洞化」が広まり、農山村から都市部への人口流出が進んだことを例に挙げて、「住民が地域に誇りを持たなければ、どんな施策も成果を上げられない」といった意見も出された。これらの議論を踏まえながら、年度内に取りまとめる予定の浜松学のあり方を、市内を含めた地域の共通認識にしていくとともに、来年度からすぐに様々な土体と連携して取り組めるよう検討していく。</p>
<p><b>9 避難所の災害対応型LPガスバルク供給システムの導入について</b>  大型のLPガスタンクを設置し、平時にはガスヒートポンプ空調などに利用しつつ、災害時には空調だけではなく、発電や直接燃料として利用する「災害対応型LPガスバルク供給システム」について、自治体の導入事例が増えていると聞くが、本市の検討状況を伺う。</p>	<p><b>9. 清水危機管理監</b>  本市は、発災直後の避難所において、ポータブル発電機や太陽光発電など多様な電源を活用し、投光器、無線機等に必要最低限の電力を確保する体制を整えている。また、中部電力パワーグリッドと活動拠点の提供に関する協定を締結しており、迅速な電力復旧を目指している。しかしながら、停電が長期化した場合には、避難所の照明や空調設備などを稼働させるための電力が必要となる。こうした中、燃料を大量に備蓄できる「災害対応型LPガスバルク供給システム」が一部の自治体で導入されつつある。本市におきましても、避難所となる施設の改修などを進める際には、当該システムを選択肢の一つとして調査・研究していく。</p>

資料1 AI相談システム「MIRAノート」

12月4日 市民クラブ 若田邦孝 代表顧問資料

資料2-2 スマートボール

スマートボール搭載機能

■5G通信機能(Wi-Fi 6E)は、従来対応に較び



機能	概要
5G通信機能 Wi-Fi 6E対応	5G通信機能、Wi-Fi 6E対応機能、 Wi-Fi 6E対応機能
音声認識機能 AI搭載	音声認識機能、AI搭載機能、 音声認識機能
カメラ機能	カメラ機能、AI搭載機能、 カメラ機能
マイク機能	マイク機能、AI搭載機能、 マイク機能
GPS機能	GPS機能、AI搭載機能、 GPS機能
Bluetooth機能	Bluetooth機能、AI搭載機能、 Bluetooth機能
その他	その他機能、AI搭載機能、 その他機能
充電機能	充電機能、AI搭載機能、 充電機能

出典：総務省HPより一部抜粋  
http://www.soumu.go.jp/a\_j/cyber/ai/ai-robot/ai-robot.html  
例J-TOWER社使用許諾取得済み

資料2-1 スマートボール

スマートボールの取組み

■東洋製紙の協賛事業として、2022年1月21日より、西船橋エリアにて新設スマートボール設置

- 01052 5G通信機能、Wi-Fi 6E対応機能、AI搭載機能
- 01053 音声認識機能、AI搭載機能、音声認識機能
- 01054 音声認識機能、AI搭載機能、音声認識機能

出典：総務省HPより一部抜粋  
http://www.soumu.go.jp/a\_j/cyber/ai/ai-robot/ai-robot.html  
例J-TOWER社使用許諾取得済み

資料3-1 天竜区でのスマートボール実証（酒田は全て吉田）

11月24日(月)天竜区スーパーセンター・林道水辺園・戸倉園にて実証



テスト機 no: sbonel5e スマートボールサービスあり

12月4日 市民クラブ 若田邦孝 代表顧問資料

J-TOWER

出典：総務省HPより一部抜粋  
http://www.soumu.go.jp/a\_j/cyber/ai/ai-robot/ai-robot.html  
例J-TOWER社使用許諾取得済み



## 市議会報告

令和7年12月5日(金) 市議会定例会 一般質問(石津陽子議員)

2025年12月5日 shimito-rin

### 令和7年第4回市議会定例会 一般質問(石津陽子議員)

令和7年第4回市議会定例会の一般質問が本日(12月5日(金))行われ、石津陽子議員(中央区)が発問しました。質問の内容は以下の通りです。

#### ⇒質問&答弁

1. 公園の使用禁止の遊具について
2. 緑化公園の新たな活用と民間との連携の推進について
3. はまぎくヘルパーのさらなる充実について
4. 生体標本展示施設の視察強化について
5. 動物園の今後の企画展と公共施設におけるタイアップイベントの開催について
6. 埋蔵系人材の獲得について

#### ⇒資料①、資料②、資料③



市議会報告

令和7年第4回市議会定例会  
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 石津陽子

質問	答弁
<p><b>1 公園の使用禁止の遊具の今後について</b></p> <p>令和5年度に「都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行」をテーマとして、包括外部監査が実施され、「ハザード3」と判定された429件の遊具の危険除去が出来ていないと指摘を受けた。</p> <p>今年の夏に一齐に使用禁止措置が行われ、現在、使用禁止のテープが張られたままの遊具がある公園が多数存在し、市民の間には不安が広がっている。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 包括外部監査における、「多くの遊具でハザードの除去ができていない」「このままでは公園管理者としての管理責任を果たしていないことになりかねない」という指摘を市はどのように受け止めたのか。また、どのような改善姿勢で臨み、今後の対応はどうか。併せて、ハザード2以下の遊具や老朽化の進む遊具のチェック体制を強化すべきと考えるがどうか。</p> <p>(2) ハザード3の遊具について、使用禁止の表示があるだけでは説明不足である。修繕の予定や使用再開時期など、今後遊具がどうなっていくのかを市民に分かりやすく情報提供すべきと考えるがどうか。</p>	<p><b>1. 中村花みどり担当部長</b></p> <p>(1) 本市の都市公園では2,415基の遊具を管理しており、このうち2022年度に実施した遊戯施設点検において、全体の約18%にあたる429基の遊具がハザード3判定となった。これに対し本市としては、本年度より国交付金事業も活用しながら、集中的に事業費を投じ、遅くとも2027年度末までの対策完了を目指し、鋭意取り組んでいるところである。すでに対策が完了し、使用を再開した美園中央公園の複合遊具をはじめとして、本年度末までに、ハザード3遊具429基のうち、約200基、45%の対策を完了させ、即時使用再開していく予定である。また、都田総合公園など、特に利用者が多い公園の遊具については、来年度中の対策完了を目指して、優先して取り組んでいく。これらとあわせて、今後もこれまでと同様に月1回の巡視点検と年1回の点検有資格者による法定点検を実施していくとともに、本年度より新たな手法として遡根点検では目視のみならず、触手による点検を積極的に取り入れるなど、精度向上を図りながら、老朽化や劣化状況の早期発見を図っていく。点検で危険性のある遊具を発見した場合には、直ちに安全対策を実施していく。</p> <p>(2) 緊急対策に取り組んでいる中で、まずは子ども達の安全確保を最優先とし、本年8月までにハザード3と判定された全遊具の使用禁止措置を講じた。現地に理由を附した案内板を設置し、市公式ホームページでも情報提供してきたところだが、現地案内板の表示がわかりづらいとの意見をいただくこともあることから、それらの表記について、2027年度末までの対策完了を目指している等の表示に改めていく。また、本年11月より市公式X、フェイスブックにおいて、更新した遊具の情報発信を開始し、さらに浜松市子育て情報サイト「びっぴ」とも連携して情報発信していく。今後もSNS等を活用しながら、わかりやすく、より具体的な情報提供に努めていく。</p>

質問	答弁
<p><b>2 都市公園の新たな活用と民間との連携の推進について</b></p> <p>近年、国の方針として、民間の手法を積極的に取り入れた公園運営の仕組みが推し進められている。行政が単独で維持する従来の仕組みから、地域や民間と協働して育てていく公園へと転換していく流れが全国的に広がっている。都市公園の利活用を一層進めることが求められる。</p> <p>そこで、以下何う。</p> <p>(1) 新たな切り口での公園整備の在り方が求められていると考える。本市における都市公園の利活用の現状と課題、また今後の整備の在り方はどうか。</p> <p>(2) マルシェやイベントが定期的に行われ賑わいがある公園は一部にとどまる。Park-PFIをはじめとする民間との連携についての見解はどうか。</p> <p>(3) 公園へのキッチンカーなどの出店をより柔軟に受け入れるための環境整備を進めるべきと考えるがどうか。</p>	<p><b>2. 中村花みどり担当部長</b></p> <p>(1) 本市の都市公園は、浜松城公園や佐助湖公園などの拠点となる総合公園から東ふれあい公園などの身近な公園、また、歴史や自然、スポーツなど特色のある公園や防災機能を有する東部やすらぎ公園など様々な公園を整備している。2021年度から進めている浜松市緑の基本計画では、身近な公園緑地の確保と実態やニーズに応じた施設環境の提供を課題としており、その課題に対応するため、ニーズに応じた機能の見直しと共に、特色ある公園への整備、多世代交流や地域コミュニティの形成などに活用できる公園への整備を推進するとしている。緑の基本計画に示した施策を具体的かつ柔軟に進めるため、本年度に公園の利活用に関する現状やニーズを把握することを目的とした広聴モニターアンケートを実施した。このアンケート結果のうち、公園の利用頻度に関する設問では、毎日利用する等の回答を含め1年に1回以上利用するとした回答は約6割、また、公園で利用したい施設の設問では、全年代を通して、屋根付き広場や飲食店とした回答が上位となった。今回のアンケート結果からも、市民の皆様にご利用したいと思っただけの公園に向けて魅力度や利便性の向上が課題であると改めて認識したところであり、今後も安全・安心に利用できる環境づくりとともに、使われ活きる公園を目指し取り組んでいく。</p> <p>(2) 国では、「使われ活きる公園」の観点から、民間ノウハウや資金の活用を促進するPark-PFI制度の創設など、都市公園の質の向上や柔軟な整備、運営のための環境づくりを進めている。本市の都市公園における民間連携の取り組みでは、浜松城公園や万斛庄屋公園に、カフェやPark-PFI方式を導入した古民家レストランの設置など、いずれも民間ノウハウによる魅力的な空間やサービスの創出などにより、公園の認知度や魅力、更には、公園利用者の利便性の向上に繋がるなどの効果があったと考える。公園が抱える様々な課題やニーズへの対応、また一層の利活用の促進において、民間との連携は、アイデアやノウハウを活かした魅力ある公園にも結びつくことから、今後も、地域や民間事業者等への働きかけをしていく。</p> <p>(3) 他都市では、自治体が指定した公園で一定の要件を満たす個人事業者であれば出店できる個人事業者登録制などを導入している事例がある。一方で、本市の都市公園におけるキッチンカーの出店については、指定管理者制度を導入している公園を対象として、個人事業者への出店の可否は、指定管理者制度で認めている権限として指定管理者が判断している。飲食店や物販施設は、公園利用者からのニーズも高く、利用者への利便性の向上や利活用の促進につながる可能性も考えられることから、現状の把握を行い、他都市の制度も参考にしながら、現制度の課題や改善点について整理していく。</p>

質問	答弁
<p><b>3 はますくヘルパーのさらなる充実について</b></p> <p>本市では、子育て家庭を支援するための事業として「はますくヘルパー」を実施している。令和6年度からは対象が3歳未満まで広がり、さらに利用上限時間も増えるなど、制度の大きな前進があった。私が独自に行った「はますくヘルパーに対するアンケート」では195件の回答を得た。</p> <p>その結果を基に、以下伺う。</p> <p>(1) 現行制度では、はますくヘルパー利用中は保護者の在宅が条件となっており、外出は認められていない。現時点の枠組みをさらに進化させ、利用者の現実に合わせていくべきと考える。保護者の外出を一定条件のもとで認めるなど柔軟な仕組みを導入してはどうか。</p> <p>(2) 制度をより知ってもらうため、SNSや「はままつ子育て情報サイト・びっぴ」、公式LINEなどを活用し、デジタルでのリマインドや申込み導線を強化するための広報が必要と考えるがどうか。</p>	<p><b>3. 野田こども家庭部長</b></p> <p>(1) はますくヘルパー利用事業では、家事、子育て等に不安や負担を抱える妊婦や子育て家庭の居宅をヘルパーが訪問し、妊婦や保護者が在宅時に家事や子育て等の支援を実施している。また、本事業は児童虐待の予防を目的に、保護者の家事負担や育児不安の軽減を図るもので、匡の制度の中で運用していることから、現行制度ではベビーシッターのような保育を行うことは、対象となっていない。一方、本市では、認可保育施設でこどもを預かる一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センターの、まかせて会員の自宅で、一時的にこどもを預かるなどの制度がある。引き続き、保護者が必要な時にこどもの預かり制度を利用できるよう、預かり先の確保に努めていく。</p> <p>(2) 現在、はますくヘルパー利用事業については、全ての妊婦を対象に、こども家庭センターの保健師や助産師が、親子健康手帳交付時にチラシを配付し、その後のこんにはマタニティ訪問やこんには赤ちゃん訪問時には、本事業の利用が望ましい家庭と判断した場合、制度の紹介や利用勧奨を行っている。加えて、広報はままつ子育て情報サイトびっぴ、また、民間のフリーペーパーなどにも制度内容について掲載し、広く広報に努めている。今後は、浜松市子育て情報サイトびっぴや、こども家庭センター公式LINEのプッシュ通知を活用するとともに、制度案内のチラシに利用登録に直接繋がる2次元コードを掲載することで、スムーズな利用を促すなど、さらなる周知の強化を図っていく。</p>
<p><b>4 生体移動展示販売の規制強化について</b></p> <p>近年、動物の愛護及び管理に関する法律の改正及び基準省令の運用により、動物の移動販売に厳しい規制が導入されたものの、全国的にも静岡県内においても販売会が開催されてきた。</p> <p>このような中、静岡市におい</p>	<p><b>4. 板倉保健所長</b></p> <p>(1) 本市にいても、犬猫移動展示販売の開催に係る第一種動物取扱業の登録申請を受け付けする際に、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、飼養施設等が環境省の定める基準を満たしているか確認をしている。本年度からは、審査体制を強化し、静岡県と同様に、販売を計画するすべての犬猫について各個体の体長、体の高さ、収容するケージの大きさ等を記載した一覧表の提出を求めている。さらに、運動スペースを含まないケージで保管を行う犬猫については、一覧表に加えて、それぞれの運動スペースの場所、大きさ及び運動スケジュールを記載した計画書の提出も求めている。これらの記載内容が、環境省</p>

質問	答弁
<p>ては令和5年度から、静岡県においては今年度から、展示中に動物を収容するケージの大きさや犬猫を運搬させるためのスケジュール等、動物の収容に関する基準について詳細な資料を求め、基準を満たさない場合は第一種動物取扱業や犬猫等販売業の登録を拒否する等の対応を行っている。</p> <p>動物愛護の観点からも、また法令遵守・市民からの信頼確保の観点からも、本市においても同水準の厳格な審査体制を整備することが不可欠と考える。</p> <p>そこで、以下付う。</p> <p>(1) 本市で動物の移動販売を行う事業者から第一種動物取扱業登録等の申請があった場合、動物の収容に関する基準をどのように確認しているか。</p> <p>(2) 登録後に行われる現地調査において、提出された書類の記載内容の現地確認をどのように行うのか。また、申請内容と相違があった場合の対応方法はどうか。</p> <p>(3) 浜松市総合産業展示館で生体移動販売が行われているが、施設管理者としてその実態をどのように捉えているのか。また、施設利用にあたっての対応についてはどうか。</p>	<p>の基準に適合していないと判断したときは、法に基づき登録を拒否することとしている。</p> <p>(2) 環境省の基準省令では、移動展示販売開始の2日前までに動物を搬入し、健康観察を行い、健康上の問題がある場合は販売に供することができないとされている。そのため、販売開始前の2日間に職員が現地調査を実施し、犬猫の個体及び保管設備の確認を行っている。また、現地調査は開催中にも実施しており、申請内容と相違があれば、直ちに是正するよう指導を行うなど厳正に対処している。さらに、獣医師職員が、犬猫の健康状態を目視によって観察し、下痢やおう吐等の症状が見られる場合は、バックヤードにて保管し販売を禁止すること、また、必要に応じ獣医師による診療を受けさせるよう指導をしている。今後も、適正な動物の保管管理が徹底されるよう、監事指導を継続するとともに、他自治体の動向も注視し、適切に対応していく。</p> <p><b>4. (3) 北嶋産業部長</b></p> <p>浜松市総合産業展示館における犬猫の生体販売の利用については、昨年度は2社6件の利用実績があり、本年度は2社3件の利用が見込まれている。施設利用許可の判断にあたっては、同館条例等に基づき、申請者情報や利用内容などの申請内容を審査するほか、本年1月からは動物の愛護及び管理に関する法律などの関係法令の遵守や、適切な催事運営などを申告する様式を新たに設け、利用許可申請書の添付資料として提出を求めている。さらに、催事前及び当日には、同法に基づき展示・販売する動物の状態や設備を確認・指導するため、保健所動物愛護教育センター職員が会場内の立入検査を実施している。今後も同センターとの連携を一層強化し、適正な生体移動販売の運用確保に努めるとともに、地方自治法や同館条例等に基づく利用可否の判断を継続していく。</p>
<p><b>5 動物園の今後の企画展と公共施設におけるタイアップイベントの開催について</b></p> <p>爬虫類展「浜松レプタイلز O.O. 1. 1」が11月1日から3日にかけて、浜松市動物園の館内スペースを使って開催</p>	<p><b>5. (1) 中村花みどり担当部長</b></p> <p>今回の爬虫類を展示した企画展は、人と生き物との共存についての教育と、動物園のにぎわいを目的として、非営利の民間団体が企画・主催し、市が共催したものである。本市動物園こんちゅう館2階の講座室を会場とし、世界各地の珍しいヘビ、ワニ、トカゲなど約50匹が展示され、浜松市内では初めて公開されるものも数多くあった。企画展への入場者数は3日間で約4,600人となり、会場入口に長い行列が</p>

質問	答 弁
<p>された。</p> <p>開催中始終、長蛇の列が途切れない盛況ぶりです。動物園の駐車場入口でも渋滞が発生するほどの賑わいでした。</p> <p>そこで、以下何う。</p> <p>(1) 動物園としては前例のない展示だが、入園者数は大幅に増加し、企画の工夫次第で新たな集客が可能であることを示すものとなった。この反響をどのように受け止めているか。また、今回の成果を踏まえて、今後の動物園の企画展の在り方についての見解はどうか。</p> <p>(2) 公共施設のスペースを地域団体や企業が主体となって活用できる機会を広げることで、より地域が賑わう可能性がある。他の公共施設においても、活用が十分にされていないスペースを使って地域団体や企業とのタイアップイベントの開催を考えるなど、積極的な利活用を推進すべきと考えるがどうか。</p>	<p>できる等、爬虫類展への関心の高さを感じた。また、動物園全体の入園者数は昨年度と同じ3日間より3千人以上増加するなど、約1.6倍押し上げる効果もあった。本市動物園では現在、爬虫類の飼育展示を行っていないため、普段見られない動物を近くで見ることができたことで、来園者の記憶に残るものになったと考えている。また、様々な色や形の生き物を間近に感じられた点で、生物多様性の保全や、環境教育にも繋がるものと認識している。本市動物園は、市民の皆様と野生動物とをつなぐ「架け橋」となるような園を目指している。今後も、この趣旨に沿うと共に、市民の皆様に喜んで来ていただけるのであれば、民間発案の企画展やイベントを受け入れ、官民連携による動物園の更なる魅力向上に繋げていく。</p> <p>5. (2) 鈴木財務部長</p> <p>本市の施設において、公共空間を活用し、地域団体や企業などと協働してイベントを開催した事例としては、浜松科学館での賑わい創出マルシェ「みなくるマーケット」や、フルーツパークでのバイクイベント「カタナミーティング」などがある。こうした取り組みは、施設の魅力向上や、市民サービスの向上、地域のにぎわい創出に繋がることから、公共空間を有効活用した成功事例を庁内で情報共有していく。また、施設の多くは指定管理者が管理運営していることから、業務内容を細かく規定する仕様発注から、求める成果を示し、業務手法を事業者のノウハウに委ねる性能発注の拡大を検討している。事業者の創意工夫を活かした取り組みを実施しやすくすることで、地域団体や企業とのタイアップイベントの開催を後押ししていく。</p>
<p>3. 理数系人材の獲得について</p> <p>本市が開催してきた「高校生数学コンテスト」は、全国から意欲ある高校生が集い、浜松に触れる貴重な機会である。初回参加者が就職期を迎える今こそ、彼らが再び浜松でキャリアを築く流れを生み出す絶好のタイミングであり、数学を強みに持つ若者が本市企業で力を発揮することで、IT人材の地元定着や全国からの人材流入につながる可能性がある。早なる競技イベントとして終わら</p>	<p>6. 北嶋産業部長</p> <p>(1) 高校生を対象とした数学コンテストは、優秀な理数系人材の輩出や地域企業への将来の人材確保を目的として2022年度から毎年開催している。全国から参加する高校生は、初年度が122人であったものが、本年度開催の第4回では243人と増加傾向にあり、市内の高校からも17人が挑戦するなど、理数系人材の育成に寄与している。このほか、過去に本コンテストに参加した県外の大学生2人が、地元企業のインターンシップに参加したと伺っており、地域企業の人材確保にもつながりつつある。さらに、数学に関心が高い高校生の中では、夏の浜松数学コンテスト、冬の日本数学オリンピックの2つの大会が注目されているようで、参加した学生からは、浜松は数学コンテストの聖地であるという声を伺っている。</p> <p>(2) 就職につなげる取り組みとしては、参加者に浜松の産業と地域企業を知っていただくため、インターネット予選会のエントリー時に、</p>

質問	答弁
<p>せるのではなく、企業・行政が連携し、理数系人材の育成から就職までを結ぶ仕組みとして発展させることが重要であると考え。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) これまで4回行われてきた「高校生数学コンテスト」の成果はどうか。また、参加した高校生達からの評価はどうか。</p> <p>(2) 数学コンテスト出場者へ継続的に本市企業の紹介やインターンシップ情報を提供するなど、理数系人材の育成から就職までをつなぐ取組を検討してはどうか。</p> <p>(3) 既存企業への支援と併せて、同様の分野で活躍する企業を浜松に積極的に誘致し、理数系人材にとって魅力ある就職先を増やしていく戦略が重要と考える。エリジオンのようなIT企業を積極的に誘致することの必要性についての見解はどうか。</p>	<p>浜松の産業を紹介する動画を配信し、本市で開催する決勝戦においても、産業の歴史や代表する地域企業などを紹介している。また、本市で2日間にわたって行われる決勝戦は、参加する高校生が夢中になって難問を解くだけでなく、浜松ならではの食を堪能しながら友好を深めるなど、参加者にとって印象深いものになっている。来年度は、5回目のコンテストとなり、開催当初の参加者の大半が就職を考える年代になるため、理数系人材を求めている地域企業とのマッチングにつながる記念大会の開催を検討していく。</p> <p>(3) IT企業の誘致については、昨年3月にICT企業誘致戦略を策定し、積極的にICT企業の誘致に取り組んでいる。誘致活動の中では、分厚い産業基盤を有する本市の製造業との新たなビジネス展開を望む声を多くいただいていることから、ICT企業誘致の実現には、既存企業との連携が重要であると認識した。このため、まずは本市の製造業と既取引のあるICT企業を調査し、誘致に向けた働きかけを行いつつ、さらに、市内企業と取引のない企業についても地域企業との連携機会の提供に努めていきたいと考えている。また、海外展開や高度人材獲得等で連携しているインドは、世界有数のIT大国でもあるので、インドからのICT企業やスタートアップの誘致についても積極的に取り組んでいく。ICT企業の誘致は、地元産業力の強化も期待でき、本市の持続的な発展のため非常に有効であると考えている。今後も、本市の優位性や支援制度をICT企業へPRし、理数系人材にとって魅力的な企業の誘致を進めていく。</p>

資料目録(2) 2頁目

公園遊具の使用禁止措置について

対象公園、遊具

公園遊具の使用が危険な遊具(遊具使用禁止)として取り扱う遊具(遊具使用禁止)の設置場所(遊具使用禁止)の設置場所

今後の方針

- 1. 対象公園の遊具の使用を禁止する
- 2. 対象公園の遊具の使用を禁止する(遊具使用禁止)の設置場所(遊具使用禁止)の設置場所を調査する
- 3. 対象公園の遊具の使用を禁止する(遊具使用禁止)の設置場所(遊具使用禁止)の設置場所を調査する

対象公園の遊具の使用を禁止する(遊具使用禁止)の設置場所(遊具使用禁止)の設置場所を調査する

調査結果に基づき、対象公園の遊具の使用を禁止する(遊具使用禁止)の設置場所(遊具使用禁止)の設置場所を調査する

<p>対象公園名</p> <p>対象遊具名</p>		<p>対象公園名</p> <p>対象遊具名</p> <p>対象公園の遊具の使用を禁止する(遊具使用禁止)の設置場所(遊具使用禁止)の設置場所を調査する</p>
<p>対象公園名</p>		<p>対象公園名</p> <p>対象公園の遊具の使用を禁止する(遊具使用禁止)の設置場所(遊具使用禁止)の設置場所を調査する</p>
<p>対象公園名</p>		<p>対象公園名</p> <p>対象公園の遊具の使用を禁止する(遊具使用禁止)の設置場所(遊具使用禁止)の設置場所を調査する</p>

浜松市ホームページより



HPはこちらから確認

7月17日 石津撮影  
城下公園@天竜区二俣  
使用禁止遊具の表記







衛生第 307 号  
令和7年7月15日

各保健所長 様

衛生課長

犬猫展示即売会に係る第一種動物取扱業登録申請について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条の第一種動物取扱業の登録申請について、厳正な確認をしていただいているところです。

昨年、県外等から多数の犬猫を輸送し、イベント会場等において短期間の展示販売を行う、いわゆる犬猫展示即売会にかかる第一種動物取扱業登録申請において、申請書類のみでは、飼養施設が環境省令で定める基準を満たすことの確認ができない事例がありました。

つきましては、下記のとおり取り計らい、法の適正な執行に邁進働きよう願います。

記

- 1 犬猫展示即売会の形態で動物取扱業（販売業）の登録を申請する者については、法施行規則第2条第3項に基づき、以下の書類の提出を求めること。
  - (1) 申請時に販売を計画するすべての犬猫について、各個体ごとの体長、体高、展示中にそれぞれを収容するケージ等の大きさ及び一体型・分離型の別を並記した一覧表（以下「一覧表」という。）
  - (2) 運動スペース分離型飼養を行う犬猫について、各日におけるそれぞれの運動スペースの場所、大きさ及び運動スケジュールを記載し、運動時間等が基準に適合していることを確認できる計画表（以下「運動計画表」という。）
- 2 1で提出された書類について、実際に販売される犬猫が変更となり、「一覧表」または「運動計画表」の記載内容に変更が生じた場合、販売の3日前までに変更した一覧表及び運動計画表を提出するよう指導すること。
- 3 1で提出された書類について、記載内容が環境省令で定める基準に適合していないと認めるときは、法第15条第1項に基づき登録を拒否すること。
  - 2で提出された書類について、基準に適合しないケージや運動スペースにて展示する犬猫については、展示販売させないよう指導すること。

担当動物愛護班  
電話番号 054-221-2347

# 浜松市議会 市民クラブ

## 所属議員紹介

■ 市民クラブ > 所属議員紹介



【会 長】 鈴木真人

【幹 事 長】 花井洋介

【政調会長】 岩田邦泰

斉藤清明

石澤陽子

大城七瀬

[HOME](#)

[沿革経緯](#)

[市議会報告](#)

[会報](#)

[重点政策](#)

[所属議員紹介](#)

[会報スケジュール](#)

2023.04.04

2026年1月22日 stlmr-dub

## 市民クラブ 会報 2026年新春号

市民クラブの会報2026年新春号を発行しました。

是非ご覧ください。

以下の「オモテ」「ナカ」をクリックしてください。

**⇒オモテ**



**⇒ナカ**



会報





## 活動報告

[HOME](#) [浜松市より回答](#)

2026年2月24日 | shimin-club

### 浜松市より回答

2025年10月22日に行いました市民クラブの政策提言に対して、2026年2月12日に浜松市から回答がありました。内容は以下の通りです。

#### ⇒**提言及び回答**



活動報告

2025年10月22日

浜松市長 中野祐介 様

浜松市議会 市民クラブ  
会長 鈴木 真人

## 2026年度の市政運営に対する政策提言

私たち会派市民クラブは「ものづくりのまち浜松」の地域経済や、社会を根底から支えている勤労者をはじめ、市民の声や意見を、具体的な施策や予算に反映していきたいと考えることから、2026年度の市政運営に対する政策提言を取りまとめました。

先に示された「2026年度市政運営の基本方針」では、人口減少の流れを食い止め、市民の誰もがそれぞれの場面で活躍できる社会の実現が必要とされ、中野市長が掲げるオール浜松での「元気なまち・浜松」を共に実現させていきたいと考えております。

今回の提言にあたっては、多文化共生社会、インクルーシブ社会、男女共同参画社会、こどもまんなか社会をさらに推進し、希望あふれる浜松市の未来に向けて、市域全体を見据え、生活の安全安心と活力ある発展をめざし、産業経済、こども・教育、安全・安心・快適、環境・暮らし、健康・福祉、文化・スポーツ、地方自治の分野毎に重点項目を整理しています。誰もが活躍でき、広く市民が「ウェルビーイング」を感じられるための積極的な予算編成を期待し、以下、政策提言をいたします。

※ 提言内容は黒字にて記載

※ 浜松市回答は、囲み青字にて記載

## 1. 産業・経済

- (1) 農業被害が起きているヌートリアやクリハラリスの捕獲対策は、個体数が増える前に抑さえ込む必要があるため、早期に期間を決めて集中的に実施すること。また目撃情報収集は「いっちゃんお！」化し、情報が逐一集められるようにすること。

### 【環境政策課】

クリハラリスについては、根絶を目標し、捕獲実績から推測される生息状況に応じて実施方法を見直しながら、計画的に事業を推進してまいります。ヌートリアについては、広域に生息し、市外からの流入、市外への流出があるため、専門家の助言に基づき、生息数削減と生態域拡大防止のため、捕獲数と捕獲期間等の目標を定めた計画的な捕獲を実施してまいります。

また、特定外来生物の目撃情報は、現在、Logo フォームを活用してオンラインで、日時や位置情報を含めた情報を収集しております。収集した情報は、生息範囲の把握の効率化や今後の防除方針の検討を行うために重要なことから、市民がLogo フォームへよりアクセスしやすくなるよう検討してまいります。

- (2) 森林整備にあたっては、野生動物の被害発生削減や景観改善、及び水源涵養なども考慮し、落葉広葉樹林化なども行うこと。また捕獲した野生動物は、動物園の屠体給餌の仕組みを活用することで捕獲の総量を増やし、森林保全に務めることに加え、特にクマ対策については住民の生命に関わる大きな課題であり、特別な対策を行うこと。

### 【林業振興課、農業振興課】

本市は広大な森林を有しており、その立地条件や所有者の管理状況等を考慮し、各林地に応じた整備が必要になるため、引き続き、FA 森林認証制度に基づく基準の順守や、荒廃森林対策として県の「森の力再生事業」を活用した広葉樹林化の推進等により、森林の状況に応じた適切な整備を進めてまいります。

また、市内で捕獲した野生動物につきましては、市として埋葬金制度を継続し、捕獲数増加を目指すとともに、動物園における屠体給餌等今後の活用を調査・研究してまいります。

クマの対策については、従来からの大型鳥獣対応に加え、令和7年9月から始まった緊急銃撃への対応を迅速かつ的確に行えるように、猟友会、県、警察及び本市の連携を進めるとともに、市内関係部署と情報を共有し緊急出動時に備えてまいります。

- (3) 浜名湖特産である牡蠣の殻は産業廃棄物とするのではなく、アマモ場の形成や底生生物の生育環境改良のために湖底に敷く湖底質改良材や、農地への有機石灰肥料としての農業利用など、幅広く可能性を調査すると共に、関係団体と連携し再利用に取り組むこと。

### 【農業水産課】

牡蠣殻については、大半が農業用肥料として活用されるなど、既に再利用のサイクルが確立されています。今後も、漁業関係者と協力しながら活用状況を把握してまいります。

- (4) 浜名湖の豊かな自然環境を取り戻すために、静岡県で始まった植物プランクトンの増殖に必要なアンモニア性窒素を増やす下水処理方法を調査研究し、県と協力し、「豊かな浜名湖」とする取り組みに生かすこと。

**【農業水産課、下水道施設課】**

アサリをはじめとした水産資源の回復に向けては、アマモ場の再生や各種放流事業など、引き続き浜名湖の管理者である県や漁業者と協力して取り組みます。

アンモニア性窒素を増やす下水処理方法については、浜名湖のように閉鎖性の高い水域において環境基準を実効的に制御するためのエビデンスが不足しており、その達成及び維持に課題も多いことから、国土交通省の「栄養塩類の能動的運搬管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）」を基まえ、慎重に検討してまいります。

- (5) 市内企業の人材不足対応として、高度人材から特定技能人材まで友好協定を締結したインド、アーメダバード市やインド工科大学ハイデラバード校の人材を主に獲得すると同時に、ブラジルやインドネシアなど既に市内で生活している多くの外国人材が活躍できる仕組みづくりを行うこと。

**【労働政策課、産業振興課】**

引き続き、地域経済の担い手となる人材の確保に向け、外国人雇用に関する企業のニーズを調査し、産業や人材交流に供する覚書を締結している海外の自治体での具体的な取り組みを進めてまいります。

また、市内で働く外国人材や留学生の雇用・就労に関する相談やメンターによる支援に取り組み、多くの外国人材が活躍できるよう、環境を整えてまいります。

- (6) ドローン産業振興に向け、天竜川上空に加えて、遠州灘の海岸線も広く実証実験ができるよう、国・県に要望すると同時に、近隣市とも連携していくこと。第一次産業のドローン利用振興策を行うこと。また成果発表の場として、浜松市でのドローンサミットを誘致すること。

**【産業振興課、農業水産課、林業振興課】**

本市の実証フィールドについては、県のHPや本市のモビリティサービス推進コンソーシアムでPRを行っており、機体開発事業者から複数の問い合わせをいただく中で、利用に向けた調整を進めているところです。

なお、一次産業においては、農業者のニーズを把握するとともに、スマート林業の推進に向けて、ドローンに関する最新技術・動向等の情報共有や意見交換を関係団体等と行ってまいります。

また、ドローンサミットの誘致については、県単位での誘致が基本のため、県と浜松市との共同誘致について意見交換を進めてまいります。

- (7) バイクのふるさと訴求に向け、バイクで天竜区の関係人口を増やす取り組みとして、多彩な地形を利用した岩手県のイーハトーブトライアルのような中山間地を巡る「やらまいかトライアルレース」を官民連携で開催すること。

**【産業振興課】**

中山間地域でのツーリングトライアル実施は、市内外へのバイクのふるさと訴求や中山間地域における観光人口増加に寄与するものと考えます。

地方で、実現に向けては、地域住民の理解や適切な会場選定、安全安心な運営体制の構築等、多方面の調整が必要であることから、他都府の事例を参考に、官民一体での実現可能性について検討してまいります。

- (8) 将来のラストワンマイルを担う e モビリティを体験し、体験者がその後安全に市内走行できる素地を作るため「eモビリティパーク」を市内に整備すること。

**【道路企画課、産業振興課】**

電動キックボードや電動アシスト自転車など、免許が不要なモビリティは、自転車と同様に道路の左側端に寄って通行するため、浜松市自転車活用推進計画に基づく自転車ネットワークの実用設置等と合わせ、処置等の適切な維持管理に努めると共に、利用状況の増加を踏まえながら、利用者に対する交通安全の啓発にも努めてまいります。

また、今年実施する「バイクのふるさと浜松」において、引き続き、電動バイク展示や体験などを通じて、モビリティの普及啓発を推進するとともに、交通安全の啓発にも取り組んでまいります。

- (9) 遠州灘海浜公園藤原地区の近接地に建設を検討している道の駅においては、「バイクのふるさと浜松」にふさわしい、バイクユーザー目線の施設としていくため、関係者の意見を聞く機会を設け、基本計画に盛り込むこと。

**【企画課、産業振興課】**

令和5年3月に策定した道の駅及び周辺地域活性化構想では、道の駅の前提とする考え方の一つに「バイク利用者への配慮」を示しております。

今年度実施したバイク推進団体へのヒアリングやバイクユーザーを含むモニターアンケートでは、駐輪場の利便性やバイク関連の導入機能についての意見やアイデアをいただきました。これら意見等を踏まえ、関係機関とも調整しながら基本計画をとりまとめてまいります。

- (10) 地元の多彩な産業との連携や雇用の活性化、またシビックプライド醸成、市域全体の活性化などにも大きく寄与するメジャースポーツのプロチーム誘致を、産業視点による企業誘致の一環として積極的に行うこと。

**【スポーツ振興課、合奏立地推進課】**

プロスポーツチームの誘致は、本市での公式試合やイベント等の開催を通じて、交流人口の拡大や周辺産業の活性化にも大きく寄与するものと考えます。

引き続き、プロスポーツチームと連携強化を図るとともに、企業誘致の観点からも市民部と産業部が一体となり取り組んでまいります。

- (11) 起業機会の増に向け、起業関連情報の積極的な発信に努めること。特に女性の働き方の選択を拓ける施策として、女性の小さな起業を応援する機会の創出やイベント、女性に優しい起業塾の開催など、子育てしながら起業に挑戦しやすい環境を整えること。

**【産業振興課】**

今後はさまざまな起業家カフェでは、ホームページやSNS、商業施設等でのパネル展を通じて起業した方の情報を発信してまいります。また、女性の起業支援について、引き続き個別相談やセミナー参加をしやすい環境づくりに努めてまいります。

- (12) 中心市街地活性化計画の地域範囲が駅南地区まで拡大したことを踏まえ、駅南地区活性化に向け、早期に民間の投資を呼び込むなど活性化の推進を図ること。

**【産業振興課、都市計画課】**

駅南地区は、常葉大学浜松キャンパスや浜松調理菓子専門学校に移転が決定するなど、今後の発展が期待されています。

このような動向を踏まえ、当地区におけるまちづくり方針を策定するほか、中心市街地へ民間投資の誘致を図る支援制度を創設し、駅南地区を含めた中心市街地の活性化につなげてまいります。

- (1.3) 市街地では稀有な地下施設である旧東田町地下駐車場跡地を、地下ライブハウスや音楽スタジオ、またはワインセラー・ウイスキー熟成庫などへの転用など、産業視点で活用すること。

【交通政策課、産業振興課】

東田町地下駐車場は地下構造物であり、法令等の制限があるため、庫内を対象に利活用の検討を進めているところですが、今後は、産業視点も含め、様々な角度からの検討を実施してまいります。

- (1.4) 学生（高校生）世代が就職選択時に本市企業への就職を希望するきっかけ、また市外へ進学した学生がUターンを考えるきっかけとなるような、中小企業の良さも含めて地元企業をより知る機会の提供をすること。

【労働政策課】

本市は令和6年4月に商工会議所と共同宣言を行い、連携しながら大都市圏等の大学生や市内の高校生を中心とする若者の市内企業への就職を促進しています。

引き続き高校生・大学生の地元就職をはじめ、大学進学後のUターン就職、企業の採用力強化に向けた取り組みを進めてまいります。併せて、次代の浜松地域の産業を担う人材や労働力の確保につながるよう、商工会議所と連携し、市内の高等学校や大学を交えた協議会を設立して、合同企業説明会の開催や職場体験の充実、経営者に向けたセミナーの開催等、産官学の連携による一体的な支援体制を構築してまいります。

- (1.5) 製造業を中心とする企業が多い本市にとって、人手不足対策として、企業における女性の活躍が重要となっている。そのためUD男女共同参画課と産業部が協力し、企業における職種や家庭内でのジェンダーギャップ解消に取り組み、女性の活躍の場を増やし、人手不足対策や女性の市外流出の対策につなげること。

【UD・男女共同参画課、労働政策課】

令和7年度から「新しい地方経済・生活環境衛生交付金」を活用し、若い女性の転出超過抑制を目的として「女性に選ばれるまちプロジェクト」を展開しており、UD・男女共同参画課と労働政策課が連携し、女性にやさしいまちづくりや女性が働きやすい職場環境の促進、文系女子学生に向けた情報発信等の施策に取り組んでいます。

今後も引き続き、企業等に向けて固定的性別役割分担意識及びジェンダーギャップの解消と女性活躍の促進に取り組むとともに、本市への女子学生の就職促進及び女性の市外流出対策を請じてまいります。

## 2. こども・教育

- (1) 昨年度に行った地方創生特別委員会提言の以下項目は確実に推進していくこと。

- ①多様な子ども達のために、いつでも開かれた自由で安心できる憩いの場となるよう、学校や遊働センター、ふれあい交流センター等の既存施設の活用方法を見直し、地域の事情にあわせ早急に再整備すること。

【子育て支援課、教育施設課、市民協働・地域政策課、高齢者福祉課】

こどもの居場所については、既存施設の活用状況や改修時期、さまざまな利用者ニーズ等を踏まえ、関係部局が連携して検討してまいります。

- ②中心市街地や郊外拠点に、高校生や若者が誰でも気安く安心して利用できる居場所を整備すること。また、各協働センターにも若者主体の生涯学習事業として、小・中学校で一緒に学んだ地元の仲間が集い語り、学びや遊びから気づきを得られる場を整備するとともに、相談相手となる人材を配置すること。

【子ども若者政策課、創造都市・文化振興課】

高校生や若者の居場所については、特に要望の多い自習室をザザシティ西松中央館5階に開設しており、高校生や若者のニーズを聴きながら継続的に実施してまいります。

また、生涯学習事業としては、協働センター・ふれあいセンター等において各種講座等の開催を通して生涯学習の推進を促しています。生涯学習担当としては、講座を企画するにあたり協働センター等に対して、企画する際のポイントを伝えますとともに、中学生・高校生や若者が協働センターへお越しやすい講座についても企画するよう、引き続き呼び掛けてまいります。

- ③若者の意見を聞き、若者の社会参画を推し進めていくため、まちづくり若者ラボやユースカウンシル事業など、若者版の市民協働事業提案制度を創設し、若者視点で、若者が主体的に行う活動の機会を提供すること。

【子ども若者政策課】

令和7年度は、「子どもの権利ワークショップ」をモデル事業として、子ども・若者に参画いただいております。今後も、ユースカウンシルをはじめ、子ども・若者の社会参画推進について、検討してまいります。

- ④子ども・子育て支援に関する本市の施策を子育て世代に伝えるための見せ方や伝え方を工夫し発信する。また、本市の子育ての特色を端的に表す明るいキャッチフレーズを案出し、子育てのすばらしさを伝えるイベントを通じ、子育てへのネガティブなイメージの払拭を図ること。

【子ども若者政策課】

子ども・子育て支援に関する本市の施策について、子育て情報サイト・ガイドのほか、SNSの活用等により、分かりやすく発信することで、子育ての不安解消等に努めてまいります。

- ⑤女性が働きたい企業や業種を調査し企業の誘致を図り、希望する職種へのマッチング支援とともに、女性のキャリア確立を支援すること。

【企業立地推進課、労働政策課】

首都圏において若者が求める職種や就業に対するニーズを調査するとともに、製造業の立地促進のみならず研究開発部門やIT 企業の誘致を推進することにより、多様な雇用機会の確保を推進します。

引き続き、子育て中の女性が働くことができる環境や女性のキャリア形成につながる労働環境の整備を促進するとともに、企業で魅力的に働く女性の情報を発信してまいります。

- ⑥子育て世帯に直接的な支援イメージを伝えやすい施策として、市税における「子育て減税」を検討すること。

【子ども若者政策課、子育て支援課、市民税課】

今後も税における子育て世帯への支援については、国と一体となって行っている中、本市としては減税ではなく「直接的な支援のイメージ」が伝わるような施策として、子育て世帯に対する経済的負担や心理的不安の軽減を図るための支援などを検討してまいります。

- (2) 市内に通う大学生のアンケートを実施し、実態調査に基づいた大学生を含めた若者政策を実現するために、大学生を中心とした若者政策を進める部署を新設し、大学生のネットワーク構築などを進め大学生の市内への就職・居生を促進すること。

【企画課、広聴広報課】

令和8年4月の組織改正において、地域の大学等が有する知的資源や若者との接点を地域活性化等に活かし、教育機関、地域、企業など多様な主体との連携を推進する組織として、企画課に「教育・若者連携推進担当課長」を新設してまいります。

また、大学生等を対象とした座談会や大学生広聴事業「大学生未来 VISION」を継続するほか、包括連携協定や糸じのくに地域・大学コンソーシアムを活用して、大学との連携を一層推進します。

- (3) 友愛のさと診療所、子どものこころの診療所について、初診申込みから診察に至るまでの待機期間の短縮に向け目標とスケジュールを定め、その対策を着実に進めること。

【障害保健福祉課】

友愛のさと診療所、子どものこころの診療所の初診待機期間の短縮については、現在もソフト、ハードの両面から様々な対策を講じておりますが、初診待機期間を解消するには至っていない状況です。引き続き、初診待機期間の短縮に向け、地域の医療機関と連携し、医師確保に向けた取組を行ってまいります。

- (4) 子ども医療費助成については、高校生世代まで拡充すること。

【子育て支援課】

医療費助成については、限られた財源の中、医療保険制度本来の受益者負担の観点から、一定の自己負担をお断りしています。今後も高校生世代までの助成を継続するなかで、今までは適齢にかかる自己負担（時間外除く）は乳幼児まで無料としていましたが、令和8年度より無償化の対象を中学生まで拡大してまいります。また、国に対しても統一的な助成制度の創設を引き続き要望してまいります。

- (5) 共働き世帯が増加している中、病児の保育施設の充実が急務であり、増大する病児・病後児保育件数に対応するため、受け入れ先施設を増設すること。

【幼保支援課】

利用希望に対応できるように、浜松市子ども計画に基づき、令和9年4月事業開始分の事業者の募集を行い、定員拡大を図ってまいります。

- (6) 放課後児童会の運営について、モデル事業を実施している夏休みの長期休暇時の利用拡充や朝晩の利用時間延長など、働く現場から声を聞き改善すること。

【学校・地域連携課】

令和8年度の夏季休業期間限定の放課後児童会については、土島小学校区及び赤松小学校区に加え、新たに2か所の児童会で開設してまいります。

開設時間等については、利用者の意見を踏まえ、施設管理者と調整を行ってまいります。

- (7) 小中学校の体育館における熱中症対策として移動式スポットクーラーはあくまで暫定措置と認識している。スポットクーラーの効果検証を行い、避難所となることも考え、常設型空調設備の導入を早期に行うこと。

**【教育施設課】**

定年引上げ制度完成までの移行期においては、60歳を超えたフルタイムの正規教員が増加することに加えて、定年前再任用など教員の移成が大幅に変化するため、移行期における教員全体のバランスを見極めながら、市単独加配の必要性についても検討してまいります。

- (8) 豊かな学びの保障には、学校に一人でも多く教員を確保する事が重要となるため、定年退職前に短時間勤務を希望する教員を調査し、再任用短時間勤務の教職員を定数外として確保し、市単独事業で採用すること。

**【教職員課】**

定年引上げ制度完成までの移行期においては、60歳を超えたフルタイムの正規教員が増加することに加えて、定年前再任用など教員の移成が大幅に変化するため、移行期における教員全体のバランスを見極めながら、市単独加配の必要性についても検討してまいります。

- (9) 様々な問題を抱えた子どもや保護者の支援にあたるスクールソーシャルワーカーの正規職員化も含め処遇改善に取り組むこと。

**【指導課】**

スクールソーシャルワーカーの正規職員化につきましては、教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすることを、国に対して、引き続き要望してまいります。

また、スーパーバイザー及びエリアリーダーの処遇改善について、他の自治体における報酬等の状況を調査してまいります。

- (10) 三遠南信サミットでも取り上げられた湖北高校佐久間分校への入学者対策は継続していくことと同時に、単なる中山間部の就学機会対策にとどまらない、地域性を生かした魅力あるカリキュラムで差別化を図り、学校運営に積極的に関与すること。

**【教育総務課、中山間地域振興課、天竜区振興課】**

佐久間分校の魅力化に向けては、佐久間・水窪地域の地域・保護者の代表、県教育委員会、市教育委員会などで組織する協議会が設置されており、本市の関係部局も参画しています。

協議会において、佐久間・水窪地域の特色を生かした活動などについて検討し、選ばれる学校となるよう取り組んでまいります。

- (11) 今年の3月に市内の小中学校のトイレに試験的に生理用品を設置し生徒たちにアンケートをとったところ、約9割の生徒がトイレに生理用品を設置してほしいという結果が出たことから、健康支援の観点及び、経済的な理由で生理用品を購入できない児童生徒への配慮をするべく、小中学校女子トイレに生理用品を設置すること。

**【健康委員会】**

生理用品に関する児童生徒からの申請に対して、養護教諭等が直接手渡しすることで、児童生徒の健康状態や家庭環境、心理面の把握につながることから、手渡しの機会を促した対面での健康指導が重要と考えています。今後も、個々の児童生徒の健康状態や生活事情に十分配慮しながら、支援を継続してまいります。

- (12) 天竜区の小学校において、通学児童・生徒を増やす取り組みとして、長野県下伊奈郡阿南町の和合小学校の親子山村留学の取組を参考に、天竜区において親子山村留学の導入を検討すること。

**【中山間地域振興課、教育総務課】**

山村留学の実施には、保護者や地域の理解と協力が不可欠となります。児童生徒の増加につながる山村留学などの取り組みについて、他自治体の先進事例などを調査研究してまいります。

今後も、小規模校の保護者や地域との意見交換を通じて、地域における学校の在り方について検討してまいります。

山村留学の実施には、保護者や地域の理解と協力が不可欠となります。児童生徒の増加につながる山村留学などの取り組みについて、他自治体の先進事例などを調査研究してまいります。

今後も、小規模校の保護者や地域との意見交換を通じて、地域における学校の在り方について検討してまいります。

- (1.3) 子供たちが夢を諦めてしまう事がないよう中学部活動土日の地域展開については、令和8年のスムーズな完全移行に向けて検討を重ね、国の方針に左右されない浜松独自の方向性を作り上げること。また、ガイドラインを基にした活動により炙り出された課題に対して早急な対応を実施すること。

**【学校・地域連携課、指導課】**

令和7年10月に公表したガイドライン案の内容について、市民向け説明会の開催や関係団体、生徒・保護者への説明等により、広く市民の皆様への周知・広報と意見聴取を行っております。また、いただいたご意見や国のガイドライン改定等を踏まえ、令和8年3月に最終的なガイドラインを策定・公表します。

課題への対応については、令和8年度以降部活動の地域展開を検証する場を設け、課題等の整理と対応を行ってまいります。

- (1.4) 中学部活動の地域展開に向けて、指導員の確保や運営など保護者、学校、地域、企業などが連携できる体制を構築し、サポートをしていくこと。

**【学校・地域連携課、指導課】**

令和7年10月に公表したガイドライン案により、市民説明会などで地域クラブの立ち上げに必要な情報等の周知を行い、関係者が連携して部活動の地域展開が進められるよう努めております。

また、子供たちの費かて幅広い活動機会を保障するため、地域クラブの設立・運営や、参加者に対する支援制度を創設してまいります。

- (1.5) 子どもの権利条例の検討が進められているが、条例制定と合わせて子どもの権利擁護機関を設置すること。

**【子ども政策課】**

子どもの権利政策委員の設置は、子どもの権利に関する条例の整備を進める中で、有識者等の意見を伺いながら検討してまいります。

- (1.6) 子どもの権利条約や子ども基本法の基本理念に即して、児童養護施設以外でも子どもの意見表明や子どもの意見を年齢に応じて考慮するため、小中学校などでも子どもアドボカシー活動の環境整備を行うこと。

**【教育センター】**

各学校においては、これまでと同様に教育活動全般で子どもが自分自身に権利があることや意見を表明できることを学習するとともに、学校図書館に子どもの権利に関する学習コーナーを設けるなど、環境の整備についても検討し、理解を高めてまいります。

- (17) 本年は11月30日に子どもの権利フォーラムが計画されているが、子どもの権利を市民に広く周知するために他都市を参考に子どもの権利月間等の啓発活動を継続的に実施すること。

**【子ども若者政策課】**

子どもの権利に関する条例の整備を進める中で、先進事例を参考に、子どもの権利の周知啓発方法を検討してまいります。

- (18) 令和6年度からの婚活イベントの検証を生かし、またそこでマッチングしたカップルの交友関係から広がりを作るよう結婚式の2次会に補助金を支出することや、はたちのついで当日の2次会、同窓会などに補助金を支出し、まちなかのにぎわい創出にも繋がる取組みを行うこと。

**【子ども若者政策課】**

本市が実施した婚活イベントの参加状況等を検証し、今後の婚活イベントの企画・立案に活かすとともに、まちなかのにぎわい創出にも繋がる取組みを調査・研究してまいります。

### 3. 安全・安心・快適

- (1) 交通事故数ワーストワンを脱するために、交通安全に特化した取り組みを行う「交通事故ワーストワン脱出遂行事業本部」を新設すること。設置期間に結果が出ない場合、ワーストワン脱出作戦を終了し、新たな視点の活動を行うこと。

**【道路企画課】**

交通安全対策の推進に向け、道路企画課交通安全対策担当課長がけん引する中、警察や交通安全協会、市の関係部局等で組織する「浜松市交通事故防止対策会議」において、これまでの対策内容を評価するとともに、次期交通安全計画に掲げる重点施策と目標値の設定等について検討してまいります。

- (2) 来年9月から生活道路の30キロ制限が施行されるが、居住する児童や高齢者の安全確保に向け、ゾーン30プラスの物理的デバイスの設置を小中学校や幼稚園・保育園などの近くだけでなく広く設置すること。また現在は生活道路になっていても構造上安全が担保できる個所などについては、現状確認の上、県管に対し除外に向けた要望を行うこと。

**【道路企画課】**

ゾーン30プラスについては、令和7年3月末時点で5地区を設定し、その全ての地区で整備が完了しております。引き続き、残る既存のゾーン30エリア計31地区への導入を推進すると共に、その他のエリアにおいても、地域の皆様への働きかけを行っており、ご理解をいただいたエリアについては、警察や地域関係者と協力して、ゾーン30プラスの拡大を図ってまいります。

- (3) 小型特定原動機付自転車には、地方のラストワンマイルや、免許返納高齢者の移動への期待があるため、歩行者や他の交通と共存する方策を至急検討し、安全に利用できる環境を作っていくこと。また駐車場整備も計画的に行うこと。

**【道路企画課、道路保全課】**

「特定小型原動機付自転車」が安全に利用できる道路環境の実現に向け、利用者に対する交通安全啓発や歩行者への当該車両の告知・方策について、警察等と連携して取り組んでまいります。

また、特定小型原動機付自転車の普及状況や駐車需要に応じ、特定小型原動機付自転車が駐車できる駐車場への案内標識の設置や駐車場の新設・増設を検討してまいります。

- (4) 危険で管理にコストが掛かる街路樹・植栽の伐倒・伐根を継続的に行い、安全な歩道・車道を維持する事。また雑草で見通しが悪化する中央分離帯をコンクリート化するなど、交通安全と同時に低コストで管理し、美観を維持すること。

**【道路保全課】**

街路樹再整備方針に基づき計画的な点検・診断を行い、倒木の恐れがあると診断されたものについては、伐倒・伐根を実施し安全な歩道・車道の維持に努めてまいります。

また、中央分離帯のコンクリート化については、令和7年度より試験施工を開始しました。引き続き、低コスト化の実現に向けた検討を進めてまいります。

- (5) 街路樹繁茂対策に対しては道路街路樹の基礎的データを取得する必要があるが、全面調査に加え、日常の公用車利用を一つのセンサーと捉え、公用車に付いているドラレコ画像をデータベース化し、道路異常や、街路樹繁茂対策に利用できるよう、デジスマ部と連携して進めること。

**【道路保全課】**

令和5年度より車載カメラが撮影等したデータから、AIを用いて道路損傷を検出するシステムを導入し、「罅割の穴ぼこ」検出に努めておりますが、街路樹やその他の道路異常の検出技術の開発までは至っておりません。

国土交通省では構造物点検等で活用可能な新技術をとりまとめており、令和6年8月より、「樹木の健全度」や「標識板のかすれ・塗装剥がれ・反射性能低下」を把握する技術の公募を開始しました。このため、今後も新技術の動向に注視すると共に、市内関係部局との調整を進めてまいります。

- (6) 誰もが安心して公園で遊べるように、トイレの清潔な維持管理に努めること。

**【公園管理事務所】**

引き続き、日々のパトロールや清掃により施設を清潔に維持管理してまいります。

- (7) 公園緑地及び遊休資産などの除草には、管理コスト減やごみ減量、及びカーボンニュートラルへの貢献する視点で、電動ロボット草刈り機導入の実証実験を行うこと。

**【公園管理事務所、河川課、アセットマネジメント推進課】**

四ツ池公園での実証実験や名古屋市の先進導入事例の調査より、導入による効率性及び経済性等が期待できる一方で、盗難及び悪戯防止対策やロボット草刈り機に適した地形、除草箇所等を検証する必要があることから、引き続き公園への導入について検討してまいります。

- (8) 遠州灘海浜公園笹原地区の周辺整備にあたっては、地域活性化に加え、交差点部分のペDESTリアンデッキ化などの歩行導線や、公共交通利用の増進による交通安全を考慮すること。

【都市計画課、交通政策課】

近河灘海浜公園藤原地区のJR高塚駅との交通アクセスは、現時点では歩行動線として都市計画道路路上島柏原線の自転車歩行者道の利用を想定しており、公園整備や周辺地域の土地利用の状況に合わせ、必要な協議、調整を進めてまいります。

また、公共交通については、今後、静岡県との協議の進捗状況や利用者のニーズなどを勘案しつつ、交通事業者と連携し、交通アクセスについて幅広く検討してまいります。

- (9) 浸水被害軽減を目的に、被害想定の大い河川の流域全体の貯留能力向上に向け、道路地下への岡山市が整備している雨水貯留管整備も検討すること。

【河川課、下水道課】

貯留施設は、対象となる河川において、貯留機能を効果的に発揮できる箇所の選定が重要になります。また、早期整備の観点から、極力、支障の少ない箇所への整備が有効であるとも考えています。

令和7年度、丸瀬川や芳川流域では、公共施設等の敷地にて貯留施設の設置を進めているほか、市内の小中学校では、引き続き、校庭貯留の整備を実施してまいります。

今後とも、総合雨水対策計画に基づき、対策を確実に実施していく中で、道路地下の雨水貯留管整備について岡山市の整備内容を参考に研究してまいります。

- (10) 防災・減災面から上下水道の耐震化工事などを迅速に進めるため、国の補助制度を十分に活用していくこと。

【下水道総務課】

国は、第1次国土強靱化実働中期計画において事業規模を20兆円強程度として国土強靱化等を推進するとしております。本市におきましても補助制度を十分に活用するとともに、補助要件整備や更なる財政支援の拡充など国への要望活動を引き続き行い、上下水道施設の耐震化や管路更新などの取組みを強力に進めてまいります。

- (11) 消防、水防の両分団の人数が少なく、活動が厳しい状況にある。2022年度の決算審査において消防団員確保対策を指摘し、動画コンテンツの情報発信、高性能防火衣の導入による安全面の配慮、消防団のイメージ刷新を進めるとの回答があったが、活動報酬について時間換算の導入など分団員のモチベーションがあがる取り組みを行うこと。

【消防総務課、土木部河川課】

消防団員及び水防団員に対する報酬については、各々、浜松市消防団に関する条例、浜松市水防団条例に規定されており、令和3年に消防庁から発出された通知を踏まえ令和4年4月に実働活動報酬を1回3,000円から、4時間以下4,000円に、訓練報酬を1回2,000円から3,000円にそれぞれ増額する改正を行っております。

令和7年4月には、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職金俸給の上限が継続30年以上だったものを35年以上の区分を追加し、階級にかかわらずこれまでの上限額に一律10万円増額する条例改正を行っております。

さらに、団員が訓練や災害対応などをする際に私用車を利用した場合には、市の基準に沿った37円/kmの交通費を支給しております。

水防団においては、水防活動量の刷新を行い、水防倉庫の建て替えなど環境整備の取組みを進めているところです。

今後引き続き、国及び他都市の動向や各団の意見を踏まえながら、必要に応じて処遇等について検討してまいります。

- (1.2) 高齢者の免許返納や若者に魅力あるまちづくりのために、既存の公共交通手段にとらわれず、湖西市のコーちゃんバスやタクシー、磐田市のお助け号、掛川市の CHAI のり号のように路線バスと共存する AI を活用したオンデマンド乗合タクシーなど様々な最新の情報を収集し、新たなモビリティを含めた公共交通計画を早期に策定すること。合わせて、地域毎の移動の足の課題解決に向けて庁内連携の体制づくりを行うこと。

【交通政策課】

現在、公共交通に関する情報収集を行っており、令和8年度以降には、収集した情報を分析し、地域の特性などを考慮した上で、地域とともに持続可能な公共交通となるよう、利便性向上を図る計画の策定と併せて取り組めます。

また、様々な移動手段の研習課を委員とする庁内組織を令和7年11月に立ち上げ、庁内連携しながら、移動に関する課題解決に向けて連携してまいります。

- (1.3) 消防ヘリ「はまかぜ」の体制について、今年度募集には応募なしだったとの結果もあり、全国的にパイロットの実質人数も少ないことも考慮し、他市事例も参考に募集条件の幅を広げ人材確保を積極的に行うこと。また、長期的視点での運営を検討し、人材育成を図ること。消防ヘリ「はまかぜ」の体制強化につなげること。

【消防総務課、警防課】

「はまかぜ」の安全な航空消防活動及び運航体制の維持には、若手操縦士の指導育成が重要です。今後、若手操縦士を指導することが可能な機長時間3,000時間以上の豊富な経験を有する操縦士を確保するため、採用要件など、庁内調整を引き柔軟に対応してまいります。

## 4. 環境・くらし

- (1) 循環型経済、及びカーボンニュートラルは全庁で取り組み、県や近隣自治体と積極的に連携し推進すること。

- ① Jクレジット・VCSなどカーボンクレジットについては、市内企業に優先的に販売するなど、地産地消を第一に考えること。

【カーボンニュートラル推進課、林業振興課】

森林由来のJクレジットの地産地消に向け、林業関係者や地域企業とともに、森林整備からクレジット創出、販売、オフセットまで、市内で完結する仕組みを検討してまいります。

- ② 箱山寺総合公園を一体的に活用し、バイオガスなど最新技術導入で動物園飼育動物排泄物のたい肥化、及びフラワーパークでの利用を再開すること。

【緑政課、動物園】

動物園内の堆肥施設の再稼働だけでなく、民間の廃棄物リサイクル施設等の活用も含め、箱山寺総合公園全体（動物園とフラワーパークの両施設）からの廃棄物における、資源循環に資する最良な処理方法について、継続して検討してまいります。

- ③ NPO が西部清掃工場で開催している紙容器（紙マーク付紙製アイスクリームカップ等）や家庭用歯ブラシのリサイクル事業のように家庭ごみ減量に資する民間の取り組みは、市が全面支援すること。

【一般廃棄物対策課】

NYE 法人が西部清掃工場環境整備を前設で実施している事業を含め、民間事業者が主体となるごみの減量に関する取組や、新しい資源化技術に関する取組に対しては、引き続き、市民への周知啓発等の支援を行うとともに、令和7年10月に創設した「はまの循環経済パートナーズ」制度の枠組みも活用し、市民連携で家庭ごみ減量に資する循環型経済への移行を推進してまいります。

④伐採した枝葉の回収拠点、及び回数・回収容量を増やし、みどりのリサイクル事業に市民がさらに参加しやすくしてごみを減量すること。

【一般廃棄物対策課】

みどりのリサイクルは、市民の利便性を高めるために令和5年度に3拠点を増やし、現在10拠点で実施しております。さらなる回収拠点や実施日数の増については、経費の増大、運搬費用や保安業務の増大などの課題があるため、現状の拠点を基本として利便性の向上を検討するとともに、さらに多くの市民の皆様にご利用いただけるように、ホームページや分別収集カレンダーに加えて各種イベントにおいて、木屑活用等の周知啓発を積極的に実施してまいります。

⑤沿岸部の松林に関しては倒木の可能性のある枯死樹木の伐採を早期に進め、松枯れに耐性のある松や他の樹種への植え替えを加速すること。また伐採した樹木が朽ちるとシロアリの発生源ともなるため、伐採樹木は放置せず適宜迅速に搬出し、チップ化、たい肥化の上、松林に施肥するなど、循環型経済を念頭に対策すること。

【林業振興課】

園田町内の森では、これまで危険性の高い杉林の伐倒駆除を優先的に実施してまいりました。当該箇所は、漁業住民が日常的に利用されていることから、引き続き、薬剤の散布や樹幹への注入、残存枯れ松の伐倒駆除を進めるとともに、今後は、長くい虫被害に強い抵抗性クワツタの植栽により、松林再生を進めてまいります。

また、林内に残存している伐倒木につきましても、業者による搬出及びチップ化を進めるなど、環境整備を進めてまいります。

⑥山梨県との連携をさらに深め、「やまなしモデル」での木屑活用のモデル事業を市内に誘致し、木屑活用の機運を高めること。

【カーボンニュートラル推進課】

本市における木屑の利活用にあたっては、山梨県の取組が参考となることから、木屑製造技術はもとより、木屑製造関連事業者の連携や供給先などについても調査・研究してまいります。また、木屑関連企業などに対して、地域内外の企業・団体が参加する「カーボンニュートラル推進協議会」の場などにおいて、本市の産業用地への誘致活動を行ってまいります。

⑦再生可能エネルギーの弱点克服に向け系統用蓄電池の整備は必要だが、危険性などの市民理解が進んでいないことを鑑み、市内設置する場合の要件などを整理し、条理化などを検討すること。

**【カーボンニュートラル推進課】**

系統用蓄電池設備等については、地域との調和、災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全が図られた適正な設置が必要となります。そのため、設備設置や運用管理等にあたり、周辺住民への説明や事業計画、工事着手・完了・事業開始等に関する内容を市への届出という形で事業者に対して求める「要綱」及び、関係法令の手続きや配慮事項、要綱に基づく手続きの詳細を取りまとめた、事業者向けの「ガイドライン」を令和7年12月に制定しました。

これにより、本市において、早期の段階で事業計画を把握することで、特に周辺住民への十分な説明によって理解を求めるとともに、適正な設置に向けて法令遵守の徹底を図れるよう運用してまいります。なお、要綱の施行後は、実効性などに課題が出てきた場合は、速やかに条例化も検討してまいります。

- ⑧太陽光パネルの老朽化に伴う廃棄物問題について、リサイクル方法やリユース方法などの検討を進め、適切に処理できる仕組みづくりを検討すること。

**【カーボンニュートラル推進課】**

EIT 制度による固定価格買取期間が終了する 2030 年代半ば以降、市内から大量の太陽光パネルが廃棄物として排出されることが想定されます。その太陽光パネルについては、アルミやガラスなどの資源の有効活用などの面から、可能な限りリサイクルをしていくべきものと捉えています。そのため、使用済み太陽光パネルをアルミフレームやガラス、シートなどの素材に分離・選別を行っている先進事例の視察や市内廃棄物処理業者との意見交換などを始めています。

なお、太陽光パネルのリサイクルは、国全体で進めていくものと考えことから、国における法整備や制度化の動向を注視してまいります。

- (2) リチウムイオン電池の適切な回収の啓発活動に、環境省の「リーグ試合会場活用の事例を参考に、子ども若者が集まるイベントでの啓発活動を行うこと。

**【一般廃棄物対策課】**

リチウム蓄電池等の適切な分別方法等については、令和8年4月から開始予定の小量電池内蔵製品の収集品目変更と合わせて周知してまいります。適切な分別の徹底のためには、広く市民の皆様への理解と協力が必要となるため、分別収集カレンダーや広報はままつ、浜松市公式ホームページ、浜松市公式 SNS 等、さまざまな広報媒体を活用し、全市民を対象に周知してまいります。

また、本市のごみ減量啓発イベント等で分別方法について案内するなど、子どもにもわかりやすく情報が届くような方法で周知を図ってまいります。

- (3) 有価物であるため廃棄物処理法の対象外となる特定再生資源を屋外で保管する場合において、崩落、火災等の事故や騒音、振動、悪臭等の発生により市民生活への影響が生じることがないように特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例を制定すること。

**【産業廃棄物対策課】**

再生資源物の保管については、規制条例を制定した自治体と比べ条例未制定の自治体へ移行する事例が相次ぎ、全国統一の制度設定を望む声が高まったため、環境省がヤード環境対策検討会議を継続開催し、早期に法的制度整備を講じる方針を打ち出しております。市としては引き続き情報収集し留意を注視してまいります。

- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律の下、動物愛護の観点また法令遵守・市民からの信頼確保の観点から、移動販売会などを筆頭に動物飼育施設は環境省今で定める基準を満たすことを徹底させること。

**【動物愛護教育センター】**

動物取扱業の登録又は更新申請を受けた際は、申請書の確認及び現地調査により、環境省令で定める基準を満たすことを確認しています。特に、移動販売を行う動物取扱業については、各動物の大きさ、収容場所の広さ、飼物の運動計画等、より詳細な資料の提出を求めるとともに、複数回の現地調査により不適切な飼育について指導を行っております。今後も、動物の飼育及び安全の保持等、動物の適正な取扱いが徹底されるよう、監視指導を継続してまいります。

## 5. 健康・福祉

- (1) はままつ健幸クラブアプリのダウンロードの動機付けとなるポイントの活用法を拡大し、現在の景品抽選式ではなく、景品選択式にすること。またナッジ理論を活用した運動啓発を行い、はままつ健幸クラブアプリの利用拡大を推進すること。

**【ウェルネス推進事業本部】**

景品券に応じたポイント付与とその利用先となる景品応募は、はままつ健幸クラブの新規利用者獲得や既存ユーザーの利用継続の動機付けとなる成果です。

景品応募を予算内で継続的に実施するためには、抽選により当選者数を管理する必要があります。ポイント利用の満足度向上に向けては、デジタルギフトの追加など当選口数増加の取組を継続するとともに、利用者アンケートにより要望を把握するなど調査研究も行っております。

また、ナッジ効果の活用はイベント告知等で効果的であることから、引き続き、運動機会の増加に向けた啓発や告知に、積極的に取り入れてまいります。

- (2) これまで健康づくりや地域交流の場として多くの市民に親しまれてきたサーラグリーンパークについて、再建か再建しない場合の活用方法はどのようなのか、方向性を明確化し、早期に次の時代につなぐ決断をすること。

**【スポーツ振興課】**

閉鎖した浜北温水プールの建物については、改修などによる活用が難しいことから、同地区内の施設利用者の安全確保のため、令和8年度から速やかに解体を進めてまいります。

また、跡地については、建物の解体工事と並行し、有効な利活用に向け検討してまいります。

- (3) 介護施設において認知症進行を遅らせるなどの効果が報告されている、麻雀や e-sport を導入するための助成制度をつくること。

**【介護保険課】**

高齢推進会議等にて確認したところ、脳の活性化や認知症の予防、利用者のコミュニケーション増加などを目的として、少ないながら麻雀を導入している事業所がありました。しかし、麻雀に限らず将棋やオセロなど類似の機能訓練メニューもあることから、引き続き、介護事業者や利用者のニーズ、他都市の状況などを踏まえ、認知症予防に資する有効な施策について調査、研究してまいります。

- (4) 誰も取り残さない社会とするために、障害者への合理的配慮の提供を支援する助成制度を設けること。

**【障害保健福祉課】**

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる共生社会の実現に向け、合理的配慮の提供について認知啓発を図るとともに、助成制度に関する他市の事例について調査研究を行ってまいります。

- (5) 女性の健康促進のために、子育て世代であっても安心してがん検診が受診できるよう、託児付きのがん検診を提供するなど、環境整備をすること。

**【健康増進課】**

子育て世代が安心してがん検診を受診できるよう、未受診者を対象とした休日がん検診を継続するとともに、子どもを一時的に預けたい場合に利用できる、一時預かり事業や託児サービス等の情報について、がん検診事業の案内時に併せて周知してまいります。

- (6) 骨髄移植などにより定期予防接種で獲得した免疫が失われ、医師により再接種が必要とされた方に対する接種費用助成を、平成30年度から18歳未満対象に行っているが、その年齢制限を撤廃すること。

**【健康増進課】**

現行制度における上限年齢の撤廃について、引き続き検討してまいります。

## 6. 文化・スポーツ

- (1) 既存の展示方法にとらわれず、街中での展示や美術展、出張移動型展示等、街全体がアートに溢れるイベントを開催することで、市民生活にゆとりを生み、また感性を育む機会の創出に取り組むこと。

**【創造都市・文化振興課】**

浜松アーツ&クリエイションや民間団体によるアートイベントへの参画を促すような周知を行うとともに、出展を志すアーティストの支援や活動を応援する企業等とのマッチングを行ってまいります。

- (2) 中・高・大学生らによる軽音楽イベントを世界3大楽器メーカーの協力の下「LIGHT MUSIC IN HAMAMATSU」として開催し、将来はアクティビティの展示イベントホールで開催できるようにすること。

**【創造都市・文化振興課】**

中高生を対象とした軽音楽祭については、継続的に開催していくとともに、出演機会や財源の確保について検討してまいります。

- (3) 遠州灘海浜公園蒲原地区へ県が計画している多目的ドーム型スタジアム建設にあたっては、周辺のまちづくりも見据え、その企画段階から積極的に関与し、市民が求めるスポーツによるまちづくりを推進すること。

【企画課、スポーツ振興課、都市計画課、公園課、産業振興課】

遠州灘海浜公園（館原地区）への多目的ドーム型スタジアム建設にあたっては、令和7年1月に県と市による遠州灘海浜公園（館原地区）利活用推進協議会を設けて検討しています。協議会には、企画課政策調整担当、スポーツ振興課、都市計画課、公園課、産業振興課が参画し、公園を含む全体的な利活用について協議を行っています。

引き続き、協議会において、市の考えや要望を正確に伝え、多目的ドーム型スタジアムの早期建設に向けて協議を進めてまいります。

(4) 「みる」「する」「ささえる」スポーツの側面ごとに、

- ①経済効果が発生、かつ市民のスポーツへの興味喚起する「みるスポーツ」面では、従来の市民スポーツの延長線無く、産業視点でプロチーム誘致を行い、同時に賑わいを作り出す仕組みも検討すること。

【農業水産課、土木道徳課】

アザミをはじめとした水産資源の回復に向けては、アザミ場の再生や各種放流事業など、引き続き漁名湖の管理者である船や漁業者と協力して取り組みます。

アンモニア性窒素を削減する下水処理方法については、浜名湖のように閉鎖性の高い水域において環境基準を実効的に制御するためのエビデンスが不足しており、その達成及び維持に課題も多いことから、「国土交通省の「栄養塩類の能動的運搬管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）」を踏まえ、慎重に検討してまいります。

- ②人を元気にする「するスポーツ」面では、誰もが希望するスポーツに好きなだけ打ち込めるよう、グラウンドや公園の整備、体育館の空調など、環境整備に努めること。

【スポーツ振興課】

市民の皆さまに安全・安心に施設をご利用いただけるよう、引き続き、維持管理及び運営に努めてまいります。また、近年の暑さ対策や誰もが使いやすいユニバーサルデザイン化など、各施設の設備や利用状況を踏まえ、最先順位を付けながら、時代に合った環境整備に取り組んでまいります。

- ③社会貢献としての「ささえるスポーツ」面では、市民がボランティアや地域指導員、地域クラブ（はまクル）に参加しやすい環境づくりを行うこと。

以上「みる」「する」「ささえる」3つの観点で「スポーツ文化都市」を宣言するに相応しい取り組みを行うこと。

【スポーツ振興課】

市スポーツ推進委員の活動支援、地域スポーツ指導者養成講座などの取組を引き続き進めるとともに、スポーツイベントの運営や中学校部活動地域顧問の受け皿など、ささえる活動の場の提供提供を強化し、スポーツ協会等の関係機関と連携しながら、参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

- (5) ビーチ・マリンスポーツの聖地として、市民がビーチ・マリンスポーツに親しむ機会を増やすことで、地元からその文化を醸成すると共に、その適地である本市のスポーツ環境の周知を強化し、各競技の全国大会や国際大会の誘致に向けた取り組みを推進すること。

**【スポーツ振興課】**

市民の機運醸成を図るため、地元競技団体等と連携し、ビーチ・マリンスポーツに親しむことができるイベントを引き続き開催します。また、全国大会や国際大会の誘致に向けては、江之島ビーチコートやマヨロマリンスポーツ拠点の施設整備を着実に進めるとともに、首都圏で開催されるスポーツツーリズム展示会場への出展や、県が新たに法人化する「スポーツコミッション Shizuoka」との連携など、本市が持つポテンシャルの効率的な情報発信と誘致促進に幅広く取り組んでまいります。

- (6) 本市のビーチ・マリンスポーツの聖地としてのイメージ向上と交流人口増の為に、大きな経済効果と広告効果が得られたWSLサーフィン国際大会を継続すること。

**【スポーツ振興課】**

本大会は、本市が掲げる「ビーチ・マリンスポーツの聖地・はままつ」において、イメージ向上や交流人口増進に寄与するなどイメージシンボルとなり得るものであることから、大会の持続的開催に向け、引き続き、主催団体等との連携、協力を図ってまいります。

- (7) 老朽化が進む相模場の整備を検討すると共に、他のスポーツ施設と同様にスポーツ施設の賃約を行うことで国技である相撲競技の普及に取り組むこと。

**【公園課、公園管理事務局、スポーツ振興課】**

既存の遠州灘海浜公園の施設は老朽化が著しく進行しており、大規模な改修が必要であることから、利用状況や課題等を踏まえ、移転先として可美公園を選定し、整備に向けた取り組みを進めてまいります。

- (8) 老朽化している美術館は、民間資金活用のうえで、複合的な施設として再整備すること。併せて、常設展示の充実に加え、徳川宗家ゆかりの展示館を併設するなど、海外からのインバウンドも見込めるものとする。

**【美術館】**

令和8年度には、新美術館整備に向けての基本構想を質疑していく予定であり、常設展示施設を含めた施設規模を整理するなかでPR等の民間資金活用や他施設との複合化を検討し、浜松の魅力を発信して市内外から多くの方が来館される施設となるように協議を進めてまいります。

- (9) ただ本を読み、自習をする場所だけになってしまい、魅力に欠けている図書館は、市民が自由にイベントやサークル活動などに利用できるよう、機能を向上させること。単に運営を指定管理に任せるのではなく、図書館ファンクラブを設けるなど、民間活力を最大限に生かした運営ができるようにすること。

**【中央図書館】**

図書館で市民イベントやサークル活動を実施する場合、協働センターと機能が重複するため、慎重に検討する必要がありますが、図書館機能向上に向けた施設のあり方について、今後検討してまいります。

指定管理者が運営する図書館では、地域で活動する団体・企業等と連携した自主事業も行っています。このように協力的に図書館運営に携わっている企業・団体との連携を深めるとともに、新たな民間活力の導入について調査・研究してまいります。

- (10) 一定面積のある公園では、誰もが安全にキャッチボールやバスケットなどボール遊びができるようにすること。その際、周辺道路などへの飛び出しや、他の公園利用者に迷惑がからない様、ネットを張ったゲージを設置するなどの措置を講ずること。

**【公園管理事務課】**

公園におけるボール利用等、公園の利用方法については、一般利用者の利用状況も考慮したうえで、必要に応じて自治会等とも相談しながら検討してまいります。

- (11) シティマラソンあり方検討委員会の意見を踏まえ、市民からの要望の多いフルマラソン化等のロードマップを策定すること。

**【スポーツ振興課】**

令和6年度に実施した兼営シティマラソンあり方検討業務の踏襲や現在の兼営シティマラソン参加者などのご意見を参考に、本市のマラソン大会のあり方について引き続き検討を進めてまいります。

## 7. 地方自治

- (1) 市内・市内の課題を広く拾い出し解決に繋げるため、官民連携プラットフォームを全市で活用し、課題解決のフォーマットを作り上げること。

**【政策振興課】**

本市には、公共施設の整備・運営等における官民連携の推進やデジタル・スマートシティによる都市の最適化など、多岐にわたる行政課題に対応するため、14の取組みに関する官民連携プラットフォームがございます。これらは、官民連携を効果的に推進し、解決策を生み出す役割を果たしておりますが、一方で、各所管課にて管理・運営されていることから、事業者にとっては全体像の把握が難しい状況にあることも認識しております。

こうしたことから、市内の官民連携の取組みを整理し、目的や活動内容を明確に示すため、令和8年1月には市のホームページ上に一覧として掲載しました。今後は、相乗効果が見込まれるプラットフォームの連携や統合について検討してまいります。

- (2) 市勢を産業がリードして成長し、政令指定都市になっている数少ない都市と自認し、政府などへの要望を指定都市市長会などでまとめる際には、類似経緯の北九州市や川崎市などの産業力の高い市と連携しつつ、さらなる産業振興を見据えた意見を表明し、実のある要望にしていくこと。

**【企画課】**

指定都市市長会等が実施する市への要請活動に対しましては、本市の実情も踏まえ、関係各課で連携を図りながら、必要に応じて他の指定都市と情報をお互し、項目や要請案を調整してまいります。

- (3) 地域力向上に資する地域コミュニティ協議会設立件数拡大に向けては、設置による好事例をコミュニティ協議会間の横展開の上で広く告知し、理解促進に努めること。また地域力向上事業補助金を利用しやすくすること。

【市民協働・地域政策課】

地区コミュニティ協議会の設置は地域の任意としていますが、制度を理解したうえで設置の判断をしていただくことが重要と考えています。そのため、コミュニティ担当職員が、地区コミュニティ協議会の活動事例を地域に説明するほか、市自治会連合会において設立済地区の会長による事例発表を行うなど事例を共有しています。引き続き、様々な機会をとらえ制度の理解促進に努めてまいります。また、地区コミュニティ協議会が、地域力向上事業の助成制度を活用する際には、審査を簡略化するなど、迅速に事業を実施できるよう見直しをしています。引き続き、利用しやすい制度となるよう見直しを検討してまいります。

- (4) コミ担アワードのように、ベストプラクティスを表彰する事業を各職場に広げるなど、職員のやる気を引き出す施策を推進すること。

【人事課】

本市では、職員のやる気を引き出す取組として、所属外のプロジェクトへの参画や、特定業務を希望する職員の人事異動制度のほか、昇昇への派済を奨励しております。そのほか、職務上顕著な成果を挙げた者を表彰する等、高い挑戦意識や熱意を持った職員のご貢献に繋がる取組を通じ、活気ある職場風土づくりの醸成に引き続き努めてまいります。

- (5) ウェルビーイング指標を活用した施策の結果に関して、市民がわかりやすく公表すること。またウェルビーイング指標に関する市民レベルへの浸透が不足しているため、認知度アップを迅速に行うこと。

【企画課、デジタル・スマートシティ推進課】

ウェルビーイングの視点を取り入れた本市独自の生活満足度や将来への期待度などに関する市民意識調査を毎年度実施し、その結果を市ホームページで公表します。

また、ウェルビーイング指標を活用した政策立案を推進するため、より多くの職員が受講しやすくなるよう庁内研修の見直しを図るとともに、研修後の取組成果について庁内に共有、横展開する仕組みを検討してまいります。

ウェルビーイング指標については、出席講座やワークショップ、市民の幸福感向上に資する取組を表彰する Well-Being アワード等により、市民レベルの認知度向上に継続して取り組んでまいります。

- (6) 住民自治を進めるうえで、コミュニティ担当職員の役割が重要となっている中で、協働センター毎のばらつきが生じることがないすべてのコミュニティ担当職員が地域へのヒアリング等に基づき、地域課題の解決に資する事業を積極的に推進すること。

【市民協働・地域政策課】

コミュニティ担当職員は、地域団体の会合に出席するなどして地域課題を把握し、地域と協働で事業を企画するなど伴走型で課題解決を支援しています。

今後も、地域毎に支援のバラつきが生じることがないよう、研修や優良事業報告会を行い、コミュニティ担当職員の資質向上を図るとともに、地域の状況を踏まえて、地域課題解決に向けた事業を支援してまいります。

- (7) 天竜区に配備されているコミュニティ担当職員の活動を活性化させ、すべての天竜区民に対しコミュニティ担当職員の有用性の理解を進めること。また他区と構造が異なる区協議会に関しては、改めて天竜区民の要望を汲んだことへの理解を進め、現構造の中で行政と区民との距離感を縮め、活発な意見交換の場となるよう、取り組むこと。

**【天竜区区長挨拶】**

自治会連合会の会費や各種団体の会合などあらゆる機会を捉えて、コミュニティ担当職員の役割や取り組みの周知に努め、地域住民の皆様と地域づくりの方向性を一緒に考え、課題解決に向け取り組んでまいります。区協議会においては、令和8年度に委員改選となりますが、新委員と自治会連合会などの地域団体とも積極的に意見交換の場を設けるなどして活発な意見交換の場となるよう取り組んでまいります。

- (8) 休眠施設の利活用に関し特に天竜区など中山間地では、施設に隣接している森林の整備などについても山林所有者に整備を促すなど、施設活用に協力してくれている運営者の負担を軽減すること。

**【アセットマネジメント推進課】**

現在利活用していただいている施設の運営者への定期的なヒアリングや現地確認を実施し、周辺環境の確認をしていきます。

また、事前に施設周辺の土地所有者を把握しておき、施設に影響がある状況が確認できた場合は速やかに協力を要請する等、良好な環境維持と運営者の負担軽減に努めてまいります。

以上

# 浜松市議会 市民クラブ

## 市議会報告

HOME > 市議会公式 > 令和8年 第1回市議会定例会 代表質問(花井洋介議員)

2026年3月6日 | shimin-club

### 令和8年 第1回市議会定例会 代表質問(花井洋介議員)

令和8年第1回市議会定例会の代表質問が本日（3月6日(金)）行われ、花井洋介議員(中央区)が登場しました。質問の内容は以下の通りです。

#### →質問&答弁

1. 令和8年度予算編成について
2. 那須島の地域振興について
3. 学校における働き方改革について
4. 遠州灘海浜公園深島地区道の伊勢橋事業について
5. プロスポーツチームの誘致について
6. 公共交通における自動運転について
7. 特別の理由による任意学級投種費用助成事業について

#### ⇒資料



市議会報告



市の沿革  
令和7年第4回市議会定例会 一般質問(石津潤子議員)  
2025年12月5日



次の記事  
令和8年 第1回市議会定例会 一般質問(大城七瀬議員)  
2026年3月9日

#### アーカイブ

令和8年 第1回浜松市議会定例会  
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 花井洋介

質問	答弁
<p><b>1 令和8年度予算編成について</b> 市長は就任以来「浜松をもっと元気に！～浜松から地方創生～」を掲げており、まち・ひと・しごとの創生を一体的・総合的に進めてきた。財源配分方式での予算編成としたことにより、各部局での自主性・責任が高まり、事業の選抜と集中が進むと期待する。 そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 改めて令和8年度予算編成における市長の意気込みについて伺う。</p> <p>(2) 市長はこれまでも部局間の横の連携強化を訴えてきたが、一般的に財源配分方式のデメリットは部局横断的な政策が進みにくいことと言われている。各部局の横連携が進み、政策が活性化されたのか伺う。</p> <p>(3) 財源配分方式初年度となる令和8年度予算編成を通じたメリットとデメリットについて、議員の声も含めどうであったか伺う。</p>	<p><b>1 (1) 中野市長</b> 私の任期が残り1年余となるなか、選挙を控えた令和9年度の当初予算は、骨格予算となるものと考えているため、令和8年度当初予算については、私が公約に掲げた内容に、すべて取り組むことができるよう、国の保育士配置基準の見直しに先取けた、1歳児の保育士配置に対する助成制度の創設や三ヶ日マリンスポーツ拠点の整備など必要な事業費を盛り込んだ。また、国による学校給食費の抜本的な負担軽減策の創設や、浜松中心部への民間投資の活性化など、周辺環境が大きく動き出しているなか、これまでも取り組んできた、子育て環境の向上や中心市街地の活性化などにおいて、時機を逸することなく、それらの動向と連動して一層の加速化につながるような、具体的な動きが見える予算になったと考えている。</p> <p><b>1 (2) 中野市長</b> 2026年度市政運営の基本方針においては、様々な政策に関し、部局横断的に取り組むことを掲げている。中でも、例えば、浜松市こども計画では、12部局が参加する推進会議において議論を重ね、少子化対策関連事業について、6件の新規事業を立ち上げた。また、浜松市中心市街地活性化ビジョンでは、「歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち」を目指し、分野を問わず部局間連携により、中心市街地活性化基本計画に関連事業を盛り込んだ。これらに限らず、これまでから、部局間連携による事業効果の向上を図っており、編成方式に関わらず、必要な事業に対しては、重点的に予算を措置している。このように、立案段階から密に庁内連携を進めることで事業効果の向上、政策の活性化を図っている。今後も、既存の枠組みにとらわれず、共通の目標に向けて幅広い価値観や考え方を部局横断的に共有しつつ、総合力を発揮し、課題の解決に努めていく。</p> <p><b>1 (3) 鈴木財務部長</b> 令和8年度当初予算は、指定都市移行以後最大の予算額を確保しつつ、中期財政見通しでの試算額を上回る投資的経費を計上することができており、予算編成方式の変更がその一端を担ったものと捉えている。個別には、部区局の権限と責任の下、歳入の確保や事業の再構築、生産性向上などの創意工夫が事業費に反映され、直接的にインセンティブが働くことが施策展開の活性化の一助となっていると考えている。また、各部区局から、個別には意見があるものの、大きな不都合は聞いていない。こうしたことから、現状では明確なデメリットを認識していないが、今後、何らかの不具合が顕在化した場合は、より良い予算編成手法となるよう、必要に応じて仕組みを検討していく。</p>

質問	答弁
<p><b>2 部活動の地域展開について</b></p> <p>令和 8 年 9 月以降、休日の中学校部活動が地域展開されることについて、昨年 10 月にガイドライン(案)を公表しており、具体的な内容が定まってきたと認識している。しかしながら、依然として保護者や指導者などから心配する声が多いのも事実である。差し迫る令和 8 年 9 月以降の地域展開に向けて、以下伺う。</p> <p>(1) 本市は、昨年 10 月にガイドライン(案)を公表したが、その後の説明会や意見交換の場において、活発な意見や提案がなされてきたと認識している。反映された意見など、修正した部分について伺う。また、ガイドライン策定後の体制について伺う。</p> <p>(2) 本市が認定した地域クラブ活動である、はまクル認定クラブについて、本年 4 月から申請・登録をしていくにあたり、すでに問い合わせが多数あると聞いているが、状況を伺う。</p> <p>(3) はまクル認定クラブ立ち上げ時の課題として、代表者の人選に苦慮しているという声を聞く。クラブの立ち上げのサポートを強化していく必要があるが、どのような体制をつくっていくのか伺う。</p> <p>(4) 地域展開の体制が整っていない部活動について心配する声が依然としてあり、</p>	<p><b>2 古積学校教育部長</b></p> <p>(1) 昨年 10 月のガイドライン(案)公表後、市民説明会を市内 6 か所で開催し、延べ 312 名の方にご参加いただいたほか、地域分科会、自治会連合会等への説明、関係団体等との意見交換を行ってきた。こうした場では、活動場所や用具、大会参加に関わるもののほか、クラブ運営に係る実務的なご質問など、様々なご意見をいただいている。特に、活動時間や休養日の柔軟な対応を求める声や、指導者の質や人材の確保の面から指導者の研修に関するご要望などを多くいただいた。これらを受け、国のガイドラインも踏まえつつ、生徒や指導者に過度な負担が生じないように配慮したうえで、実情に応じた柔軟な対応を可能にするなど、いただいたご意見を反映した修正を行っている。また、ガイドライン策定後の体制については、これまで地域クラブ活動協議会において検討を行ってまいりましたが、策定後も国の動向や、本市の認定地域クラブの運営状況を踏まえた見直しが必要になると想定される。そのため、地域展開後の検証やガイドラインの見直し等を検討する新たな協議会を設けたいと考えている。</p> <p>(2) これまでの学校調査の結果から、学校に設置されている約 600 の部活動のうち、現時点では 200 クラブ程度がはまクル認定クラブへ移行すると見込んでいる。また、本年 2 月に市内の小中学生を対象に実施したワークショップでは、「これまでの部活動にとられない活動をしてみたい」といった声が多く挙がりました。実際、現在の学校部活動にはない種目や活動のクラブ創設についても、既に多数のご相談をいただいている。こうした多様な活動が、はまクル認定クラブとして生徒の休日の新しい選択肢となるよう、創設に向けた相談対応や必要な支援を引き続き行っていく。</p> <p>(3) 団体を創設し運営していくためには、指導者だけでなく、運営面を支える代表者やスタッフの役割も重要である。活動費や活動場所の確保といった課題に対しては、国の制度に則った運営費の補助や、学校施設の優先使用などの支援を行っていく。また、団体の立ち上げに必要な規約については、多くの問い合わせをいただいたことから、既にひな形を作成し公表している。今後は認定申請に伴う記載例なども整備していく。加えて、申請等はオンライン手続きを基本とし、書類のひな形や事務手続きのフローを分かりやすくお示しするほか、相談窓口となるコールセンターを設置するなど、サポート体制の強化を図っていく。</p> <p>(4) ガイドライン案においては、地域クラブ活動の体制が整わない場合、まずは部活動指導員による学校部活動を経てから、地域クラブ活動へ移行することとしている。地理的な事情など様々な理由により、指導者の確保が難しいケースも考えられるので、9 月以降の活動に対応できるよう、部活動指導員の人数を拡充していく。また、保護者や地域からの意見聴取、指導者とのマッチングなどを担うコーディネーター役となる職員を学校・地域連携課に配置し、地域クラブ創設に向けた支援や、他地域との連携検討など、それぞれの課題に応じた支援を行っていく。</p> <p>(5) 指導者を十分に確保するためには、部活動の地域展開の目的や活動内容を広くご理解いただく必要があり、企業等への情報発信が大変重要である</p>

質問	答弁
<p>ガイドライン等制度の周知を徹底していく必要があると認識している。具体的にどのような対応をするのか伺う。</p> <p>(5) 指導者について、指導員として人材バンクの登録を進めていくと認識しているが、勤労者にとって副業に対する雇用主の理解が不足しており、報酬を受け取りづらい等の声を聞いている。雇用主に対してどのような周知を行っていくのか伺う。</p> <p>(6) はまクル認定クラブとそれ以外のクラブについても、子供たちの貴重な受け皿として周知していく必要があると考えるが、HPなどで一元管理できる環境を整える考えはないか伺う。</p>	<p>と考えている。これまで、民間企業や商工会議所等との意見交換を行う中で、「雇用主が副業を許可しやすくなるよう、指導者登録証を発行してほしい」といったご意見もいただいている。今後は、こうしたご意見を指導者登録の仕組みに反映させるほか、本市の取組について商工会議所のホームページ等を通じて企業へ情報提供していただくなど、引き続き関係者と連携し、広く周知を進めていく。</p> <p>(6) はまクル認定クラブの活動内容や活動時間などの情報については、新たに「はまクルポータルサイト」を開設し、ウェブ上で検索できるようにするとともに、併せて、入会申込や指導者のマッチング、応援企業等の募集もできる環境を整えたいと考えている。一方で、議員ご指摘のとおり、認定クラブ以外の活動であっても、生徒が休日の過ごし方を検討する際、様々な活動を広く一元的に検索できる仕組みを作ることは、生徒の多様な活動機会を保障するうえで重要であると認識している。また、現在、協働センター等においても、中学生を対象とした講座やイベント、ボランティア事業などを充実させていく動きがあると伺っている。こうした情報も合わせ、はまクルの趣旨に沿った休日の活動や体験機会について、期間限定の練習会や単発のイベントなども含め、ポータルサイトへ幅広く掲載できるよう検討していく。</p>
<p><b>3 学校における働き方改革について</b></p> <p>本市教育委員会は、平成31年1月の中央教育審議会答申や同年3月の文部科学省事務次官通知を踏まえ、学校における働き方改革を推進してきた。野秋教育長も就任時の所信表明において、注力していくべき教育課題の一つに学校における働き方改革を挙げ、働きがいのある職場づくりを推進することを述べられている。</p> <p>国は、教育職員の長時間労働を喫緊の課題と位置付け、昨年6月に給特法を改</p>	<p><b>3 (1) (2) 野秋教育長</b></p> <p>本市では、2018年3月に「学校における働き方改革のための業務改善方針」を初めて策定し、電話の自動音声対応、「さくら連絡網」の導入、校務アシスタントの全校配置、学校給食費の公会計化などを通じて、教職員の負担軽減に取り組んできた。こうした取組により、時間外勤務時間は減少傾向にあるものの、依然として目標達成には至っておらず、高ストレス者の割合も微増傾向にあることから、これまで以上に積極的な取組が必要であると認識している。「目の前の子供たちの成長につながる仕事をしたい」、これが教職員の切なる願い。働き方改革の真の目的は、単なる業務や時間の削減だけではなく、子供の成長のために、教職員が本来注力すべき業務に専念できる時間を確保することにある。働き方改革では、よく「子供と向き合う時間の確保」と言われますが、これは子供と一緒に過ごす時間だけを指すものではない。より良い授業のための教材研究、指導力を高める研修、行事の準備など、子供の成長に注力する時間全てが含まれると私は考えている。この時間を確保するため、教職員の負担となっている業務内容や役割分担を見直し、いきいきと働ける環境を整えることが、私たち教育委員会の責務である。新たな計画では、国の指針等も踏まえ、「働きがいと働きやすさを感じる学校づくり」「心身の健康保持増進」「多様な人材・主体との連携・協働」の3つを</p>

質問	答弁
<p>正し、各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を義務付けた。同年9月には健康・福祉確保に関する指針を公表し、本市でも新たな計画策定が進められている。</p> <p>そこで、以下何う。</p> <p>(1) 新たな計画策定に対する教育長の思いを何う。</p> <p>(2) これまで行ってきた取組の成果と、新たな計画の方向性について何う。</p> <p>(3) 校務支援システム（T-portal）について、学校での校務DXを目的に今年度から導入されたが、これによりどのような教職員の負担軽減がなされたか何う。また、校務支援システムの課題と今後の対応について何う。</p>	<p>取組の柱としている。計画の推進にあたっては、子供の成長を願うパートナーである保護者や地域と、学校との信頼関係の構築は不可欠であり、子供どどのように向き合うかを保護者と一体に考えることは、教職員にとって大切な時間である。一方でその目的から逸脱し、社会通念上許容される範囲を超える行為等に対しては、組織として毅然とした対応をしていく必要があると考えている。また、教職員の健康保持に向けて、健康診断やストレスチェックの結果を分析し、個別指導や職場環境の改善につなげる体制を強化していくことも重要である。今後は、教職員一人一人のライフ・ワーク・バランスの充実と、心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えることで、教育の質の向上を図り、子供たちやその成長を支える全ての人にとっての「価値ある学校」の創造を目指して、計画に掲げた取組を着実に実行していく。</p> <p><b>3 (3) 吉積学校教育部長</b></p> <p>本年度導入した統合型の校務支援システムでは、学給簿システムやさくら連絡簿などの外部システムとデータ連携したことにより、これまで教職員が行っていた児童生徒名や欠席情報などを手入力する作業が不要となった。また、指導要録や出席簿などの帳票類をデジタル化したことで、従来の紙出力や押印、ファイリングなどが不要となり、データ連携とペーパーレス化による負担軽減につながっている。課題としては、校務DXの本質は、単なるデジタル化ではなく、デジタルを活用した業務変革であるため、学校や教育委員会事務局のDXに対する意識改善が必要となる。また、新システムの導入時に、運用方法の周知不足や不慣れた操作などにより、学校が対応に迫られる状況を招いた点も、課題であったと認識している。今後は、システム導入を契機とした業務の見直しや改善を図るとともに、学校のニーズに応じた研修や説明動画の作成など、丁寧なサポートを行い、引き続き校務支援システムを活用した校務DXを推進することで、教職員の更なる負担軽減に努めていく。</p>
<p><b>4 遠州灘海浜公園藤原地区道の駅整備事業について</b></p> <p>令和6年度から官民連携手法導入可能性調査として、サウンディング型市場調査や事業手法の検討を行い、令和7年度末を目途に、基本計画の策定を進めている。多くの企業が高い関心を持ち、特に地元企業の参画意欲が高いなど、道の駅に対する期待は高いと感じている。</p>	<p><b>4 工藤企画調整部長</b></p> <p>(1) 道の駅は、遠州灘海浜公園藤原地区の整備に伴い、にぎわい創出や集客の促進効果を期待できる施設として、整備に向けた検討を進めている。2024年3月に策定した道の駅及び周辺地域活性化構想では、道の駅の考え方の前提として、登録要件である休憩機能や情報発信機能、地域連携機能、防災機能を備えることに加え、バイクのふるさと返松を推進してきた本市特有の状況を踏まえ、バイク利用者への配慮も位置付けている。本年度は、基本計画の策定に伴うサウンディング型市場調査において、道の駅整備のノウハウを有する開発事業者や運営事業者、農水産業や物流業の団体などと併せて、バイク関連団体へのヒアリングを行っている。また、圏域住民を対象としたモニターアンケートにおいて、バイクユーザーの声も伺っている。そうした中で、バイク関連イベントの開催や商品・技術をPRできる場の設置などの提案をはじめ、駐輪場への屋根の設置や前向きで止めて前向きで出られ</p>

質問	答弁
<p>そこで、以下何う。</p> <p>(1) 「バイクのふるさと浜松」にふさわしい道の駅として、バイクユーザー目線の道の駅構想を提案してきたが、検討状況を何う。</p> <p>(2) 道の駅事業を進める中で、庁内各部署からのアイデアや提案を求めていくことが重要と考える。どのように連携して進めていくか考えを何う。</p> <p>）道の駅から、大海原を望むことができれば、フォトスポットとしても大きな反響が出ると考えるが、そのような場を設置する考えはないか何う。</p>	<p>る駐輪場のレイアウト、バイクと自動車の動線の分離といったユーザーならではの意見も得ている。こうした声は、多くの方に安全かつ快適に道の駅を利用していただく上で重要なことであると認識している。来年度、事業者連定に向けて要求水準を作成する中においても、いただいたバイクユーザー目線の意見や要望も踏まえながら、検討を進めていく。</p> <p>(2)(3) 道の駅については、地域特性や周辺環境の把握、敷地要件の整理などに関し、庁内検討会議などにおいて、情報共有をはじめ必要な意見交換を行ってきた。こうした情報や意見をもとに、現在、基本計画の策定を進めており、導入機能などを検討しているところである。導入機能は大きく分けて3つあり、1つ目は駐車場やトイレ、情報提供施設などの登録要件、2つ目は農水産物直売所や飲食施設などの基本的な機能、3つ目は地域の特産品として付加する機能になる。特徴を持った魅力ある道の駅の実現に向けては、こうした導入機能に浜松ならではの要素を盛り込んでいくことが重要であると考えている。そのためには、ご提案のように大海原などの地域資源を活かすことが有効であり、観光の視点から魅せ方や情報発信を考え、道の駅の知名度やブランド力を高めていくことが成否の鍵を握る。とりわけ来客の期待が大きいグルメについては、農水産物の視点から特産品の充実した品揃えや名物グルメの開発などを通じて、誘客に繋げていく必要がある。また、道の駅の本来的な役割が道路休憩施設であることを踏まえ、アクセスのしやすさや安全性、利便性という観点が必要であり、進入路や駐車場のレイアウト等について、道路部局との十分な検討が必要である。今後は基本計画をもとに、導入機能をはじめとする詳細内容について、庁内各課等と連携しながら検討していく。</p>
<p>5 プロスポーツチームの誘致について</p> <p>世界のスポーツ市場は、130兆円規模と言われている。半導体やスマートフォン事業に匹敵する規模へと拡大している。本市はスポーツが盛んな地域でありながら、メジャースポーツのプロスポーツチームがなく、その市場の価値を享受できておらず、地域と人の活性化に向けてプロスポーツチームの誘致や新規参入を積極的に進めていく必要があると考える。</p> <p>そこで、以下何う。</p>	<p>5 杉田スポーツ振興担当部長</p> <p>(1) プロスポーツチームがもたらす地域活性化や経済波及効果については、近年大きな期待が寄せられ、全国でも好事例がみられる。本市においても、スポーツが持つ「まちを元気にする力」を最大限に活かし、経済的な効果のみならず、市民の一体感や郷土への愛着にもつなげたいと考えている。本市に拠点を置く、または本市でホームゲームを行うチームとの連携においては、より多くのお客様にご来場いただくことで経済波及効果が期待できることから、これまでもPR 活動の支援や、子どもたちの観戦招待、会場での魅力あるブース出展などに協力してきた。また、昨年は産業部との連携により、三遠ネオフェニックスのホームゲームにおいて位置情報を活用した人流調査を実施した。これにより観戦前後の立ち寄り場所など来場者の行動パターンを検証できたことから、チームとも共有しながら、引き続き来場者増に取組んでいく。さらに、ご指摘のメジャープロスポーツの誘致や新規参入に関しては、まちづくりや地方創生という視点で取り組む必要があることから、産業部だけでなく都市整備部、土木部などと連携しながら取り組んでいく。</p> <p>(2) 中日ドラゴンズは、かつては本市で秋季キャンプを実施するなど、本</p>

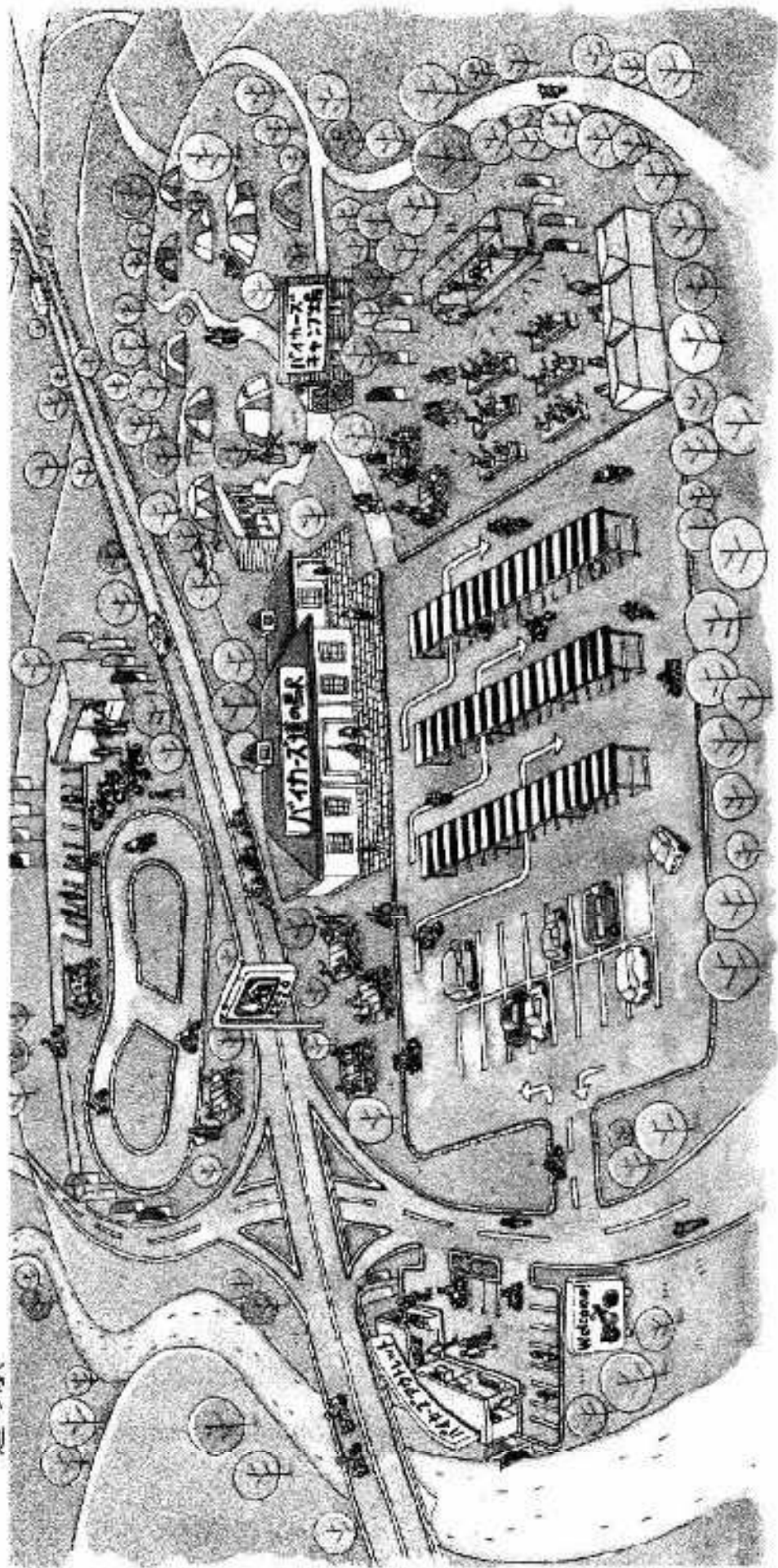
質問	答弁
<p>(1) プロスポーツチームについて、特にメジャースポーツとされている野球、サッカー、バスケ、バレーボール、ラグビーなどは多くの観客が見込まれ、地域への波及効果も大きい。こうしたチームの誘致や新規参入を後押しするため、庁内の関係部署が一体となった「チーム浜松」として、連携して取り組む必要があると考えるが、いかがか伺う。</p>	<p>市にとって関わりが深い球団であり、市民の中にも多くのファンがいる球団である。また、近年においては、ファーム公式戦を開催しており、昨年8月のナイトゲームには多くのドラゴンズファンが詰めかけ、声援を送った。ご指摘の2軍本拠地の移転については、中日新聞社などが昨年11月に公表した情報によると、東海地方の自治体から提案を募り、2030年代前半の移転を目指すとのことである。その中で公表されている条件は大きく3点、1点目として約6万平方メートル以上の土地にメイン球場・サブ球場、屋内練習場、選手寮、クラブハウスが整備できること、2点目としてバンテリンドームナゴヤから車で原則1時間以内のアクセスが可能であることや、来場者が公共交通機関で無理なくアクセスできること、3点目として、安定した拠点運営が可能となるよう自治体が支援を行うことが求められている。今後、球団は移転先公募の詳細な条件を公表するとしているので、その内容や他都市の動向を注視しながら、球団とも引き続き意見交換していく。</p>
<p>(2) プロ野球中日ドラゴンズは2軍本拠地の移転に伴い、新たな場所を検討しており、4月より募集を開始すると言われている。プロスポーツチーム誘致に対する本気度を内外に示す意味でも、中日ドラゴンズと過去から連携をしている本市も手を挙げるべきと考えるが、いかがか伺う。</p>	
<p><b>6 公共交通における自動運転について</b> 人口減少や高齢化の進行、自家用車依存の高まりにより、公共交通の利用者減少が続いており、特に路線バスは減便や路線再編が進み、市民生活への影響が懸念されている。公共交通インフラの課題には、様々な施策を講じていく必要があり、自動運転についても近い将来、その課題を解消していく大きな技術の一つと捉えている。公共交通に</p>	<p><b>6 濱田都市整備部長</b> 公共交通を含む移動手段の確保については、市民の皆さんが最も関心を寄せている課題の一つであると認識している。しかし、公共交通の利用者は年々減少しており、運転手不足についても公共交通における課題として挙げられている。こうした中、課題を解決する手段の一つとして、自動運転が近年注目されている。公共交通に自動運転の導入が確立できれば、運転手不足などの課題解消につながり、公共交通の活性化が図れるのではないかと、本市でも期待しているところである。現在、全国的に自動運転の実証実験が行われており、路線バスとして営業運行を実施している地域もある。しかし、自動運転については悪天候下による走行空間の不可視や不測の事態に対する判断など、技術的課題も少なからずある。こうした中、国では自動運転社会の早期実現に向けた取組を推進し、2030年度までに自動運転サービス車両数を10,000台とする数値目標を掲げている。本市における公共交通の自動運転化については、国の動向を踏まえるとともに、交通事業者と情報共有を図っていく。</p>

質問	答弁
<p>おける自動運転の今後の取組について伺う。</p> <p><b>7 特別の理由による任意予防接種費用助成事業について</b></p> <p>骨髄移植などにより、定期予防接種で獲得した免疫が失われ、医師により再接種が必要とされた方を対象に任意予防接種費用の助成を行っているが、18歳未満が対象となっている。大人になってから発症し、骨髄移植が必要となった方は、予防接種を受けるために多額な費用を要しており、病気による肉体的負担に加え、費用面における精神的な負担もあり大変な苦勞をされている。そこで、年齢制限の撤廃をすべきと考えるが、本市の考えを伺う。</p> <p><b>再質問</b></p> <p>免疫が低下する要因はあるとのことだが、対象者をどれくらい想定しているのか。また、自治体毎に制度内容や助成対象が異なると、答弁があったが、15歳以上も対象となる都市がある中で、本市ができない理由を伺う。</p>	<p><b>7 平野医療担当部長</b></p> <p>予防接種による免疫は、被接種者全員につくものではなく、免疫がついていない場合の再接種まで予防接種法において認められていない。そのため、医療行為により免疫を失った場合に、別途対応することは予防接種法上において想定されていない。しかしながら、本市においては、感染症に罹患しやすい年齢等を踏まえ、個人の感染予防の観点から、医師により再接種が必要と判断された18歳未満の方を対象とし、任意接種として費用助成を行っている。免疫が低下する要因には、骨髄移植後のほか、化学療法や臓器移植等様々あるなか、免疫が不十分な方への再接種の在り方について、国の審議会において議論されているが、2020年度以降、開催されていない。自治体ごとに制度の内容や助成対象が異なっている状況を踏まえ、国に対して、引き続き、助成制度のあり方の検討について要望していく。</p> <p>本市における全年齢の対象者は、骨髄移植、臓器移植で推計年間40人、化学療法は、約8千人のがん患者のうち、抗がん剤治療された方等様々おられる。再接種をどう考えるかは国において検討することであると考え、引き続き、国に、助成制度導入の在り方の検討について要望していく。</p>

令和8年3月6日(金)2月定例会代表質問 花井洋介配布資料 ①

【屋根付きバイク駐車場】 イラスト：WBR推進プロジェクト 松木氏

道の駅





# 浜松市議会 市民クラブ

## 市議会報告

HOME > 市民クラブ > 令和8年 第1回市議会定例会 一般質問(大城七瀬議員)

2026年1月9日 | shinin-club

### 令和8年 第1回市議会定例会 一般質問(大城七瀬議員)

令和8年 第1回市議会定例会の一般質問が本日(3月9日(月))行われ、大城七瀬議員(中央区)が登場しました。質問の内容は以下の通りです。

#### ⇒質問&答弁

- 1. 学校における生協用品の在り方について
- 2. 中心市街地活性化について
- 3. 放課後児童会について
- 4. 画から小学校への適切な接続について
- 5. がん検診について
- 6. 多文化共生社会について
- 7. こども医療費軽減について

#### ⇒資料



写真1 市議会報告



写真2  
令和8年 第1回市議会定例会 代表質問(花井洋介議員)  
2026年3月6日



写真3  
市民クラブ 会報 2026年新春号  
2026年1月22日

#### アーカイブ

目次一覧

令和8年 第1回浜松市議会定例会  
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 大城七瀬

質問	答弁
<p>1 学校における生理用品の在り方について</p> <p>現在、本市においては、小中学校での生理用品の提供は保健室での対応に限られているが、この運用は心理的負担や保健室までの移動に要する時間的負担を生じさせ、子どもたちの学習環境に一定の影響を及ぼしている可能性がある。一方で、他自治体においては学校のトイレへの生理用品設置を進めている事例も見られる。</p> <p>また、トイレへの設置にあたっては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、いわゆる薬機法への配慮は必要であるものの、学校管理のもとで安全かつ衛生的に配布する体制を整えることで、ディスプレイ設置に限らない柔軟な運用も可能であると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、児童生徒の心理的・時間的負担の軽減及び安心して学べる環境整備の観点から、学校トイレへの生理用品設置について、改めて検討する考えがあるのか見解を伺う。</p>	<p>1 野秋教育長</p> <p>学校は、子供たちが生涯にわたる人格形成の基礎を築く場であり、私は常々、教育を通じて、自立した個人として健やかに成長してほしいと願っている。現在の保健室での対応は、児童生徒への適切な保健指導や自己管理能力を育む機会となるなど、大人になるための準備として重要な支援であると考えている。一方で近年、公共施設などのトイレへ生理用品を設置する動きが、全国的に広がっている。政令市においても約半数が学校のトイレに設置している状況だが、生理用品を持参する意識の低下や、月経指導・家庭環境を把握する機会の減少、更に残数管理や補充にかかる教職員の負担増といった課題も挙げられている。また、議員ご指摘の、生理用品の安全かつ衛生的な配布については、こども基本法の基本理念も踏まえ、当事者である児童生徒の思いを把握したうえで検討する必要があると考えており、現在、トイレへの設置を含めた生理に関するアンケートを実施しているところである。今後は、このアンケートの結果も参考にしながら、児童生徒にとっての最善の利益を第一に考え、学校教育の現場における最適な支援の在り方を検討していく。</p>

質問	答弁
<p><b>2 中心市街地活性化について</b></p> <p>(1) 中心市街地の活性化に向けては、個々の施設の整備にとどまらず、拠点間をいかに有機的につなぐかという「ウォークابل」の視点が重要であると考えます。新川モールとTHE GATE HAMAMATSU跡地を直線的に結ぶ横断動線を確保すべきと考えますが、スクランブル交差点化を含めた交差点改良を行う考えがあるか伺う。</p> <p>(2) 今後、予定されている駅南地区まちづくり指針策定事業のなかで、建築物形態規制、公共空間利活用、行政支援の運用の整理・検討とあるが、具体的にどのような検討がなされるのか。併せて、歩行者中心の空間整備や、河川空間を積極的に活用すべきと考えらるが伺う。</p> <p>(3) 近年注目される「ローカル・ゼブラ企業」は、地域課題解決と事業性を両立し、本市でも空き家・地域交通・高齢化等に対し民間主導の継続解決が期待される。その理念は本市のまちづくりと親和性が高いが、ローカル・ゼブラ企業の創出・育成により、まちづくり課題解決と中心市街地活性化につながる考えはないか伺う。</p>	<p><b>2 濱田都市整備部長</b></p> <p>(1) 鍛冶町通りは、JR浜松駅前からザザシティ西館前までの区間を都市計画マスタープランにおいて賑わい交流空間に位置づけている。本市はこれまで、歩行者が鍛冶町通りの南北を安全で快適に横断でき、中心市街地全体の回遊性を高めるため、ザザシティ中央館前や中央柳通り、元浜米津線との交差点及びJR浜松駅北口交差点の平面横断化やスクランブル化を進めてきた。一方で、鍛冶町通りはバス等の自動車交通が多く、既存の横断歩道相互の間隔が短いため、新たな平面横断の検討にあたっては、バスの定時性確保を含めた自動車交通も考慮する必要がある。ご質問の新川モールからザ・ゲート浜松跡地を直線的に結ぶ横断動線は、鍛冶町通りを西進する車両が元浜米津線へ右折する際の右折レーンと緩衝するため、交差点全体のあり方の検討が必要になる。これらの検討については、周辺の民間都市開発の動向等を踏まえたうえで、歩行者、自転車、公共交通、自動車等の鍛冶町通り全体の総合的なネットワークの必要性を確認していくなかでの検討が必要と考えている。引き続き、中心市街地活性化基本計画に基づく各種施策や民間都市開発などの周辺の状況を踏まえ、検討を進めていく。</p> <p>(2) 駅南地区は、富葉大学浜松キャンパスの移転やオフィスビルの建設等が計画されるなど、大きな転換期を迎えている。本市では、こうした状況を好機と捉え、駅南地区の持続的な発展と活性化につなげるため、来年度に「駅南地区まちづくり指針」の策定に取り組む予定をしている。指針の策定にあたっては、市民や関係企業へのヒアリングや市場調査等により、地区の現状と課題を整理し、地区の魅力を高める良質な空間を形成するため、まちづくりの方向性を示していく考えをしている。また、まちづくり指針の実現性を高めるため、公共貢献に応じた容積率緩和制度などによる都市機能誘導、通勤・通学のための安全・安心な歩行空間の確保、地区内の道路や河川などの公共空間を有効活用したにぎわい空間形成、民間開発事業に対する財政面や制度面での行政支援についても併せて整理、検討する予定をしている。</p> <p><b>2 (3) 北嶋産業部長</b></p> <p>中心市街地の活性化に向けては、街の魅力を高めることが重要であり、近年、民間主導のまちづくり活動であるエリアマネジメントが成果を上げている。エリアマネジメントは、地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組みと定義されるが、ここにローカル・ゼブラ企業が参画・主導する取り組みが全国でも注目されている。本市の中心市街地においても、リノベーションに取り組む「浜松家守舎キュー」や新川モールの指定管理者「HACK」など、ローカル・ゼブラ企業に該当する企業が活躍している。本市では、これら企業の皆さまとも連携し、昨年10月から11月にかけて、遠州鉄道高架下の未利用空間を活用した実証事業「POP UP FOREST」を実施した。今後においては、こうした取り組みを市民の皆さまに広く発信するとともに、中心市街地活性化に向けた事業へのPFS（成果連動型民間委託契約方式）の導入を検討するなど、ローカル・ゼブラ企業を創出・育成することでまちづくりの課題解決を図り、中心市街地活性化につなげていく。</p>

質問	答弁
<p><b>3 放課後児童会について</b>  近年、共働き世帯の増加等により放課後児童会の利用ニーズは高まっているが、需要の増加に対応が追いつかず、待機児童が発生している状況である。子どもの安全な居場所確保と保護者の就労支援の観点から、早急な対応が求められていることから、以下何う。</p> <p>(1) 本市の待機児童解消の取組について</p> <p>(2) 夏季休業期間の臨時放課後児童会事業について</p> <p>ア 利用実績及び待機児童数への影響について</p> <p>イ 待機児童対策としての検証結果について</p>	<p><b>3 吉積学校教育部長</b></p> <p>(1) 本市では、放課後児童会の待機児童解消に向け、公設・民設の双方から定員の拡大を進めてきた。まず、公設の児童会につきましては、学校施設や近隣の公共施設等を活用し、2020年度からの過去5年間で新たに22か所を開設した。これにより、児童会数は142か所から164か所へ、定員は6,558人から7,618人へと、1,060人の拡大を図っている。次に、民設の児童会については、民間事業者の参入を促すため、昨年度から放課後児童健全育成事業費補助金等を拡充した。これにより、この2年間で新たに16か所が開設され、704人の定員増を図ることができた。これら公設・民設を合わせた取組により、過去5年間で1,764人の定員拡大を図った結果、本年度5月1日時点の待機児童数は189人となり、5年前の495人から約300人削減している。現在、市全体としては登録児童数を上回る定員枠を確保できているが、地域ごとの需要の偏在や利用ニーズの増加により、待機児童の解消には至っていない。来年度も、幼稚園の空き教室を活用した新規開設や、民間活力の導入促進により、引き続き定員拡大に努めていく。</p> <p>(2)ア、イ</p> <p>本市の公設児童会は、年間を通じての開設場所の確保が難しい一方で、例年夏休みを過ぎると退会者が増える傾向にある。これは、長期休業中、特に夏休み期間中の子供の居場所を確保したいという目的での申し込みが多いからではないかと分析している。そこで、夏休みのみであれば通年の確保が困難な場所でも開設できるケースがあることに着目し、夏季限定の利用者と通年利用者の棲み分けを図ることで、通年の定員枠を確保する狙いから、本年度よりモデル事業として夏季臨時放課後児童会を開設した。本年度は、利用ニーズが多く、待機児童が発生していた赤佐小学校区と上島小学校区の2か所で開設し、計38人の利用があった。各学区の近隣で民間の放課後児童会が開設された影響もあり、本事業単独での待機児童減少効果を正確に測ることは難しい状況だが、保護者アンケートの結果、夏休みだけの利用を考えていて当事業を利用した児童が計8人おり、当事業によって8人分の通年利用枠を確保できたと考えられる。このように、一定の待機児童削減効果が見込まれるため、来年度は実施箇所を4か所に拡大して効果検証を行い、継続的な事業実施に向け検討していく。</p>
<p><b>4 園から小学校への適切な接続について</b>  園から小学校への適切な接続が、子供たちの小学校生活でのスムーズな適応に有効であると考えられ、本年度、試行的に開始した5歳児健康診査の役</p>	<p><b>4 野秋教育長</b></p> <p>近年、本市においても、いわゆる「小1プロブレム」の傾向が見られたり、登校を渋りがちになる1年生が増えたりしており、その一因には、幼児教育・保育と小学校教育の違いによる子供の戸惑いがあると考えられる。そのためには、幼児教育・保育の観点から小学校教育の在り方を見直し、保護者や園等と連携した切れ目のない支援体制を構築することが重要である。本年度、試行的に開始した5歳児健康診査は、支援が必要な子供の保護者に、保健師から結果の説明を受け、わが子の幼児期の特性や課題を理</p>

質問	答弁
<p>割が期待される。</p> <p>どの子も安心して学校に通える環境づくりのため、5歳児健康診査などを活用した切れ目のない支援体制の構築に向けて、教育分野ではどのような取組をしていくのか伺う。</p>	<p>解していただき、園においては状況に応じて成長・発達の支援を行うことが目的である。そして、こうした保護者の気づきや、園での支援情報を小学校が引き継ぎ、入学前後の支援に生かすことが、教育分野の役割と考えている。そのため、現在、園や保護者から小学校へスムーズに情報を繋ぐ仕組みの構築をはじめ、特性に応じた支援を担う教員の育成、接続期の違いを軽減する教育課程の工夫、保護者の相談体制の充実などについて、検討を進めている。今後は、これらの検討結果を検証し、安心して学校生活のスタートを切ることができる環境づくりに取り組んでいく。</p>
<p><b>5 がん検診について</b></p> <p>本市のがん検診の受診率向上について、以下伺う。</p> <p>(1) 市が発行する受診券の記載が小さく分かりづらいとの声がある。対象者に分かりやすい文言や文字の大きさの改善を検討しているか伺う。</p> <p>(2) 未受診者の受診しない理由を把握することも受診率向上の一助と考えるが、現状の取組状況について伺う。</p> <p>(3) 本市が運用するがん検診の公式LINEアカウントは、受診勧奨に一定の効果を上げていると考えるが、より多くの市民に活用してもらうため、登録者数を増やす取組を強化する考えはないか伺う。</p> <p>(4) 乳がん検診ではマンモグラフィ検査には助成がある一方で、エコー検査には助成がない。希望する方が受診しやすくなるよう、エコー検査への助成制度を設ける考えがあるか伺う。</p>	<p><b>5 平野医療担当部長</b></p> <p>(1) 本市では、がん検診の受診率向上のため、毎年、前年度末に、主に64歳以下のがん検診対象年齢の国保加入者及び65歳以上の方に、がん検診受診券を発送している。本市のがん検診は、国のがん検診実施のための指針に基づき、国保加入者のほか、職場等ではがん検診を受診する機会のない市民を主な対象として実施している。議員ご指摘のように、受診券は、高齢者の方をはじめ、市民にとって、見やすく、理解しやすい表記であることは重要である。そのため、今後は、特に重要な情報について、分かりやすい文言や、文字の大きさ等の工夫により視認性を高め、一目で要点が理解できる受診券となるよう改善に努めていく。</p> <p>(2) 2023年度本市公式LINE「浜松市がん検診」の登録者を対象に実施したアンケート調査の結果、がん検診を受診しない主な理由は、「忙しくて時間がない」「費用がかかる」「予約手続きが面倒」等だった。今後は、登録者並びに、新たに市民アンケート調査等も活用し、詳細な未受診理由の把握と分析に努め、効果的な受診率向上対策につなげていく。</p> <p>(3) 本市では、2022年度から受診率向上に向けた新たな取組みとして、LINEを活用した婦人科がん検診の受診勧奨業務を開始し、昨年度から受診勧奨の対象を5大がんに拡大し実施している。若年層を中心に利用率の高いLINEを通じ、がん検診等健康情報の発信や、医療機関の検索、がん検診受診券申込フォームへの誘導等を行うことで、市民の利便性向上を図り、受診率向上を図っている。現在、LINEの登録者は、約8割が女性で、半数以上が30代から40代と、従来の広報手段では届きにくかったターゲット層に、直接がん検診の受診勧奨ができていく。今後は、年度ごとにLINE登録者の目標値を設定するとともに、浜松市がん検診推進協定締結企業や健康はままつ21推進協力団体等と連携し、LINEを通じたインセンティブ事業等を効果的に活用し、LINE登録者の増加に向けた取組みにより、受診率向上につなげていく。</p> <p>(4) 市が行うがん検診は、国が推奨するがんの死亡率減少を目的とした対策型検診で、国が定めたがん検診の指針による検診方法等で実施している。現行の指針においては、乳がんの死亡率減少効果に関する科学的根拠が確立しているのは、マンモグラフィ検査のみで、エコー検査は現時点では対策型検診として推奨されていない。しかしながら、人間ドックなどでは、</p>

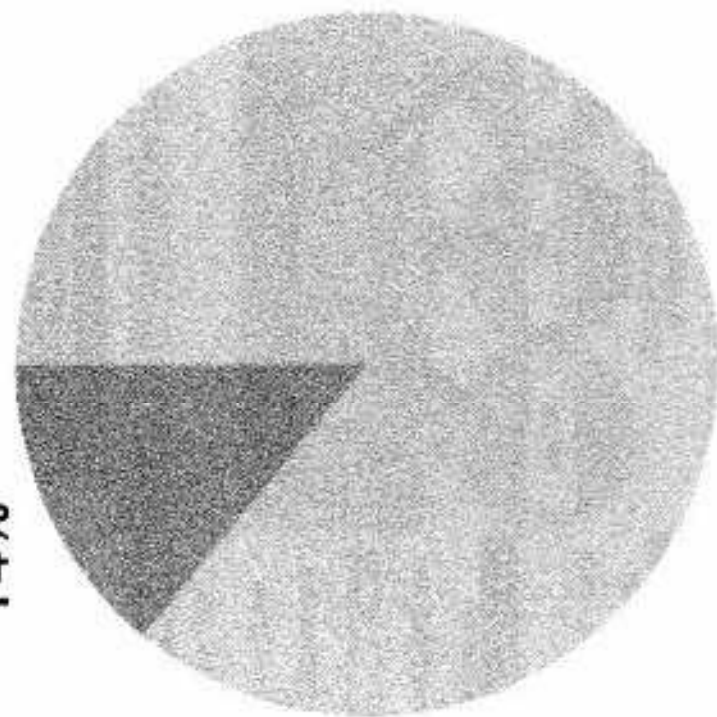
質問	答弁
<p>6 多文化共生社会について</p> <p>(1) 本年1月23日に、国は外国人の受け入れ・共生のための総合的対応策を策定し、「秩序ある共生社会の実現」を掲げた。外国人への情報発信の充実が重要施策とされ、外国人にとって支援制度や地域ルール等の情報入手が課題となっている。</p> <p>本市でも外国人住民は3万人を超え、増加・多国籍化が進行しており、定住化も進んでいる。多様な外国人市民が地域社会に円滑に適應できるよう、効果的な情報発信の強化について、以下伺う。</p> <p>ア 外国人市民に対する生活・行政情報提供の現状と課題について</p> <p>イ 安全・安心な暮らしに向けた今後の情報発信の在り方について</p> <p>(2) 本市から周辺自治体、さらには県外自治体へ転出する外国人家庭において、母子保健や保育・教育に関する情報がどのように引き継がれているか。また、引き継ぎにおける課題と、</p>	<p>個人の希望により、マンモグラフィ検査以外にも、エコー検査やMRI等いくつかの手法で実施されている状況をふまえ、国において、マンモグラフィ検査とエコー検査を併用する手法の有効性等についての研究が進められており、また、乳がんの対策型検診のガイドライン更新についても検討されている。こうしたことから、現時点において、乳がん検診にエコー検査を追加し、助成制度を設ける予定はないが、今後、国の指針改定や科学的知見の蓄積を注視し、適切に対応していく。</p> <p>6 工藤企画調整部長</p> <p>(1)ア 外国人市民に対する生活・行政情報提供の現状と課題については、本市の外国人市民は近年増加傾向にあり、多国籍化や定住化が進み、在留資格も多様化している。外国人市民が円滑に地域社会に適應していくためには、多言語による情報発信を適切に行うことが重要であると考えている。本市では、多言語版の広報紙や公式ウェブサイト、SNS配信、相談窓口などを通じて、生活・行政情報の提供を進めている。転入時には、ごみの出し方や税金、防災などの生活情報をまとめた「ウェルカムブック」を7言語で作成し、窓口で直接手渡している。また、多言語情報ウェブサイト「カナル・ハママツ」により、日常生活に密着した情報を分かりやすく発信するとともに、緊急情報の多言語配信にも取り組んでいる。しかしながら、外国人市民の多様化が進む中、言語や文化の壁を越えた、一人ひとりの状況に合わせた情報や支援に容易にアクセスできる環境づくりの更なる充実が求められている。</p> <p>(1)イ 本市では多言語情報提供指針を策定し、積極的に推進している。同指針では、災害等の緊急情報に加え、教育、福祉、税金やごみの出し方などの生活情報等を提供する基準を示している。提供言語は英語、ポルトガル語、やさしい日本語の3言語の他、状況に応じて言語を追加することとし、近年のインドネシア人の増加を受け、本年度版の「ごみ・資源物の正しい出し方」にインドネシア語を追加し、10言語と充実させている。さらに、情報提供の手段としては、文字やイラストに加え、音声や映像を活用することとしている。今後においても、各種ツールの活用や、浜松国際交流協会などの関係機関との連携を図りながら、多様化する外国人市民の目線に立った真に必要とされる効果的な情報発信の強化に取り組んでいく。</p> <p>6 平野医療担当部長</p> <p>(2) 本市において、支援をしていた外国人家庭が市外へ転出の際は、日本人の家庭と同様、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行う観点から、転出先自治体に、適切に支援情報の引継ぎを行っている。具体的には、ご本人の同意を基本とし、転出先においても支援が継続されるよう、支援概要等を記した文書や電話により、速やかな情報共有に努めている。また、本人へは通訳や多言語タブレット等の活用により、丁寧な情報提供や相談支援を実施し、特に引継ぎにおける課題はない。今後についても、関係機関との連携強化や多言語による情報提供の充実を図り、外国人家庭が、転</p>

質問	答弁
<p>今後強化すべき点について伺う。</p> <p>(3) 外国人女性の妊娠、出産、子育てについて、本市としてどのように実態を把握し、どのような体制で対応しているのか伺う。</p>	<p>出先においても継続的な支援により安心して生活ができるよう、自治体間連携を進めていく。</p> <p>(3) 本市では、市民が区民生活課等において出生届や、転入届口をされる際、届け出と同時に、窓口において、こどもの予防接種や、健診、子育てに関する相談機関一覧等の情報を把握できるよう、部局横断して連携し、情報をまとめて市民に配布をしており、必要に応じて子ども家庭センターを紹介している。外国人家庭の女性や子ども等が、子ども家庭センターに来所の際は、保健師等の専門職が面談し、10か国の各国語版母子健康手帳の交付や多言語資料の活用、通訳や多言語タブレットの活用等により、丁寧な相談支援に心がけている。また、当事者だけでなく、その家族等の状況も把握し、必要に応じて、保育、教育等の関係部署につなぐなど、子ども家庭センターがフックの窓口となり、妊娠から子育てまで切れ目のない相談支援を実施している。今後も、外国人家庭の方に、安心して生活していただけるよう、関係機関等と連携し、必要な情報提供や支援を行っていく。</p>
<p>7 子ども医療費無償化について</p> <p>来年度から子ども医療費が中学生まで無償化されるが、本施策の目的および期待される効果をどのように認識しているか伺う。</p> <p>また、医療費無償化は経済支援にとどまらず、「社会が子どもを守る」という明確なメッセージにもなる。本市として子ども医療費無償化の対象を高校生世代まで拡大する考えがあるか伺う。</p>	<p>7 野田子ども家庭部長</p> <p>本市の子ども医療費助成制度は、2019年10月から助成対象を高校生世代まで拡充し、2022年10月からは0歳児から高校生世代までの入院無償化と、時間外診療を除く0歳児の通院無償化を行い、更に2024年4月からは通院無償化を乳幼児まで拡充した。子ども医療費助成の目的と期待される効果については、子育て世代の経済的負担の軽減に加え、疾病の早期発見、早期治療による重症化の予防が期待される。特に受診頻度が高い乳幼児の保護者にとっては、育児不安の軽減にも繋がると認識している。現在、物価高が続く中、子育て世代の経済的負担が更に増加していることを鑑み、本年10月から、通院無償化を小・中学生まで拡充するとともに、入院時の食事療養費についても無償化を予定しているところである。子どもの医療費助成については、各地方自治体が独自に制度設計をしていることから、助成対象年齢や所得制限の有無など、市町によって異なっているのが現状である。高校生世代までの医療費無償化については、今後の子育て世代にかかる負担軽減策や財政状況などを踏まえ、引き続き検討をしていく。</p>

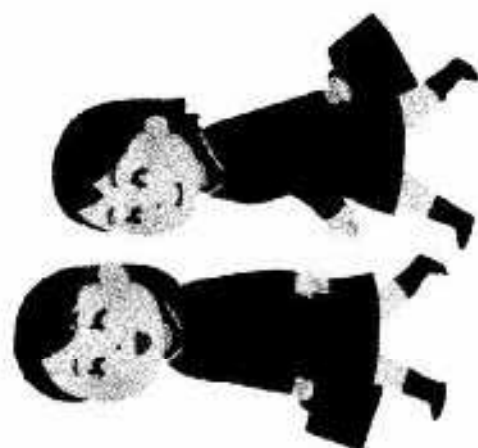
令和8年3月9日（月）2月定例会一般質問 大城七瀬

## トイレへの生理用品の設置についてのアンケート

どちらでもない  
14%



小学5年生以上  
計67名に  
聞きました



トイレに欲しい  
86%

# 令和8年3月9日（月）2月定例会一般質問 大城七瀬

## コラム 2-2-2①図 ローカル・ゼブラ企業の特徴と地域課題解決事業のイメージ

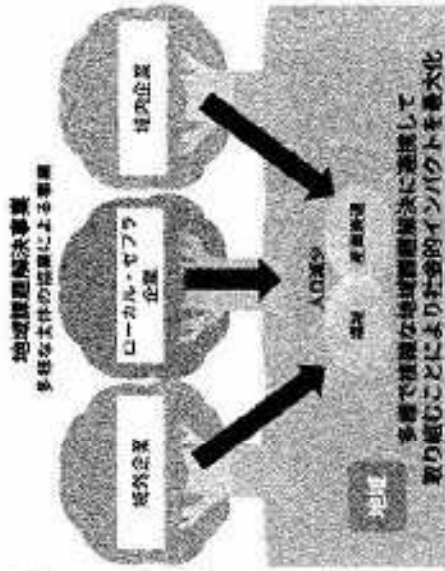
### ローカル・ゼブラ企業の特徴

事業を通じて地域課題解決を図り、収益性を確保・継続  
新たな価値創造や技術の活用等による革新的なビジネスを模索  
事業意図の明確化

### ローカル・ゼブラ企業が事業を進める上でのポイント

- 金融
  - ※ 融資、事業の持続的成長のための戦略的な資金調達
- 人材
  - ※ 企業のアプローチに合わせた適切な人材の確保等
  - ※ 事業を可視化し、ステークホルダーからの理解を深め、参加しやすい環境を整える
- 事業の可視化
  - ※ 取り組む事業に応じた事業計画・財務計画の構築や資本情状の検討
- 意思決定プロセス
  - ※ ビジネスと測定可能なインパクトの可視化
  - ※ 投資及びその測定

資料：中小企業庁「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」



## 2-2-2②図 ローカル・ゼブラ企業の事例

**事例1** 産業界・ゼブラグループ 産業界の活用

- 地域経済の活性化・創出を事業目的とし、岡山県西倉敷市と連携し、地域の6次産業化を進めることで新しい事業（地元産材を使ったローリングなどの肉類加工器具・器具等の製造）を開発し、産業界を活用したローカルベンチャーの創出に取り組む。
- 現在は4拠点で肉類加工器具、製肉の加工・流通、販売事業など幅広い事業を展開。

**事例2** 産業界 産業界

- 自治体や企業と連携して、若狭社会のあり方に異用・活用する人材を産業界で確保・育成。
- 年間1,000名以上のイベント企画・実施と「子育てシェア」等の産業界向けアプリの普及を行い、コミュニティ和協業に取り組む。
- デジタル活用により、若狭の若い主となる人や優秀な人材を呼び寄せることで、地域の率に助け合いのコミュニティを創出。

**事例3** 産業界 産業界

**事例4** 産業界 産業界

資料：中小企業庁「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」

14

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥		1	2	7	6	0	

但し 市民クラブHP 利用サービス(Suite X)機NTTPCコミュニケーションズへ支払い  
SSLサーバー証明書グローバルサインクイック認証SSL(1年)  
期間:2025/11/25-2026/12/27(1年の期間のうち、残1ヵ月は移行期間)

内訳 1年38,280÷12=3,190円

令和7年度分 3,190×4(2025年12月～2026年3月)=12,760円 ①

令和8年度分(※) 3,190×8(2026年4月～2026年11月)=25,520円 ②

※～2026/12/27となっているが12月は移行期間のため11月末までとする

払込用紙  
(オンラインサービスストア受取用)

請求人氏名 (Customer Name)  
浜松市議会 市民クラブ

請求金額 (Total Price)  
38,280円

手数料 (Charge)  
3,480円

支払期日 (Payment Date)  
2025年12月

NTT PCコミュニケーションズ

2025年12月16日(火) 14:28  
No. 1-8523 頁No. 001

下記公共料金等の代理受領は  
別領収証となります  
SMCC (SMB C F. S. 1年

**FamilyMart**

浜松市役所3店  
静岡県浜松市中央区元城町1-0-3番  
地2  
電話:053-460-0550

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年12月16日

金 派 名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者名 鈴木真人



請求書

430-8652  
 静岡県 浜松市中央区元城町103-2

④ docomo Business | NTTPCコミュニケーションズ株式会社

NTTPCコミュニケーションズ株式会社  
 〒430-0001 静岡県浜松市東区元新町2-1-1  
 森村天神ビル5階  
 請求番号 [REDACTED]  
 発行年月日 2025年12月11日  
 社用コード

浜松市議会 市民クラブ 様  
 古貨控番号 [REDACTED]

C8A1K1X004242#  
 000000 0004242 0001/3001



登録番号: T401040107007

ご利用サービス名  
 ホスティングサービス (WebARENA)

日頃、NTTPCコミュニケーションズをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
 次のため、請求申し上げます。

( 1 / 2 ページ )

お客様番号	[REDACTED]
請求年月	2025年12月請求分
請求金額	38,280円
支払期日	2026年1月6日
お支払期日	期日09% 3,480円
お支払期日	2026年1月6日

【重要】  
 株式会社エヌ・ティ・ティ・シー・コミュニケーションズは、  
 NTTPCコミュニケーションズ株式会社と商号を変更  
 いたしました。(2025年9月4日)

お振込みの際は、新しい口座番号をご確認のうえ、  
 お手続きくださいますようお願い申し上げます。

新口座名義: エヌティティビーシー・コミュニケーションズ(カ)

※取引銀行名、支店名、預金種別、口座番号の変更はござい  
 ません。  
 ※社内システム等に口座情報を登録いただいているお客さまは、  
 口座名義のご変更をお願いいたします。  
 ※当国の発行、目社名宛のお振込みもご利用いただけます。

お問い合わせ先など

ご不明な点は次のURLの弊社Webサイトをご確認ください。  
 お支払い関連ページ  
<https://www.nttpc.co.jp/support/payment>

- 請求書の見方、各種変更(遅延先、お支払方法、他)
- 複数契約をされているお客さまの請求書の印刷発行

↓下の部分を力の取り、当社宛へお申し込みをお願いいたします。

※(注) (別)

東京MT 2 払込取扱票

0120-7-900524 38280

NTTPCコミュニケーションズ株式会社

三井住友銀行 すずらん支店 普通 9914767

990012090052400000038280200000000000000

3000000000000000000000000000000000000000

静岡県 浜松市中央区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ 様

〒43009 [REDACTED]

請求書発行元: NTTPCコミュニケーションズ株式会社

911908082-6605310007006971325120  
 270106-3-058280-2

私込受領証 (コンビニエンスストア支払用)

払込元氏名: 0120900524  
 浜松市議会 市民クラブ

請求番号: 0120900524

金額: 38,280

2025年12月6日 1月6日

三井住友銀行 すずらん支店 普通 9914767

2025年12月 1月6日

浜松市議会 市民クラブ

金額: 3,480

請求年月: 2025年12月

発行元: NTTPCコミュニケーションズ株式会社

請求内容

品名	数量	単価 (円)	ご利用期間等
<b>&lt;ホスティングサービス (WebARENA) &gt;</b>			
SuiteX V1 年一括払い料金およびオプション等 (小計)	1	34,800	
(当月利用額合計)		34,800	
<b>&lt;ホスティングサービス (WebARENA) &gt;</b>			
SuiteX V1 年一括払い料金およびオプション等 (小計)	1	34,800	
(10名同時利用合計)		34,800	
(消費税)		3,480	10%
(請求額合計)		38,280	

000000 0004242 0001/0001 CBA1K1X004242#

3支払について

払込取扱票に代金を添えて、銀行(日本銀行を除く)、コンビニエンスストア、郵便局からお支払ください。(一部、取扱いできない店舗があります。)

ご利用いただけるコンビニエンスストア

- ブノール  
○ローソン  
○ミニストップ  
○マルエツ
- ファミリーマート  
○セブン  
○セイコーマート
- イオン  
○生活家電  
○ハマスタ
- マザキデイリーストア
- マザキスペシャルパートナーショップ

の並びにバーコードが印字されていない場合や金額の訂正をされる場合は、コンビニエンスストアではお支払いただけません。

住友カード株式会社とコンビニエンスストア等とは代行業務を行うの「料金取決め業務」契約を結んでいます。

(取扱い行 三井住友カード株式会社)

お問い合わせ

コンビニエンスストア、郵便局から本票によりお支払の場合は、弊店で印税をお支払いいたします。

振り込みでお支払いの場合は、お支払にてお振込みの金額を「お振込み」欄に必ずお振込みの金額をお知らせください。行のATM(現金自動預け払い機)からお振込みの場合は、必ずお振込みの金額をお知らせください。

コンビニエンスストアまたは郵便局より発行される便箋は本支払の証拠となりますので、大切に保管してください。

また月次帳にお支払いの場合、お振込みの金額が正確であることを確認する必要があります。

お支払の金額が間違いましたら、お振込みの金額をお知らせください。

この払込票は、概ねで発行いたしますので、ご了承ください。お振込みの際は、必ずお振込みの金額をお知らせください。

利用月： 2025年11月  
 浜松市議会 市民クラブ 様

 登録番号： T4010401005007  
 発行日： 2025年12月01日

利用サービス： Suite X

サービスID

№	商品名	詳細	利用量	請求額
1	SuiteX V1 基本料金 SuiteX V1 360日(年額)			¥0.000
2	SSLサーバー証明書 グローバルサイン チェック認証(SSL11年)		固定料金	¥34,800.000
			サービス利用金額:	¥34,800
			サービス金額ディスカウント:	¥0
			サービス金額:	¥34,800
			利用料	¥34,800
			割引額	¥0
			請求資料	¥300
			年額プラン優待	-¥300
			総計 (14%課税対象)	¥34,800
			消費税等 (10%)	¥3,480
			サービスの請求金額合計	¥38,280
			請求額	¥38,280

**注意:**

上記金額には割引や消費税等を含んでいます。

1時間未満の利用時間は切り上げになります。

計算期間の時刻は、UTC (Universal Time Coordinated: 協定世界時) を適用します。

金額表示が許可されていないユーザーの場合、金額に「-」が表示されます。



**差出人:** WebARENA <suitexs@suite-mx-production.arena.ne.jp>  
**送信日時:** 2025年11月25日火曜日 15:45  
**宛先:** [Redacted]  
**件名:** グローバルサインSSL取得および設定完了のご連絡  
**分類項目:** HP関係



グローバルサインSSL取得および設定完了のご連絡

この度はグローバルサインSSL取得・設定をお申込みいただき  
 ありがとうございます。

以下の通りSSL証明書を取得し設定完了いたしました。

**<ご契約内容>**

**サービスID:** [Redacted]  
**IPアドレス:** [Redacted]  
**申請タイプ:** New  
**契約内容:** 26,800円 (税別)  
 SSL設定手数料 8,000円 (税別)  
 ※毎月請求分のご利用料金に合算されます。

**契約者名:** 浜松市議会 市民クラブ  
**担当者名:** [Redacted]  
**連絡先メールアドレス:** [Redacted]

**<SSL証明書情報>**

**コモンネーム:** [Redacted]  
**組織名:** [Redacted]  
**部門名:** 部署名なし  
**国名:** JP  
**都道府県:** Shizuoka  
**市区郡:** Hamamatsu-shi  
**承認メールアドレス:** [Redacted]  
**有効期限:** 2025-11-25~2026-12-27  
**オーダーID:** [Redacted]

-----BEGIN CERTIFICATE-----  
 MIIEsDCCA5igAwIBAgIQd70OB0LV2enQSdd00CpvmjANBgkqhkiG9w0BAQsFADBMM  
 SAAwHgYDVQQLExdHbG9iG9iYWxTaWdulFJvb3QgQ0EgLSBzSMzETMBEGA1UEChMKR2xv  
 YmFsU2lnbjETMBEGA1UEAxMKR2xvYmFsU2lnbjAeFw0yMDA3MjgwMDAwMDBaFw0y  
 OTAzMjgwMDAwMDBaMFMMxCzAJBgNVBAYTAkJKFMRkwFwYDVQQKExBHbG9iG9iYWxTaWdu  
 lG52LXNhMSkwJwYDVQQDEyBHbG9iG9iYWxTaWdulEcDQyBSMyBEViBUTFMgQ0EgMjAy  
 MDCCASlwDQYJKoZIhvcNAQEBBQADggEPADCCAQoCggEBAKxnlJV/de+OpwyyCXA,  
 icxPCqKfPh1ltw2cljS3cUqPKq8qX6m7K0OvKaKG3GXi4CJ4f4VUgZYE6-HRdjaj  
 hnnuJHY6EBCBeggUFgPG0scB12Wi8Bfm:9zkjWxo3Y2bwhC0Fvr6R42pW0elNc6OTb

5

# 支払証明書

金額	¥	百	拾	万	千	百	拾	円
		2	1	8	6	7	5	8

但し 浜松議会 市民クラブ  
「2026年新春号 会報チラシ」の制作・印刷・加工・折込代として

内訳 中部印刷株式会社 制作・印刷・加工代 1,157,191 (A)  
中部印刷株式会社 折込代 1,028,907 (B)  
振込手数料(浜松磐田信用金庫) 660  
2,186,758 円

1430

振込口座番号 (振込手数料別取)  別窓松島請求書による振込受付済 (振込手数料別取)

支払日(西暦) 2025/1/20

振込先名	浜松製紙	〒	410	0000	支店	磐田	支店	0000	口座	0000
振込先住所	0239341	支店	〒	2186098	支店	0000	支店	0000	支店	0000
振込先名称	中部印刷株式会社	振込先名称	中部印刷株式会社	振込先名称	中部印刷株式会社	振込先名称	中部印刷株式会社	振込先名称	中部印刷株式会社	振込先名称
振込先住所	浜松市中央区元戎町103-2	振込先住所	浜松市中央区元戎町103-2	振込先住所	浜松市中央区元戎町103-2	振込先住所	浜松市中央区元戎町103-2	振込先住所	浜松市中央区元戎町103-2	振込先住所
振込先名称	浜松市議会 市民クラブ	振込先名称	浜松市議会 市民クラブ	振込先名称	浜松市議会 市民クラブ	振込先名称	浜松市議会 市民クラブ	振込先名称	浜松市議会 市民クラブ	振込先名称

当会様をご利用いただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

- 振込先には、請求額目、口座番号、等個人共を控筆いたします。
- 振込依頼書に記載の振込先が変更になった場合は、照会等のため振込が遅延することがあります。
- 送付時期・日時の指定または送付物の数量などや心を要する場合には、事前に振込が滞延することがありますのでご了承ください。

お願い  
お振込のご利用は午後2時までにご申し付けください

収入印紙  
[Red Stamp]

浜松いわち信用金庫 本店営業部  
電話番号 1130040500017

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和8年1月20日

会派名 浜松市議会 市民クラブ

代表者名 鈴木真人 [Red Stamp]



浜松市議会 百氏クラブ 様

請 求 書



株式会社 静岡県浜松市中央区東高花町1516番地202  
TEL 0662-441-2833 (〒422-8652)  
郵便番号 4100000

本社 TEL 0662-441-4444 FAX 0662-441-4444  
浜松支店 TEL 0662-212-13200 FAX 0662-212-13200  
各課支店 TEL 0662-219-22109  
恐れ入りますが、郵便手数料はお客様のご負担でお願いいたします

発行日付 2026年 1月 19日

請求年月	請求番号	得意先コード	期日	担当名
2026年 1 月分	50699-000		未 済	

今回請求額	今回お買上合計	今回ご請求額
0	1,028,907	1,028,907

出戻枚数
枚

前回の請求額	今回ご買上額	今回請求額	今回お買上合計	今回ご請求額	請求内容	数量	単価	金額	消費税額	備考 / 納入先名
0	935,370	0	1,028,907	1,028,907	1/19発行 浜松市議会 市民クラブ 新春3マックス 新送料金 当月消費税額 (10%)	164,100	枚	955,370	93,537	
01/19							10%対象合計	955,370	93,537	

(印) (5)

スケジューラテーブル(市民クラブ種 2028年新年号) Ver1.0 更新日 2025/11/10 単位

品名	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
市民クラブ																															
市民クラブ																															
市民クラブ																															

印刷会社種	品名	リリース	頁数	色数	紙質	加工	数量	枚数	備考
	市民クラブ2028年新年号	社上リ:22×13		4C/4C	A2コート(75g)	①断裁②つ折③一平折	350,050	50	ブルーム転写1回

印刷品先

中部印刷株式会社  
東京都品

備考	
----	--









品名	数量	単価	仕入	仕入内容	仕入内容	数量	単価	仕入	仕入内容
1	1	406	406	...	...	406	...	...	...
2	2	203	406	...	...	203	...	...	...
3	3	135	405	...	...	135	...	...	...
4	4	432	432	...	...	432	...	...	...
5	5	612	612	...	...	612	...	...	...
6	6	10	10	...	...	10	...	...	...
7	7	10,200	10,200	...	...	10,200	...	...	...
8	8	5	5	...	...	5	...	...	...
9	9	6,900	6,900	...	...	6,900	...	...	...
10	10	1,100	1,100	...	...	1,100	...	...	...
11	11	400	400	...	...	400	...	...	...
12	12	1,600	1,600	...	...	1,600	...	...	...
13	13	0	0	...	...	0	...	...	...
14	14	2,900	2,900	...	...	2,900	...	...	...
15	15	240	240	...	...	240	...	...	...
16	16	0	0	...	...	0	...	...	...
17	17	270	270	...	...	270	...	...	...
18	18	900	900	...	...	900	...	...	...
19	19	850	850	...	...	850	...	...	...
20	20	400	400	...	...	400	...	...	...
21	21	160	160	...	...	160	...	...	...
22	22	100	100	...	...	100	...	...	...
23	23	120	120	...	...	120	...	...	...
24	24	280	280	...	...	280	...	...	...
25	25	0	0	...	...	0	...	...	...
26	26	60	60	...	...	60	...	...	...
27	27	940	940	...	...	940	...	...	...
28	28	1,110	1,110	...	...	1,110	...	...	...
29	29	50	50	...	...	50	...	...	...
30	30	500	500	...	...	500	...	...	...
31	31	0	0	...	...	0	...	...	...
32	32	6,000	6,000	...	...	6,000	...	...	...
33	33	4,000	4,000	...	...	4,000	...	...	...
34	34	800	800	...	...	800	...	...	...
35	35	100	100	...	...	100	...	...	...
36	36	300	300	...	...	300	...	...	...
37	37	1,700	1,700	...	...	1,700	...	...	...
38	38	800	800	...	...	800	...	...	...
39	39	200	200	...	...	200	...	...	...
40	40	1,800	1,800	...	...	1,800	...	...	...
41	41	3,600	3,600	...	...	3,600	...	...	...
42	42	0	0	...	...	0	...	...	...
43	43	300	300	...	...	300	...	...	...
44	44	400	400	...	...	400	...	...	...
45	45	600	600	...	...	600	...	...	...
46	46	1,000	1,000	...	...	1,000	...	...	...
47	47	300	300	...	...	300	...	...	...
48	48	900	900	...	...	900	...	...	...
49	49	4,100	4,100	...	...	4,100	...	...	...
50	50	1,900	1,900	...	...	1,900	...	...	...
51	51	800	800	...	...	800	...	...	...
52	52	400	400	...	...	400	...	...	...
53	53	2,900	2,900	...	...	2,900	...	...	...
54	54	400	400	...	...	400	...	...	...
55	55	1,000	1,000	...	...	1,000	...	...	...
56	56	600	600	...	...	600	...	...	...
57	57	400	400	...	...	400	...	...	...
58	58	1,000	1,000	...	...	1,000	...	...	...
59	59	1,600	1,600	...	...	1,600	...	...	...
60	60	200	200	...	...	200	...	...	...
61	61	300	300	...	...	300	...	...	...
62	62	240	240	...	...	240	...	...	...
63	63	100	100	...	...	100	...	...	...
64	64	280	280	...	...	280	...	...	...
65	65	40	40	...	...	40	...	...	...
66	66	3,500	3,500	...	...	3,500	...	...	...
67	67	0	0	...	...	0	...	...	...



584	0	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	全社株式取得	280	240	2400
585	10	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株主出資増資	200	210	2100
586	11	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	3000		0
587	12	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得			0
588	13	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	100	110	1100
589	14	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	30	80	600
590	15	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得		0	0
591	16	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	200	210	2100
592	17	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	60	70	700
593	18	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	200	210	2100
594	19	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	70	80	800
595	20	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得		0	0
596	21	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得		0	0
597	22	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	18	20	200
598	23	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	100	110	1100
599	24	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得	90	70	700
600	25	福岡県	出資 株式会社福岡県民会館	株式取得		0	0
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	100	100	1000
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	100	100	1000
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	200	200	2000
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	100	100	1000
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	50	50	500
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	50	50	500
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	50	50	500
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	50	50	500
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	40	40	400
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	40	40	400
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	100	110	1100
		出資	株式会社福岡県民会館	株式取得	60	50	500

個人事業主

合計	53,038	35,700	18,810
二つ折り計		市役所納付	54,510
納付済分		169,550	169,550
未納分		12,000	
合計		228,050	

⑥

① (10通)

### 領収書

浜松市議会 市民クラブ 様

[販売]	
レターバックライト (430円)	
430円 10枚	¥4,300
-----	
小計	¥4,300
課税計(10%) ¥0	
(内消費税等(10%) ¥0)	
非課税計	¥4,300
-----	
合計	¥4,300
お預り金額	¥10,300
おつり	¥6,000

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 登録番号 T1010001112577  
 取扱日時: 2026年 2月17日 9:51  
 発行No. 260217J3351 端N45箱11  
 連絡先: 浜松東郵便局  
 TEL: 0570-024-779

(3)

### 領収書

浜松市議会 市民クラブ 様

[販売]	
レターバックライト (430円)	
430円 10枚	¥4,300
-----	
小計	¥4,300
課税計(10%) ¥0	
(内消費税等(10%) ¥0)	
非課税計	¥4,300
-----	
合計	¥4,300
お預り金額	¥10,300
おつり	¥6,000

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 登録番号 T1010001112577  
 取扱日時: 2026年 2月17日 9:51  
 発行No. 260217J3351 端N45箱11  
 連絡先: 浜松東郵便局  
 TEL: 0570-024-779

② (4通)

### 領収書

浜松市議会 市民クラブ 様

[販売]	
レターバックライト (430円)	
430円 4枚	¥1,720
-----	
小計	¥1,720
課税計(10%) ¥0	
(内消費税等(10%) ¥0)	
非課税計	¥1,720
-----	
合計	¥1,720
お預り金額	¥2,220
おつり	¥500

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 登録番号 T1010001112577  
 取扱日時: 2026年 2月24日 9:10  
 発行No. 260224J0946 端N37箱01  
 連絡先: 笠井郵便局  
 TEL: 053-434-3041

(3)

### 領収書

浜松市議会 市民クラブ 様

[販売]	
レターバックライト (430円)	
430円 4枚	¥1,720
-----	
小計	¥1,720
課税計(10%) ¥0	
(内消費税等(10%) ¥0)	
非課税計	¥1,720
-----	
合計	¥1,720
お預り金額	¥2,220
おつり	¥500

〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 登録番号 T1010001112577  
 取扱日時: 2026年 2月24日 9:10  
 発行No. 260224J0945 端N37箱01  
 連絡先: 笠井郵便局  
 TEL: 053-434-3041

6

① (1通)

### 領収書

浜松市浜島区  
市民クラブ 様

[販売]	
レターバックライト (430円)	
430円 1枚	¥430
-----	
小 計	¥430
課税計(10%)	¥0
(内消費税等(10%))	¥0
非課税計	¥430
-----	
<b>合計</b>	<b>¥430</b>
お預り金額	¥430



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 登録番号 T1010001112577  
 取扱日時：2026年 2月25日 9:14  
 発行No. 260225J2037 箱N72箱02  
 連絡先：浜松馬込郵便局  
 TEL:053-452-9916

②

### 領収書

浜松市浜島区  
市民クラブ 様

[販売]	
レターバックライト (430円)	
430円 1枚	¥430
-----	
小 計	¥430
課税計(10%)	¥0
(内消費税等(10%))	¥0
非課税計	¥430
-----	
<b>合計</b>	<b>¥430</b>
お預り金額	¥430



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 登録番号 T1010001112577  
 取扱日時：2026年 2月25日 9:14  
 発行No. 260225J2037 箱N72箱02  
 連絡先：浜松馬込郵便局  
 TEL:053-452-9916

⑥ ④

4 3 2 8 0 5 2

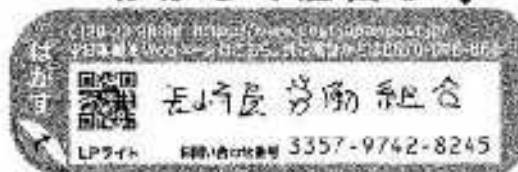


お届け先 <b>To</b> 	おとこる: Address 浜松市 中央区 東若林町 11-1
	おなまえ: Name 長崎屋 労働組合 浜松可美支部 御中 <b>様</b>
	電話番号: Telephone Number 053 (441) 3810
ご依頼主 <b>From</b>	おとこる: Address 4 3 0 - 4 6 5 2 浜松市 中央区 元城町 103-2
	おなまえ: Name 浜松市議会 市長クラブ <b>様</b>
	電話番号: Telephone Number 053 (457) 2496
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed. 現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送付」はすべて詐欺です。 届寄りの警察(電話番号は#9110)にご相談ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud. 会派会報	

用紙裏面に  
詳しく記載  
されています。

- ご利用方法**
- 1 あて名書き  
シールでもOK
  - 2 封入  
切手不要
  - 3 保管用シールをはがす  
ご依頼主様が保管
  - 4 投かん  
郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
郵便受け

はがして差出し ↓



**ご依頼主様保管用シール**

Sender To Retain  
シール宛先の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。  
配達状況お問い合わせ  
インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
固定電話から: 0120-23-28-86  
携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用  
バーコード  
For JAPAN POST Use Only 3357-9742-8245

**ご注意**  
Attention

2 厚さ

4 重さ

⑥ ④

4 3 5 0 0 2 3

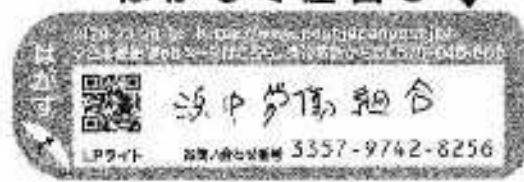
レター  
パック  
ライト  
30  
日着郵便

お届け先 <b>To</b> ↑	おところ: Address  浜松市中央区新貝町 239-1
	おなまえ: Name  浜中労働組合 御中 様
電話番号: Telephone Number 053 (427) 7051	
ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address  浜松市中央区元町町 103-2
	おなまえ: Name  浜松市議会 市民フック 様
電話番号: Telephone Number 053 (457) 2996	
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.  現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 悪質の苦情(電話番号はP3110)にご相談ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.	
会派会報	
<input type="checkbox"/> リチウム電池なし <input type="checkbox"/> 高圧ガスなし <input type="checkbox"/> 引火性液体なし	

詳しくは、  
P110をご覧ください。



はがして差出し ↓



**ご依頼主様保管用シール**  
Sender To Retain  
シール剥離の順番により、送附サービスがご利用いただけます。  
配達状況お問い合わせ  
インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
国内電話から: 0120-23-28-86  
携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用  
バーコード  
For JAPAN POST Use Only 3357-9742-8256

**ご注意**  
Attention

厚さ

重さ

6A

4 3 1 3 4 2 3

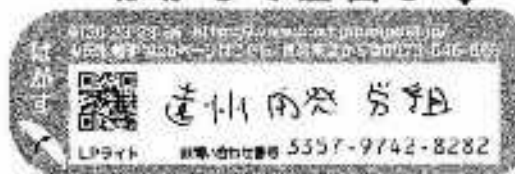
パック  
ライト  
30  
日連続

お届け先 <b>To</b> ↑	おところ: Address  浜松市天竜区渡ヶ島 20-6
	おなまえ: Name  遠州南交労働組合 御中 <b>様</b>
	電話番号: Telephone Number  053 (924) 4191
ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address  4 3 0 8 6 5 2 浜松市中央区元城町 103-2
	おなまえ: Name  浜松市議会市民クラブ <b>様</b>
	電話番号: Telephone Number  053 (457) 2496
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.  現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 盗取りの被害(電話番号は9110)にご注意ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.	
会派会報	
<input type="checkbox"/> リチウム電池なし <input type="checkbox"/> 高圧ガスなし <input type="checkbox"/> 引火性液体なし	

用紙のサイズは  
A4です。

- ご利用方法**
- 1 あて名書き  
シールでもOK
  - 2 封入  
切子不要
  - 3 保管用シールをはがす  
ご依頼主様が保管
  - 4 投かん  
郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
お預け

はがして差出し ↓



**ご依頼主様保管用シール**

Sender To Retain  
シールは私の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。  
配達状況お問い合わせ  
インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
固定電話から: 0120-23-28-86  
携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用  
バーコード  
For JAPAN POST Use Only 3357-9742-8282

**ご注意**  
Attention

厚さ

重さ

① ②

4 3 4 0 0 1 6

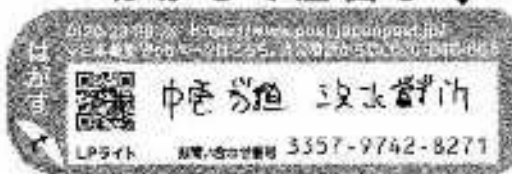
パック  
ポスト  
30  
日着郵便

お届け先 <b>To</b>   ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address  浜松市 浜名区 根堅 1939-1
	おなまえ: Name 中村健介 労働組合 浜北営業所支部 街中 様  電話番号: Telephone Number 053 (571) 6920
	おところ: 430-0652 Address  浜松市 中央区 元城町 103-2
	おなまえ: Name 浜松市議会 市民クラブ 様  電話番号: Telephone Number 053 (457) 2996
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合は航空運による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.  現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 番割りの買票(簿記番号はN9110)にご相談ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.  会派会報	
<input type="checkbox"/> リチウム電池なし <input type="checkbox"/> 高圧ガスなし <input type="checkbox"/> 引火性液体なし	

お申し込みの  
とてお申込み



はがして差出し



**ご依頼主様保管用シール**

Sender To Retain  
シール2面の番号により、追跡サービスをご利用いただけます。  
配達状況お問い合わせ  
インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
固定電話から: 0120-23-28-86  
携帯電話から: 0570-046-F66

郵便局用  
バーコード  
For JAPAN POST Use Only 3357-9742-8271

**ご注意**  
Attention


厚さ

重さ

6A

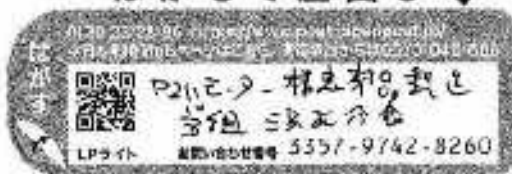
4 3 4 0 0 1 6

パック  
ライト  
30  
日保証

お届け先 <b>To</b> 	おところ: Address 浜松市 浜名区 根堅 1462-1
	おなまえ: Name 2211 モーター 精密部品 製造 分限 組合 浜北分会 御中 様
	電話番号: Telephone Number 053 ( 588 ) 2990
ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address 4 3 0 0 8 6 5 2 浜松市 中央区 天城町 103-2
	おなまえ: Name 浜松市議会 市民クラブ 様
	電話番号: Telephone Number 053 ( 457 ) 2496
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空運による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed. 現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 番書りの郵便(電話番号は9110)にご相談ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud. 会派会報	
<input type="checkbox"/> リチウム電池なし <input type="checkbox"/> 高圧ガスなし <input type="checkbox"/> 引火性液体なし	

- ご利用方法
- 1 あて名書き  
シールでもOK
  - 2 封入  
切手不要
  - 3 保管用シールをはがす  
ご依頼主様が保管
  - 4 投かん  
郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
郵便受け

はがして差出し



ご依頼主様保管用シール

Sender To Retain  
 シール記載の番号により、追跡サービスをご利用いただけます。  
 配達状況お問い合わせ  
 インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
 固定電話から: 0120-23-28-86  
 携帯電話から: 0570-046-686

郵便局用  
 バーコード  
 For JAPAN POST Use Only 3357-9742-8260

**ご注意**  
 Attention

厚さ

重さ

① ②

4 3 1 2 1 0 3

パック  
ポスト  
30  
日本郵便

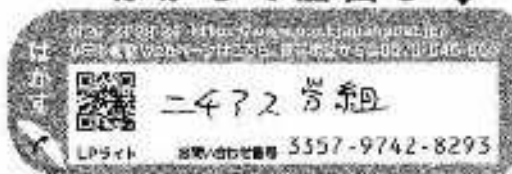
お届け先 <b>To</b> ↑	おところ: Address  須松市 須名区 新部田 1-8-1
	おなまえ: Name  二ヶアス労働組合 須松研究支部 衝中 様
	電話番号: Telephone Number 053 (428) 5327
ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address 4308452  須松市 中央区 元城町 103-2
	おなまえ: Name 須松市議会 市長 伊藤 様
	電話番号: Telephone Number 053 (457) 2496
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または郵便機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.  現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 屋敷の警察(電話番号は9110)にご相談ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.	
会派会報	
<input type="checkbox"/> リチウム電池なし <input type="checkbox"/> 高圧ガスなし <input type="checkbox"/> 引火性液体なし	

郵便物に貼る郵便番号は、郵便物の送り先を指定するものです。郵便物の送り先が不明な場合は、配達が遅れる場合があります。

用紙を  
大切に  
大切に  
大切に

ご利用方法	<b>1</b> あて名書き  シールでもOK	<b>2</b> 封入  切手不要	<b>3</b> 保管用シールをはがす  ご依頼主様が保管	<b>4</b> 投かん  郵便窓口のご利用も可	<b>5</b> 配達  郵便受け
-------	-------------------------------	-------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	-------------------------

はがして差出し ↓



**ご依頼主様保管用シール**

Sender To Retain  
シールは郵の番号により、返信用のシールに利用いただけます。  
配達状況お問い合わせ  
インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
固定電話から: 0120-23-28-84  
携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用  
バーコード  
For JAPAN POST Use Only 3357-9742-8293

**ご注意**  
Attention

厚さ

重さ

⑥ ④

4 3 4 0 0 1 6

パック  
1  
30  
日着郵便

お届け先 <b>To</b> ↑ ↓ ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address 浜松市 浜名区 根堅 1066
	おなまえ: Name 浜北工業労働組合 御中 様
	電話番号: Telephone Number 053 (588) 2940
	おところ: Address 4308652 浜松市 中央区 元城町 103-2
	おなまえ: Name 浜松市議会 市民9>2" 様
	電話番号: Telephone Number 053 (457) 2496
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed. 現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 最寄りの警察(電話番号は#9110)にご相談ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud. 会送会報	
<input type="checkbox"/> リチウム電池なし <input type="checkbox"/> 高圧ガスなし <input type="checkbox"/> 引火性液体なし	

※封筒に入れにくい場合はこの封筒をご利用ください。

用紙裏面の  
ご確認ください。



はがして差出し ↓



**ご依頼主様保管用シール**  
 Sender To Retain  
 シール記録の書き方により、追跡サービスがご利用いただけます。  
 配達状況お問い合わせ  
 インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
 固定電話から: 0120-23 28 85  
 携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用  
バーコード  
For JAPAN POST Use Only 3357-9742-8234

**ご注意**  
Attention

2 厚さ

4 高さ

ポスト  
30  
三桁郵便

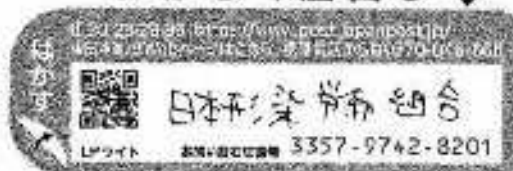
⑥ ④

4 3 0 0 9 1 3

お届け先 <b>To</b> ↑	おところ: Address  浜松市 中央区 船越町 26-1
	おなまえ: Name  日本形染労働組合 徐中 様
	電話番号: Telephone Number  053 (464) 2131
ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address  浜松市 中央区 元城町 103-2
	おなまえ: Name  浜松市議会 市民クラブ 様
	電話番号: Telephone Number  053 (457) 2996
品名: Description of contents <small>品名の記載が無い場合または航空運による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.</small> 会派会報	
<small>現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 被害の予防・電話警号は#9110にご相談ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.</small>	

- ご利用方法
- 1 あて名書き  
シールでもOK
  - 2 封入  
切手不要
  - 3 保管用シールをはがす  
ご依頼主様が保管
  - 4 投かん  
郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
郵便受け

はがして差出し ↓



ご依頼主様保管用シール

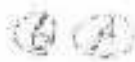
Sender To Retain  
シール封札の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。  
配達状況お問い合わせ  
インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
固定電話から: 0120-23-28-86  
携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用  
バーコード  
For JAPAN POST Use Only 3357-9742-8201

**ご注意**  
Attention

3cmまで Max Thickness

4kgまで Max Weight



4 3 2 8 0 0 2

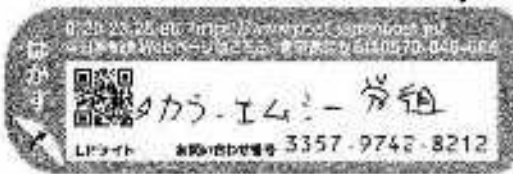
パック  
1  
30  
3年保証

お届け先 <b>To</b> ↑	おところ: Address 浜松市中央区富坂町 636-1
	おなまえ: Name (株)タカ・エム・シー 浜松営業総務本部内2F
ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address 4 3 0 8 6 5 2 浜松市中央区元城町 103-2
	おなまえ: Name 浜松市議会 市民クラブ 様
電話番号: Telephone Number 053 (415) 8013	
電話番号: Telephone Number 053 (457) 2496	
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空機による配送ができないものについては、配送が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed. 現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送付」はすべて詐欺です。 届寄りの警察(電話番号は03110)にご相談ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud. 会派会報	
<input type="checkbox"/> リチウム電池なし <input type="checkbox"/> 高圧ガスなし <input type="checkbox"/> 引火性液体なし	

郵便物の送り状に「郵便物の品名を記載してください」とある場合は、必ず品名を記載してください。

- ご利用方法**
- 1 あて名書き  
シールでもOK
  - 2 封入  
切手不要
  - 3 保管用シールをはがす  
ご依頼主様が保管
  - 4 投かん  
郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
郵便受け

はがして差出し ↓



**ご依頼主様保管用シール**  
 Sender To Retain  
 シール記載の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。  
 配達状況お問い合わせ  
 インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
 固定電話から: 0120-23-28-86  
 携帯電話から: 0570-048-656

郵便局用  
バーコード  
For JAPANPOST Use Only 3357-9742-8212

**ご注意**  
Attention

2 厚さ

4 重さ

⑥ ④

4 3 5 0 0 0 7

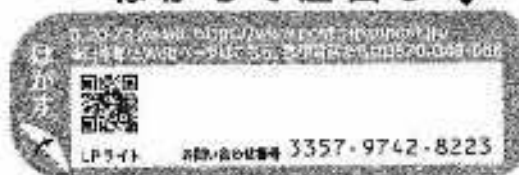
レター  
パック  
ライト  
30  
日付郵便

お届け先 <b>To</b> ↑	おところ: Address 浜松市 中央区 流通元町 1-1
	おなまえ: Name ナニ 運輸労働組合 東海支部 浜松分会 様
	電話番号: Telephone Number 053 (421) 6151
ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address 4 3 0 9 6 5 2 浜松市 中央区 元城町 103-2
	おなまえ: Name 浜松市議会 市民クラブ 様
	電話番号: Telephone Number 053 (457) 2496
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空輸送による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed. 現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 最寄りの警察(電話番号は110)にご相談ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.	
会派会報	
<input type="checkbox"/> リチウム電池なし <input type="checkbox"/> 高圧ガスなし <input type="checkbox"/> 引火性液体なし	

ご利用の際は、必ずご確認ください。

- ご利用方法**
- 1 あて名書き  
シールでもOK
  - 2 封入  
切手不要
  - 3 保管用シールをはがす  
ご依頼主様が保証
  - 4 投かん  
郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
郵便受け

はがして差出し



**ご依頼主様保管用シール**

Sender To Retain  
 シール印刷の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。  
 配達状況お問い合わせ  
 インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
 固定電話から: 0120-23-28-86  
 携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用  
バーコード  
For JAPAN POST Use Only 3357-9742-8223

**ご注意**  
Attention

厚さ 4 高さ

⑥⑤ 4 3 4 0 8 5 1

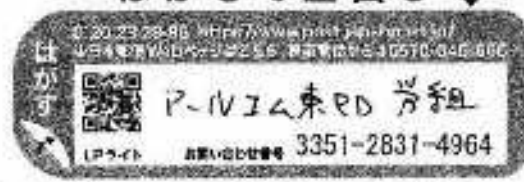


お届け先 <b>To</b> 	おところ: Address 浜松市 浜名区 尾野 2253-3
	おなまえ: Name R-V EM 東ED労働組合 浜松支部 <b>様</b>
	電話番号: Telephone Number 053 (582) 3186
ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address 4 3 0 8 6 5 2 浜松市 中央区 元城町 103-2
	おなまえ: Name 浜松市議会 市民クラブ <b>様</b>
	電話番号: Telephone Number 053 (457) 2496
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed. 現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 身回りの安全(電話番号は#9110)にご相談ください。 Cash is not used to send coins. Please be careful about fraud. 会派会報	

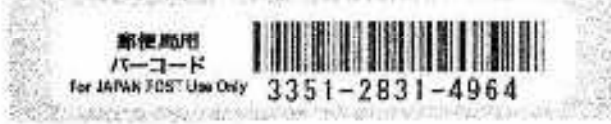
レターパックライト  
で送るには

- ご利用方法**
- 1 あて名書き  
 シールでもOK
  - 2 封入  
 切手不要
  - 3 保管用シールをはがす  
 ご依頼主様が保管
  - 4 投かん  
 郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
 郵便受け

はがして差出し ↓



**ご依頼主様保管用シール**  
 Sender To Retain  
 シール記載の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。  
 配達状況お問い合わせ  
 インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
 固定電話から: 0120-23-28-86  
 携帯電話から: 0570-046-666



**ご注意**  
 Attention

厚さ

重さ

⑥⑤ 4 3 2-8 0 5 3



**お届け先 To**

おところ: Address  
 浜松市 中央区 法枝町 683

おなまえ: Name  
 雇用支援機構労働組合 浜松支部 様

電話番号: Telephone Number  
 053 (441) 4444

**ご依頼主 From**

おところ: Address  
 ④③①⑧⑥⑤②  
 浜松市 中央区 天城町 103-2

おなまえ: Name  
 浜松市議会 市民757" 様

電話番号: Telephone Number  
 053 (457) 2496

**品名: Description of contents** 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。  
 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.

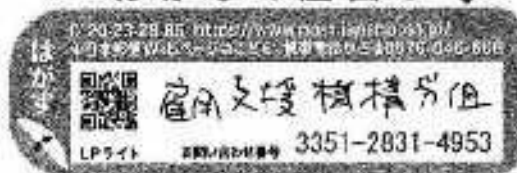
現金を送ることはできません。  
 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。  
 接寄りの警察(電話番号は9110)にご依頼ください。  
 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.

会派会報

リチウム電池なし  高圧ガスなし  引火性液体なし

- ご利用方法**
- 1 あて名書き  
シールでもOK
  - 2 封入  
切手不要
  - 3 保管用シールをはがす  
ご依頼主様が保管
  - 4 投かん  
郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
お任せ

はがして差出し



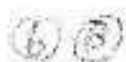
**ご依頼主様保管用シール**  
 Sender To Retain  
 シール記載の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。  
 配達状況お問い合わせ  
 インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
 同定電話から: 0120-23-28-86  
 携帯電話から: 0570-04E-666



〒420-0883 浜松市中央区法枝町683

〒420-0103 浜松市中央区天城町103-2

①～⑤は必ず記入してください



4 3 5 0 0 5 7



**お届け先 To**

おところ: Address  
 浜松市中央区 中田町 846

おなまえ: Name  
 東海染工労働組合 浜松支部 様

電話番号: Telephone Number  
 053 (461) 9141

**ご依頼主 From**

おところ: Address  
 4308652  
 浜松市中央区元城町 103-2

おなまえ: Name  
 浜松市議会 市民クラブ 様

電話番号: Telephone Number  
 053 (457) 2496

**品名: Description of contents** 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。  
 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed.

会派会報

現金を送ることはできません。  
 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。  
 趣意の書状(電話番号は#9110)にご相談ください。  
 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud.

リチウム電池なし  高圧ガスなし  引火性液体なし

- ご利用方法**
- 1 おて名書き  
シールでもOK
  - 2 封入  
切手不要
  - 3 保管用シールをはがす  
ご依頼主様が保管
  - 4 投かん  
郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
郵便受け

はがして差出し



**ご依頼主様保管用シール**  
 Sender To Retain  
 シール記録の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。  
 配達状況お問い合わせ  
 インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
 固定電話から: 0120-23-28-86  
 携帯電話から: 0570-046-666



**ご注意**  
 Attention

厚さ

重さ

② ③ 4 3 5 8 5 1 5



お届け先 <b>To</b> 	おところ: Address 浜松市 中央区 市野町 2750
	おなまえ: Name YKBC 労働組合 連合会 YK RVT 労働組合 街中 様
	電話番号: Telephone Number 053 ( 461 ) 1185
ご依頼主 <b>From</b>	おところ: Address 4 3 0 8 6 5 2 浜松市 中央区 天城町 103-2
	おなまえ: Name 浜松市議会 市民クラブ 様
	電話番号: Telephone Number 053 ( 457 ) 2496
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed. 現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送れ」はすべて詐欺です。 届きりの音飲(電話番号はA9110)にご依頼ください。 Cannot be used to send cash. Please be careful about fraud. 会派会報	

比定です。  
 ご了承ください。

- ご利用方法
- 1 あて名書き  
 シールでもOK
  - 2 封入  
 切手不要
  - 3 保管用シールをはがす  
 ご依頼主様が保管
  - 4 投かん  
 郵便窓口のご利用も可
  - 5 配達  
 郵便受け

はがして差出し ↓



**ご依頼主様保管用シール**  
 Sender To Retain  
 シール記載の番号により、追跡サービスがご利用いただけます。  
 配達状況お問い合わせ  
 インターネット: <https://www.post.japanpost.jp/>  
 固定電話から: 0120-23-28-86  
 携帯電話から: 0570-046-666



**ご注意**  
 Attention

厚さ

重さ

⑥ ⑤

4 3 1 2 1 0 3



お届け先 <b>To</b> 	おところ: Address 浜松市 浜名区 新都田 1-2-3
	おなまえ: Name グルボノエス 従業員組合 御中 様 電話番号: Telephone Number 053 (428) 4753
依頼主 <b>From</b>	おところ: Address 4 2 6 8 6 5 2 浜松市 中央区 元城町 103-2
	おなまえ: Name 浜松市議会 市民フック 様 電話番号: Telephone Number 053 (457) 2496
品名: Description of contents 品名の記載が無い場合または航空機による輸送ができないものについては、配達が遅れる場合があります。 Without a description of contents or if air transport is not possible, delivery may be delayed. 現金を送ることはできません。 「レターパックで現金送付」はすべて詐欺です。 偽造りの警察(電話番号は#9110)にご相談ください。 Cannot be used to send cash. *Please be careful about fraud. 会派会報	

しきりして、  
てくはせし。

**ご利用方法**

- 1 おて名書き  
シールでもOK
- 2 封入  
切手不要
- 3 保管用シールをはがす  
ご依頼主様が保管
- 4 投かん  
郵便窓口のご利用も可
- 5 配達  
郵便受け

はがして差出し

はがす

QRコード

2387-7040-4530

LPライト 宛先の住所番号

**ご依頼主様保管用シール**  
 Sender To Retain  
 シール記載の番号により、追跡サービスをご利用いただけます。  
 配達状況お問い合わせ  
 インターネット: <http://www.post.japanpost.jp/>  
 固定電話から: 0120-23-28-86  
 携帯電話から: 0570-046-666

郵便局用  
バーコード  
For JAPAN POST Use Only

2387-7040-4530

**ご注意**  
Attention

厚さ

高さ

**A① 発払 競・債**

債権者コード: 5579(200)88  
 アドバイス: 0120(1)1825

債権番号: 435-0938  
 債権種別: 053(438)1227

債権者: 静岡県  
 住所: 浜松市中央区三和町10  
 名称: ローム浜松労働組合

氏名: 藤田 吉則 様

債権額: 053(457)2495

〒438-0946  
 静岡県  
 浜松市中央区元城町103-2

氏名: 浜松市議会 市民クラブ 様

支払期日: 2月24日 午前中

下積額: 折出対象額

書類

アコム

返済額: 60 30 100  
 サイ: 120 140 160  
 ユニ: 180 200

返済コード

ヤマト運輸株式会社 債権者コード: 5579(200)88  
 アドバイス: 0120(1)1825

〒438-0946 静岡県 浜松市中央区元城町103-2

氏名: 浜松市議会 市民クラブ 様

支払期日: 2月24日 午前中

下積額: 折出対象額

書類

アコム

返済額: 60 30 100  
 サイ: 120 140 160  
 ユニ: 180 200

返済コード

ヤマト運輸株式会社 債権者コード: 5579(200)88  
 アドバイス: 0120(1)1825

〒438-0946 静岡県 浜松市中央区元城町103-2

氏名: 浜松市議会 市民クラブ 様

支払期日: 2月24日 午前中

下積額: 折出対象額

書類

アコム

返済額: 60 30 100  
 サイ: 120 140 160  
 ユニ: 180 200

返済コード

**A① 発払 競・債**

債権者コード: 5579(200)88  
 アドバイス: 0120(1)1825

債権番号: 438-0687  
 債権種別: 053(463)8915

債権者: 静岡県  
 住所: 浜松市中央区佐藤2丁目24-1

氏名: スカロール労働組合 様

債権額: 053(457)2496

〒438-0946  
 静岡県  
 浜松市中央区元城町103-2

氏名: 浜松市議会 市民クラブ 様

支払期日: 2月24日 午前中

下積額: 折出対象額

書類

アコム

返済額: 60 30 100  
 サイ: 120 140 160  
 ユニ: 180 200

返済コード

ヤマト運輸株式会社 債権者コード: 5579(200)88  
 アドバイス: 0120(1)1825

〒438-0946 静岡県 浜松市中央区元城町103-2

氏名: 浜松市議会 市民クラブ 様

支払期日: 2月24日 午前中

下積額: 折出対象額

書類

アコム

返済額: 60 30 100  
 サイ: 120 140 160  
 ユニ: 180 200

返済コード

**A① 発払 競・債**

債権者コード: 5579(200)88  
 アドバイス: 0120(1)1825

債権番号: 436-0638  
 債権種別: 0537(24)7796

債権者: 静岡県  
 住所: 掛川市領家1480

氏名: サマハ労働組合 天野 様

債権額: 053(457)2496

〒438-0946  
 静岡県  
 浜松市中央区元城町103-2

氏名: 浜松市議会 市民クラブ 様

支払期日: 2月24日 午前中

下積額: 折出対象額

書類

アコム

返済額: 60 30 100  
 サイ: 120 140 160  
 ユニ: 180 200

返済コード

ヤマト運輸株式会社 債権者コード: 5579(200)88  
 アドバイス: 0120(1)1825

〒438-0946 静岡県 浜松市中央区元城町103-2

氏名: 浜松市議会 市民クラブ 様

支払期日: 2月24日 午前中

下積額: 折出対象額

書類

アコム

返済額: 60 30 100  
 サイ: 120 140 160  
 ユニ: 180 200

返済コード

**A① 発払 競・債**

債権者コード: 5579(200)88  
 アドバイス: 0120(1)1825

債権番号: 430-0251  
 債権種別: 053(466)1686

債権者: 静岡県  
 住所: 浜松市中央区向宿1丁目2-1

氏名: 静岡県議会 藤田 様

債権額: 053(457)2496

〒438-0946  
 静岡県  
 浜松市中央区元城町103-2

氏名: 浜松市議会 市民クラブ 様

支払期日: 2月24日 午前中

下積額: 折出対象額

書類

アコム

返済額: 60 30 100  
 サイ: 120 140 160  
 ユニ: 180 200

返済コード

ヤマト運輸株式会社 債権者コード: 5579(200)88  
 アドバイス: 0120(1)1825

〒438-0946 静岡県 浜松市中央区元城町103-2

氏名: 浜松市議会 市民クラブ 様

支払期日: 2月24日 午前中

下積額: 折出対象額

書類

アコム

返済額: 60 30 100  
 サイ: 120 140 160  
 ユニ: 180 200

返済コード

・回収額・

5579(200)88  
 №: [REDACTED]

当額(税込) 4円 5,770円  
 11元対象 5,770円  
 1元付 消費税等 335円  
 課税対象外 0円

ヤマト運輸(株) 110100092605  
 東京都中央区銀座2丁目10番10号  
 〒100-0001 浜松11501

№: 02195445

上記(税込)  
 16票付 11元 対象番号 課税  
 45305629021 80 4550307 930  
 45305617361 80 4550351 930  
 45305619136 80 4550338 930  
 45305623719 80 4550338 930

以下余白

A① 発払 静・静

振替口座 435-0038	振替日 年月日	振替時刻 午前中
振替金額 853(468)1227	振替日時 2月21日	振替時刻 午前中
振替先 静岡県 浜松市中央区三和町 10 ローマ浜松労働組合	振替種別 下振振替	振替用途 折越げ振替
振替先 氏名 藤田 吉則	振替種別 書類	
振替先 電話番号 053(457)2496	振替先 住所 〒430-0946 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 〒430-0946 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2
振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2

本振替用紙は、ご振替の当日、コピー不可  
の振替用紙に記入の上、振替先へ送付ください。

お名前

ヤマト運輸株式会社

振替先  
〒430-0946  
静岡県  
浜松市中央区元城町  
103-2

振替先 氏名 藤田 吉則	振替先 住所 〒430-0946 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 〒430-0946 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2
--------------------	---	---

本振替用紙は、ご振替の当日、コピー不可  
の振替用紙に記入の上、振替先へ送付ください。

ヤマト運輸株式会社 振替番号 110100010826

振込額 1万円未満 送付取扱用紙 2026年02月23日

A① 発払 静・静

振替口座 430-8807	振替日 年月日	振替時刻 午前中
振替金額 853(453)8915	振替日時 2月21日	振替時刻 午前中
振替先 静岡県 浜松市中央区佐藤 2丁目24-1	振替種別 下振振替	振替用途 折越げ振替
振替先 氏名 スクロール労働組合	振替種別 書類	
振替先 電話番号 053(457)2496	振替先 住所 〒430-0946 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 〒430-0946 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2
振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2

本振替用紙は、ご振替の当日、コピー不可  
の振替用紙に記入の上、振替先へ送付ください。

お名前

ヤマト運輸株式会社

振替先  
〒430-0946  
静岡県  
浜松市中央区元城町  
103-2

振替先 氏名 スクロール労働組合	振替先 住所 〒430-0946 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 〒430-0946 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2
------------------------	---	---

本振替用紙は、ご振替の当日、コピー不可  
の振替用紙に記入の上、振替先へ送付ください。

ヤマト運輸株式会社 振替番号 110100010826

振込額 1万円未満 送付取扱用紙 2026年02月23日

A① 発払 静・静

振替口座 436-0038	振替日 年月日	振替時刻 午前中
振替金額 853(24)7799	振替日時 2月24日	振替時刻 午前中
振替先 静岡県 掛川市領家 1480	振替種別 下振振替	振替用途 折越げ振替
振替先 氏名 ヤマハ労働組合掛川支部	振替種別 書類	
振替先 電話番号 053(457)2496	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2
振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2

本振替用紙は、ご振替の当日、コピー不可  
の振替用紙に記入の上、振替先へ送付ください。

お名前

ヤマト運輸株式会社

振替先  
〒430-0945  
静岡県  
浜松市中央区元城町  
103-2

振替先 氏名 ヤマハ労働組合掛川支部	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2
--------------------------	---	---

本振替用紙は、ご振替の当日、コピー不可  
の振替用紙に記入の上、振替先へ送付ください。

ヤマト運輸株式会社 振替番号 110100010826

振込額 1万円未満 送付取扱用紙 2026年02月23日

A① 発払 静・静

振替口座 430-8951	振替日 年月日	振替時刻 午前中
振替金額 853(486)1686	振替日時 2月24日	振替時刻 午前中
振替先 静岡県 浜松市中央区向宿 1丁目2-1	振替種別 下振振替	振替用途 折越げ振替
振替先 氏名 スクロール労働組合	振替種別 書類	
振替先 電話番号 053(457)2496	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2
振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 浜松市中央区元城町 103-2

本振替用紙は、ご振替の当日、コピー不可  
の振替用紙に記入の上、振替先へ送付ください。

お名前

ヤマト運輸株式会社

振替先  
〒430-0945  
静岡県  
浜松市中央区元城町  
103-2

振替先 氏名 スクロール労働組合	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2
------------------------	---	---

本振替用紙は、ご振替の当日、コピー不可  
の振替用紙に記入の上、振替先へ送付ください。

ヤマト運輸株式会社 振替番号 110100010826

振込額 1万円未満 送付取扱用紙 2026年02月23日

+振込額+  
2026.02.23  
No. [REDACTED]

合計(税込) 4件 3,720円  
(10%消費税) 3,720円  
(うち、消費税額等 338円)  
(課税対象外 0円)

ヤマト運輸(株) 11010001082636  
東京都中央区銀座2丁目16番10号  
上石田支店 浜松上石田

No. 02195435

---大沢(税込)---

振替先 氏名 ヤマト運輸株式会社	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2	振替先 住所 〒430-0945 静岡県 浜松市中央区元城町 103-2
------------------------	---	---

振込額 1万円未満 送付取扱用紙 2026年02月23日

広聴費

月	日	番号	摘要		支出	累計
5	1		市内近接地旅費	4月分	1,554	1,554
5	1		市内近接地旅費	4月分	2,368	3,922
5	15		市内近接地旅費	4月分	5,772	9,694
6	4		市内近接地旅費	5月分	6,450	16,144
6	4		市内近接地旅費	5月分	2,553	18,697
6	4		市内近接地旅費	5月分	5,291	23,988
6	13		市内近接地旅費	4月分	14,541	38,529
6	13		市内近接地旅費	5月分	10,693	49,222
7	1		市内近接地旅費	6月分	8,311	57,533
7	4		市内近接地旅費	6月分	2,479	60,012
7	8		市内近接地旅費	6月分	6,401	66,413
7	16		市内近接地旅費	6月分	6,919	73,332
7	29		市内近接地旅費	7月分	19,593	92,925
8	20		市内近接地旅費	7月分	1,628	94,553
8	26		市内近接地旅費	7月分	8,584	103,137
8	28		市内近接地旅費	7月分	7,326	110,463
9	3		市内近接地旅費	8月分	6,179	116,642
9	3		市内近接地旅費	8月分	15,755	132,397
9	5		市内近接地旅費	8月分	5,735	138,132
						138,132

広聴費

月	日	番号	摘要	支出	累計
10	2		市内近接地旅費 9月分	2,553	2,553
10	8		市内近接地旅費 9月分	9,546	12,099
10	14		市内近接地旅費 9月分	11,593	23,692
10	16		市内近接地旅費 8月分	11,951	35,643
10	16		市内近接地旅費 9月分	10,804	46,447
11	4		市内近接地旅費 10月分	5,048	51,495
11	4		市内近接地旅費 10月分	4,662	56,157
11	11		市内近接地旅費 10月分	2,701	58,858
12	2		市内近接地旅費 11月分	4,810	63,668
12	2		市内近接地旅費 11月分	21,235	84,903
12	16		市内近接地旅費 10月分	5,476	90,379
12	16		市内近接地旅費 11月分	18,702	109,081
12	19		市内近接地旅費 11月分	2,294	111,375
1	5		市内近接地旅費 12月分	10,834	122,209
1	9		市内近接地旅費 12月分	1,147	123,356
1	9		市内近接地旅費 12月分	4,588	127,944
1	16		市内近接地旅費 12月分	10,952	138,896
2	2		市内近接地旅費 1月分	5,439	144,335
2	6		市内近接地旅費 1月分	5,550	149,885
2	10		市内近接地旅費 1月分	3,465	153,350
2	18	1	広聴① 1/20東京(日当、交通費)	88,400	241,750
3	2		市内近接地旅費 2月分	18,453	260,203
3	4		市内近接地旅費 1月分	3,663	263,866
3	4		市内近接地旅費 2月分	3,034	266,900
3	4		市内近接地旅費 2月分	444	267,344
3	13		市内近接地旅費 2月分	3,848	271,192
3	31		市内近接地旅費 3月分	12,752	283,944
3	31		市内近接地旅費 3月分	3,515	287,459
3	31		市内近接地旅費 3月分	7,252	294,711
					294,711

①

令和7年11月28日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者 鈴木真人 様

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
氏名 花井洋介 様

### 出張届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

#### 記

1. 出張者 鈴木真人 岩田邦泰 花井洋介  
~~北野裕恵子~~ 石津陽子 大城七瀬  
↳ Y12以降、視察はとりやめのお断り。
2. 期間及び出張先 令和8年1月20日(火) 東京都港区赤坂  
ANAインターコンチネンタルホテル東京 地下1階
3. 目的 「浜松やらまいか交流会」への参画  
首都圏での本市の取組み  
交流会参加者との意見交換

---

### 視察依頼書送付願

令和 7年 11月 28日

浜松市議会議員 高林 修 様

会 派 名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者氏名 鈴木真人 様

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

①

浜市公東第11号  
令和7年11月13日

浜松市議会議員 各位

浜松市長 中野 祐介

「浜松やらまいか交流会」の開催について（ご案内）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
日頃より、市政全般につきまして格別なご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。  
さて、この度、首都圏で活躍されている浜松ゆかりの方々の交流と当市の魅力発信を目的に「浜松やらまいか交流会」を下記のとおり開催いたします。  
ご多用の折とは存じますが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- |       |  |
|-------|--|
| 1 日 時 | 令和8年1月20日（火） 18時00分～20時10分<br>※受付開始：17時30分～（受付①にお越しください。）        |
| 2 会 場 | ANAインターコンチネンタルホテル東京 地下1階 プロミネンス<br>（東京都港区浜坂1-12-33）              |
| 3 内 容 | 第1部 市政報告会 18時00分～18時25分<br>第2部 懇親会（立食形式） 18時30分～20時10分           |
| 4 会 費 | 5,000円<br>※ 第2部にご出席の方のみ  |
| 5 その他 | ・参加者名簿を作成し、当日配付いたします。<br>・交流会の取材のため報道機関が立ち入る場合がございますのでご承知おきください。 |

<問い合わせ先>

浜松市東京事務所 担当：山本、長正路  
〒102-0093 東京都千代田区平河町3-4-1 日本都市センター会館12階  
TEL：03-3556-2691 FAX：050-3737-9485  
E-mail：hama-to@city.hamamatsu.shizuoka.jp

**浜松やらまいか交流会**  
**2026年1月20日(火)**  
**出欠席確認表**

ラインワークスのご案内の通り、出欠回答はラインワークスのアンケート機能にて12月17日(水)までをお願いいたします。  
 こちらの出欠は出張届の関係で会派で取りまとめいたしたく  
 よろしくお願いいたします。

氏名	第一部	第二部
	市政報告会	懇親会
	18:00-18:25	18:30-20:10
齊藤晴明	×	×
<del>北野谷富子</del>	<del>○</del>	<del>○</del>
鈴木真人	○	○
岩田邦泰	○	○
石津陽子	○	○
花井洋介	○	○
大城七瀬	○	○

1/13  
 東洋事務所  
 山田 北人  
 印: 2025.12.17

印

①

## 旅 費 支 払 証 明 書

出張年月日	令和8年1月20日(火)
出張先 (目的)	東京都 ANAインターコンチネンタルホテル東京 (浜松やらまいか交流会への参画)
出張者氏名	鈴木真人、花井洋介、岩田邦泰、石津陽子、大城七瀬

### 旅 費 額 内 訳

項 目	金額	備 考
交通費	80,900 円	JR往復(浜松⇄東京)、地下鉄往復(新橋⇄溜池山王)
日 当	7,500 円	@ 1,500 円 × 5 人 × 1 日
合 計	88,400 円	

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	8	8	4	0	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和8年 2月/8日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
代表者 鈴木真人 XXXXXXXXXX

#### 〈詳細〉

交通費の詳細については以下の通り。

A) 真人議員	16,180	15,820(自由席)+180+180=16,180円
B) 花井議員	16,180	7,910(自由席)+7,910(自由席)+180+180=16,180円
C) 岩田議員	16,180	15,820(自由席)+180+180=16,180円
D) 石津議員	16,180	7,910(自由席)+7,910(自由席)+180+180=16,180円
E) 大城議員	16,180	7,910(自由席)+7,910(自由席)+180+180=16,180円
合計	80,900 円	

往路 例) 浜松 5番線発

| ひかり510号 (N700系) (東京行) 257.1km 中央  
| 15:17-16:42 [85分] 4,510円 (指定席3,730円/自由席3,400円)

◇東京 17番線着・5番線発 [乗換8分+待ち2分]

| 山手線外回り品川方面行 1.9km 7号車  
| 15:52-16:56 [4分]

◇新橋 4番線着・1番線発 [乗換4分+待ち0分]

| 東京メトロ銀座線(渋谷行) 1.6km 1・2・6号車  
| 17:00-17:04 [4分] 180円

■溜池山王 1番線着

①

領収書

浜松市議会

Recipient: 市民クラブ様  
領収年月日: 2025-1-20 登録番号: T318001031569  
金額: ¥15,820 (消費税込み) 税10%

上記金額に領収いたしました。

購入商品: JR乗車券  
(10127.4枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
浜松駅MV3発行 20128-02  
印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

(A) 真人 工

往復自由席

領収書

浜松市議会

Recipient: 市民クラブ様  
領収年月日: 2026-1-20 登録番号: T318001031569  
金額: ¥7,910 (消費税込み) 税10%

上記金額に領収いたしました。

購入商品: JR乗車券  
(40137.1枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
浜松駅MV5発行 20138-02  
印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

領収書

浜松市議会

Recipient: 市民1977様  
領収年月日: 2026-1-20 登録番号: T911001129597  
金額: ¥7,910 税10%

上記金額に領収いたしました。

購入商品: JR乗車券  
(60279.1枚)  
東日本旅客鉄道株式会社  
浜松駅VF6発行 00280-02  
印紙税申告納  
付につき浜松  
税務署承認済

(B) 花井 工

往復自由席

領収書

浜松市議会

Recipient: 市民クラブ様  
領収年月日: 2026-1-20 登録番号: T318001031569  
金額: ¥15,820 (消費税込み) 税10%

上記金額に領収いたしました。

購入商品: JR乗車券  
(00007.4枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
浜松駅MV1発行 10098-02  
印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

(C) 岩田 工

往復自由席

(F) 石津 氏

領収書 浜松市議会 市民クラブ 様  
 領収年月日 2026-1-20 品目番号: T3180001031563  
 金額 ¥7,910 (消費税込み) 税10%

上記金額がに徴収いたしました。  
 購入商品 印刷用紙  
 (50124 1枚)  
 東海旅客鉄道株式会社  
 浜松駅MV3発行 60125-02  
 印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

領収書 浜松市議会 市民クラブ 様  
 領収年月日 2026-1-20 品目番号: T9011001023597  
 金額 ¥7,910 税10%

上記金額がに徴収いたしました。  
 購入商品 印刷用紙  
 (30276 1枚)  
 東日本旅客鉄道株式会社  
 新橋駅VF6発行 40277-02  
 印紙税申告納  
 付につき渋谷  
 税務署承認済

(E) 大城 氏  
経費自由席

領収書 浜松市議会 市民クラブ 様  
 領収年月日 2026-1-20 品目番号: T3180001031563  
 金額 ¥7,910 (消費税込み) 税10%



上記金額がに徴収いたしました。  
 購入商品 印刷用紙  
 (50124 1枚)  
 東海旅客鉄道株式会社  
 浜松駅MV1発行 60125-02  
 印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

領収書 浜松市議会 市民クラブ 様  
 領収年月日 2026-1-20 品目番号: E5011001023597  
 金額 ¥7,910 税10%

上記金額がに徴収いたしました。  
 購入商品 印刷用紙  
 (60307 1枚)  
 東日本旅客鉄道株式会社  
 新橋駅VF5発行 00308-02  
 印紙税申告納  
 付につき渋谷  
 税務署承認済

①

令和8年 2月 18日	
会派名 浜松市議会 市民クラブ 代表者名 会長 鈴木真人 様	
報 告 書	
出張年月日	令和8年1月20日(火)
出張先	東京都港区 ANAインターコンチネンタルホテル東京
出張の理由	浜松やらまいか交流会への参画
出張者 氏名印	鈴木真人 ■■■ 花井洋介 ■■■ 岩田邦泰 ■■■ 石津陽子 ■■■ 大城七瀬 ■■■
(出張の顔末) 別紙のとおり	
(備考)	

令和 8 年 1 月 29 日提出	
(あて先)	会派名 市民クラブ 代表者 鈴木 真人
<b>報 告 書</b>	
出張年月日	令和 8 年 1 月 20 日 ~ 令和 8 年 1 月 20 日
出張先	ANA インターコンチネンタルホテル (東京都港区赤坂 1 丁目 12-33)
出張の理由	やらまいか交流会参加者との意見交換
出張者 氏名印	鈴木 真人  (署名又は記名押印をしてください。)
(出張の顛末)	
1 月 20 日 午後 6 時から、ANA インターコンチネンタルホテル東京において開催された浜松やらまいか交流会に参加し、参加者と意見交換をした。主なやりとりは下記のとおり。	
1. 東京電機大学  (浜松北高卒)	
次世代の先をいくと思われるリチウム空気電池の研究を行っている。研究段階に関わる方をやらまいか大使とすると、やらまいか大使として、どういう活躍をしてほしいのかが今一歩わかりにくいと思われる。一方で、研究段階のため将来のことはわからないものの、ブレイクスルーしてリチウム電気電池の第一人者となって世の口に出ていくなればノーベル賞も夢ではないと感じられた。浜松ゆかりの研究者として頑張っていたきたいとエールを送らせてもらいました。また、こうした研究者の知見をこどもたちに伝える場も持てると良いと感じた。	
2. やらまいか大使 浜松ご当地アイドル H&A.	
HERO's Academy (校長 山本泰子さん) に所属する 4 人組ユニット。令和 7 年度の新任やらまいか大使。11 月 2 日のみさくぼ夢街道のステージにも出演しており、今回のやらまいか交流会でも 2 曲を披露していただき、会場を盛り上げていただいた。浜	

市としてさらに多くのイベントに活用するべきと思われる。

3. 株式会社ハートキャッチ代表取締役 浜松市フューチャー、静岡興フューチャー 西村真理子さん

アメリカで行われているCESで、AIが製造現場に直接取り入れられる技術が展示・導入事例が報告されており、ものづくりのまち浜松も積極的にこの手法を取り込んで世界に浜松のものづくりを誇示していくべきではないかと提言をいただいた。

4. 経済産業省 イノベーション・環境局 計量行政室 室長補佐(企画・調整担当) 川路 勝也さん(元浜松市スタートアップ推進担当部長)

浜松市への出向から経済産業省に戻られて、世の中の計量に関する規制に関する行政を担当する計量行政室に勤務。ものの重さや量を測ったり、工業製品のなかでも自動車産業であれば排ガス規制の認定試験などの排ガス計測機器も計量行政が取り仕切る領域であり、例えば計測機器の公正期間を短期にするなど規制を厳しくすれば計測の信頼は高まることになるが、一方で産業に与える負担的影響が大きくなるため、所轄官庁としてのかじ取りの難しさがあることとお聞きした。信頼と産業への影響のバランスをよく考えた計量行政をお願いさせていただいた。

5. 花の舞酒造株式会社

令和の米騒動の影響で、2026年は酒米である山田錦から食用米の栽培に切り替える農家が増えて酒の製造に影響があったとのことで、浜松の重要な地域産業の一つである酒蔵への支援も必要と強く感じた。

6. 株式会社遠州ハママツモータース eモータースポーツチーム

世界を見るとサウジアラビアでは賞金総額7,500万ドル(約118億円)の世界最大級のeスポーツイベント「Esports World Cup 2026(EWC 2026)」の開催が予定されているくらい盛り上がりを見せており、浜松においてもeスポーツを市の活性化や盛り上げへの活用を考えていきたいとの話をさせていただいた。

7. 特定非営利活動法人(NPO法人)日本茶インストラクター協会

浜松のお茶コーナーにて美味しいお茶を提供されていた。日本茶インストラクターの存在を初めて知り、様々なブランドのお茶を持つ浜松市として、多くの場面でお茶インストラクターの活用が必要と感じた。

8. 浜松商工会議所

企業の人手不足の解消に向けて、昔のように男女で仕事を決めつけることなく、男女に関わらず仕事・昇給・役職などで差がないジェンダーギャップ解消の取り組みの必要性について聞いていただいた。ジェンダーギャップ解消は市役所内で率先して進めていると理解しているものの、企業に広げていくための一歩として商工会議所にも理解をもらう取り組みが必要と思っている。

令和 8年 2月 18日提出

(あて先) 会派名 市民クラブ  
代表者 鈴木 真人

## 報 告 書

出張年月日 令和 8年 1月 20日

出張先 東京都港区

出張の理由 浜松やらまいか交流会参加者との意見交換

出張者  
氏名印 花井 洋介

(出張の顛末)

1月20日 午後6時から、ANA インターコンチネンタルホテル東京において開催された、浜松やらまいか交流会において、参加者と意見交換等を行った。主なやりとりは下記のとおり

### 【浜松やらまいか交流会】

#### ◆運営方法等の確認 (現地確認)

・PRブースについて、多種多様なブースがあり参加者にとって楽しめる内容だったと感じる。ブースからのアプローチできる仕組みは継続した課題となっている。各ブースへのインタビューとスクリーンへの上映は良かったと思う。

#### ◆参加者からの意見聴取等

##### ・いきものだものイラストレーション

万博にもイラストを提供しており、全国的にも注目が集まるイラストレーターであり、浜松出身である事を誇りに思う。市役所前交差点の地下道へのイラストも手掛けており、その際の苦勞話や思いを聞いた。浜松へも何か力になりたいという気持ちが強い方で、この先も連携を強化していくべきと考える。

##### ・ホンダFC


本市が進めているスポーツ振興における地域活性化は、これからもまだ伸び代があり、規模も種目も拡大が期待されている。地域の社会貢献としての活動に注力しており、地域根差したスポーツチーム運営を続けている。行政としての関わりも深めて、チームと地域の活性化につなげていきたいとの力強い言葉をいただいた。

**【所感】**

- ・各ブースにおいて、浜松の魅力をPRできていた。各ブースが受け身となってしまいう課題は残されており。ブース側から参加者にアプローチできる仕掛けを提案していきたい。各ブースのインタビューやスクリーンへの上映は良かったと思う。
- ・交流会参加者からは本市の事業等に対する要望や貴重な意見を数多く聴くことができ、交流が負だられた非常に有意義な場であった。これからも参加していきたいと考えている。
- ・関東圏に住む方が気楽に参加できる場にしていく事が、持続可能な会につながると思う。PRを強化してもらい、関東圏からの参加者が増えるよう取り組んでいくべきである。

(備考)

①

令和 8年 2月 5日提出	
(あて先) 会派名 浜松市議会 市民クラブ 代表者 鈴木真人 様	
<b>報 告 書</b>	
出張年月日	令和 8年 1月 20日
出張先	東京都港区
出張の理由	浜松やらまいか交流会参加者との意見交換
出張者氏名印	岩田 邦彦 
<p>(出張の顛末)</p> <p>1月20日 午後6時30分ANAインターコンチネンタルホテル東京において開催された浜松やらまいか交流会において、参加者と意見交換等を行った。主なやりとりは下記のとおり</p> <p><b>【浜松やらまいか交流会】</b></p> <p>◆参加者からの意見聴取等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ハートキャッチ代表 浜松市フェロー 西村真里子氏 氏が直近で視察に行ったラスベガスCESでの、最新のAI事情について、伺った。氏によると、AIの新たな潮流としてコンピューターの中の世界だけでなく、AIが物理空間の制御を行う「フィジカルAI」に移ってきており、実際にものづくりの現場のある浜松はこの潮流に合致しているとの示唆を受けた。</li><li>・デジタル庁 石切山真孝企画官・鳥山企画調整官 元本市財務部長の石切山氏は現在デジタル庁にて、マイナンバー利活用推進を行っているとのことで、その取り組みの一端を伺った。</li><li>・ホリプロ 浜松市やらまいか大使 大林素子氏 氏の活動の一つ舞台俳優業やバレーボール振興について、今後の展望を伺った。</li><li>・スズキ㈱ 石黒東京支店長 あいさつのみ</li></ul>	

△

**【所感】**

- ・午後6時の市長市政報告会に続き、開催されたやらまいか交流会では、多くの参加者があり、終始和やかな雰囲気であった
- ・浜松産品の農作物や魚を使った料理はとても評判が高く、今回も縫野牛のブースには長い列ができるなど浜松ブランドは高いものがあると感じた
- ・石切山企画官からマイナンバー利活用への取り組みを伺ったが、課題は未だ山積といった印象を持った。
- ・西村氏のフィジカルAIについては、フェローの活用視点でも産業部にその知見を共有するべきと感じた。提案していきたい。

(備考)

①

2026/1/29

## 【出張報告書】

石津 陽子

「浜松やらまいか交流会」

【日時】令和8年1月20日（火）18:00～20:10

【場所】ANA インターコンチネンタルホテル東京

【出張理由】浜松やらまいか交流会参加者との意見交換

【出張概要】1月20日（火）18:00から、ANA インターコンチネンタルホテル東京において開催された、やらまいか交流会において、参加者と意見交換をした。主なやり取りは以下の通り。

・イラストレーター

浜松駅市役所のから東に抜ける地下道のイラストを描いている。やらまいか大使としても活動しており、浜松に住みながら全国を股にかけ活躍。浜松のアート啓発についてを伺った。アートの視点は行政が弱いところであるので、民間の感覚を取り入れる必要を感じ今後の活動に活かしていく。

・台北駐日経済文化代表処横浜分処

横浜に在任。浜松にも何度かお見えになっているそうで、浜松の印象などを伺った。人情にあふれているとの事。やらまいかの精神が市民にも宿っていることを実感した。

・(株) MEDFOOD JAPAN 代表取締役 王田憲司（まさだけんじ）氏

元本田技研工業。現在は関東でグルテンフリー食品を扱う会社を経営。浜松を離れて思うのは、気候にも人にも恵まれている良い場所ということ。浜松移住へのPRに使うべきポイントである。

・本田技研工業（株）浜松製作所

本田としてブースを出展していた。本田サッカーチームのPRを、地元スポーツの振興、啓発として、お話しを伺った。花井議員からの紹介。

※

・(株) HEART CATCH 代表取締役 西村真里子 氏

静岡県フェロー&浜松市フェロー。浜松の活性の為に尽力していただいている。ゆっくりお話しが叶わなかった。改めてのプロフィールを後日確認させていただきます。

**【所感】**

今回は3回目の参加であった。前々回と前回とはほぼ変わらない雰囲気であり、参加者が飽きないための工夫は必要ではないかと考える。そのためには、何か目新しいものを企画する工夫、また開催自体の大きな刷新など、例えば5年おきに志向やコンセプトを変えるなどのアイデアも今後検討し提案したい。他都市の事例を調査し調査の余地あり。

ブース出展も願われは大体毎回同じであり、新しい企業の出店をもっと後押しすることで新たな地元企業のPRや浜松特産物のPRという効果に繋がる。ブースを出したい企業などを公募することも提案していく。

## 視察報告書

大城七瀬

実施日：令和8年1月20日

行程：浜松駅～赤坂・ANA インターコンチネンタルホテル東京～浜松駅

内容：以下の通り

### やらまいか交流会

やらまいか交流会は、非常に内容の濃い交流の場でした。

第一部では、市長による市政報告会が行われ、市の現状や取り組み、将来に向けたビジョンについて直接話を聞くことができ、浜松がどのような方向を目指しているのかを改めて理解する貴重な機会となりました。行政と市民、事業者が同じ場で聞くことができるのは、この交流会ならではの感想です。

第二部の懇親会では雰囲気が一転し、市内の名物や名所を紹介するブースが会場いっぱいになり、多くの企業や団体がそれぞれの魅力を発信していました。浜松ならではの名物を味わいながら、参加者同士が自然と会話を交わし、新たな出会いやつながりが生まれていく様子は、まさに「やらまいか」の精神を体現した空間でした。業種や立場を越えて人が集い、気軽に語り合える場があることの大切さを強く実感しました。

なかでも特に印象に残ったのが、いきものだもさんが描いた浜松の絵です。浜松の街や文化、空気感が一枚の絵の中に凝縮されたその作品は圧巻で、多くの人が足を止めて見入っていました。その表現力の高さから、浜松にはまだまだ大きな可能性を秘めたクリエイターが数多くいることを再認識すると同時に、こうした才能をもっと知ってもらい、伸ばしていける環境づくりが重要だと強く感じました。

やらまいか交流会は、浜松の魅力と人の力を再発見し、未来へつなげていくきっかけとなる、非常に意義深い場であったと思います。

#### ◆参加者からの意見聴取等◆

やらまいか大使の、伊藤康秀さんとお話をしました。浜松市歌が今年の7月でリリース20年目を迎えるとのこと。今後、いろいろなバージョンを作って市歌で浜松を盛り上げようとお話をしました。

要請・陳情活動費

月	日	番号	摘要		支出	累計
7	4		市内近接地旅費	6月分	333	333
7	16		市内近接地旅費	6月分	925	1,258
8	14		市内近接地旅費	7月分	666	1,924
9	3		市内近接地旅費	8月分	333	2,257
						2,257

要請・陳情活動費

月	日	番号	摘要	支出	累計
1	9		市内近接地旅費	592	592
3	4		市内近接地旅費	333	925
					925

会議費

月	日	番号	摘要	支出	累計
5	1		市内近接地旅費 4月分	3,103	3,108
5	1		市内近接地旅費 4月分	5,883	8,991
5	15		市内近接地旅費 4月分	3,404	12,395
5	15		市内近接地旅費 4月分	1,036	13,431
6	4		市内近接地旅費 5月分	6,109	19,540
6	4		市内近接地旅費 5月分	1,776	21,316
6	4		市内近接地旅費 5月分	259	21,575
6	4		市内近接地旅費 5月分	2,997	24,572
6	13		市内近接地旅費 4月分	1,850	26,422
6	13		市内近接地旅費 5月分	1,850	28,272
7	1		市内近接地旅費 6月分	962	29,234
7	4		市内近接地旅費 6月分	2,442	31,676
7	4		市内近接地旅費 6月分	2,442	34,118
7	8		市内近接地旅費 6月分	555	34,673
7	29		市内近接地旅費 7月分	2,335	37,008
8	14		市内近接地旅費 7月分	4,070	41,078
8	20		市内近接地旅費 7月分	3,552	44,630
8	26		市内近接地旅費 7月分	1,850	46,480
8	28		市内近接地旅費 7月分	518	46,998
9	3		市内近接地旅費 8月分	2,183	49,181
9	3		市内近接地旅費 8月分	2,886	52,067
9	3		市内近接地旅費 8月分	2,479	54,546
					54,546

会議費

月日	番号	摘要	支出	累計
10	2	市内近接地旅費	9月分 5,994	5,994
10	6	市内近接地旅費	9月分 1,998	7,992
10	8	市内近接地旅費	9月分 777	8,769
10	8	市内近接地旅費	10月分 22,970	31,739
10	14	市内近接地旅費	9月分 6,846	38,585
10	16	市内近接地旅費	8月分 2,775	41,360
10	16	市内近接地旅費	9月分 4,625	45,985
11	4	市内近接地旅費	10月分 11,959	57,944
11	4	市内近接地旅費	10月分 27,472	85,416
11	4	市内近接地旅費	10月分 28,730	114,146
11	11	市内近接地旅費	10月分 25,548	139,694
12	2	市内近接地旅費	11月分 2,331	142,025
12	2	市内近接地旅費	11月分 1,739	143,764
12	2	市内近接地旅費	11月分 3,286	147,050
12	16	市内近接地旅費	10月分 3,700	150,750
12	16	市内近接地旅費	11月分 925	151,675
12	19	市内近接地旅費	11月分 259	151,934
1	5	市内近接地旅費	12月分 962	152,896
1	9	市内近接地旅費	12月分 1,332	154,228
1	16	市内近接地旅費	12月分 1,850	156,078
2	2	市内近接地旅費	1月分 2,997	159,075
2	2	市内近接地旅費	1月分 4,514	163,589
2	6	市内近接地旅費	1月分 1,924	165,513
2	10	市内近接地旅費	1月分 518	166,031
3	2	市内近接地旅費	2月分 962	166,993
3	4	市内近接地旅費	1月分 1,517	168,510
3	4	市内近接地旅費	2月分 2,405	170,915
3	4	市内近接地旅費	2月分 2,331	173,246
3	13	市内近接地旅費	2月分 814	174,060
3	31	市内近接地旅費	3月分 3,848	177,908
3	31	市内近接地旅費	3月分 3,589	181,497
3	31	市内近接地旅費	3月分 1,554	183,051
3	31	市内近接地旅費	3月分 2,997	186,048
				186,048

## 資料購入費

月	日	番号	摘要	支出	累計	
4	4	1	榊谷島屋	書籍1冊	2,420	2,420
				書籍1冊	2,420	4,840
4	9	2	イマジン出版社	D-file年間購読料(2025年4月号~2026年3月号)	64,240	69,080
4	8	3	エデュカーレ	年間購読料(1年間6冊 5, 7, 9, 11, 1, 3月号)	4,000	73,080
			郵便局	振込手数料	203	73,283
4	28	4	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞4月分	8,100	81,383
5	1	5	株時事通信社	i JAMP情報料として(5月~10月)	165,000	246,383
			浜松磐田信用金庫	振込手数料	930	247,313
5	7	6	榊太田新聞店	中日新聞4月分	4,400	251,713
5	26	7	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞5月分	8,100	259,813
6	9	8	榊太田新聞店	中日新聞5月分	4,400	264,213
6	16	9	株日経BPマーケティング	日経グローバル年間購読料(R7.5月~R8.3月の11ヵ月)	84,700	348,913
			浜松磐田信用金庫	振込手数料	680	349,593
6	26	10	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞6月分	8,100	357,693
6	30	11	メルカリ	書籍1冊	1,198	358,891
7	7	12	榊太田新聞店	中日新聞6月分	4,400	363,291
7	28	13	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞7月分	8,100	371,391
7	29	14	株日経BP	日経クロステック有料会員(R7.5月~R8.3月の11ヵ月分)	26,256	397,647
8	7	15	榊太田新聞店	中日新聞7月分	4,400	402,047
8	27	16	榊谷島屋	書籍1冊	2,420	404,467
8	26	17	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞8月分	8,100	412,567
9	8	18	榊太田新聞店	中日新聞8月分	4,400	416,967
				インフォーマル・パブリック・ライフ	2,970	419,937
				ビジュアルでわかる日本	1,870	421,807
				まちを変える都市型豊田コミュニティを育む空き地活用	2,640	424,447
				社会調査で描く日本の大都市	3,960	428,407
				都市デザイン101のアイデア	1,980	430,387
				実践から学ぶ地方創生と地域金融	2,640	433,027
				つくること、つからないこと 町を面白くする11人の会話	1,980	435,007
				循環経済 - 資本主義社会で人生を楽しむためのコミュニティ論	3,465	438,472
				パークナイズ 公園化する都市	2,640	441,112
				ニューヨークのパブリックスペース・ムーブメント	2,970	444,082
				POP URBANISM: 屋台・マーケットがつくる都市	2,970	447,052
				フィンランドを世界一に導いた100の社会改革	3,080	450,132
				Soft City 人間の街をつくる	3,960	454,092
9	18	20	榊谷島屋	書籍1冊	1,980	456,072
9	26	21	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞9月分	8,100	464,172
						464,202

## 資料購入費

月	日	番号	摘要	支出	累計	
10	2	22	株谷島屋	書籍1冊	2,090	2,090
10	7	23	㈱太田新聞店	中日新聞9月分	4,400	6,490
10	27	24	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞10月分	8,100	14,590
11	4	25	㈱時事通信社	i JAMP情報料として(R7.11月～R8.3月の5ヵ月分)	137,500	152,090
11	4	25	浜松磐田信用金庫	振込手数料	990	153,080
1	26	25	㈱時事通信社	i JAMP情報料として(R8.23月の2ヵ月分)	-18,334	134,746
11	7	26	㈱太田新聞店	中日新聞10月分	4,400	139,146
11	11	27	㈱自治労サービス	自治研 年間購読料(2025.4.～2026.3.)	8,976	148,122
11	11	27	浜松磐田信用金庫	振込手数料	660	148,782
11	26	28	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞11月分	8,100	156,882
12	8	29	㈱太田新聞店	中日新聞11月分	4,400	161,282
12	16	30	CINEMA e~ra	書籍「絵本:本当にやる!できる!必ずやる!」	2,300	163,582
12	16	30	CINEMA e~ra	書籍「女性の休日」	1,300	164,882
12	26	31	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞12月分	8,780	173,662
1	7	32	㈱太田新聞店	中日新聞12月分	4,400	178,062
1	26	33	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞1月分	8,780	186,842
2	9	34	㈱太田新聞店	中日新聞1月分	4,400	191,242
2	26	35	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞2月分	8,780	200,022
3	9	36	㈱太田新聞店	中日新聞2月分	4,400	204,422
3	13	37	株ゼンリン	デジタウン(PC用DVD-R):浜松市(全域)	204,600	409,022
3	13	37	浜松磐田信用金庫	振込手数料(10万円以上、窓口、他行宛て)	990	410,012
3	24	38	株谷島屋	書籍「重要:本格的な日報に読むべき400人が選んでいる行政の経緯」	2,420	412,432
3	24	39	株谷島屋	書籍「なぜ豊岡は「政界に注目されるのか」	1,100	413,532
3	26	40	株読売新聞浜松西部販売所	日経新聞、静岡新聞3月分	8,780	422,312
3	31	41	㈱太田新聞店	中日新聞3月分	4,400	426,712
					426,712	

こどものマイクになろう

①

2025年度

# 第1回 こどもアドボカシー 基礎講座 in 浜松



～こどもアドボカシーについて学びたい方、  
子ども支援の現場でアドボケイトとして実践したい方へ～

2025年4月5日(土)～5月16日(金)

こどもアドボカシーとは、こどもが自分の意見や願いを言えるよう助けたり、こどもの依頼を受けてその意見や願いを代弁することを通じて、こどもの権利(基本的人権)を実現する活動をいいます。  
そして、その活動を行う人をこどもアドボケイトといいます。

- 受講対象： 浜松市に在住・在学・勤務して以下のいずれかに当てはまる方(その他の方はメールでお問合せください)
- ・浜松市において意見表明等支援事業の活動ができる方
  - ・浜松市において、こどもアドボカシーを何らかの活動へ活かしていきたい方

- 受講方法： オンライン(Zoom)

- 定員： 40名程度(先着順ではありません)

・参加決定は3月29日(土)にメールでお知らせします。

- 受講料： 基礎講座12,000円(送料とのこと)(学会会員割引あり、30歳未満のコース半額)  
受講料は減額の可能性があります。2025年4月1日(火)以降に決定され次第、メールでお知らせいたします。

- 申込み： 右の二次元コードより申込みフォームへ入力してお申込みください。

- 申込み締切： 2025年3月25日(火)



共催：子どもアドボカシー学会

主催：一般社団法人こどもアドボカシーセンター浜松

# 2025年度 第1回 こどもアドボカシー基礎講座

一般社団法人こどもアドボカシーセンター浜松では、子どもアドボカシー学会との共催により、こどもアドボカシーの理解を深め、アドボケイト(意見表明等支援員)養成のための基礎講座を開催します。

講座	日時	内容	事前研修	講師
4月5日(土) 9:30~12:00				
0	9:30-9:50	オリエンテーション	なし	アドボカシーセンター浜松
1	9:50-10:50	子どもアドボカシーとは	○	堀 正嗣
2	11:00-12:00	子どもの権利条約とこどもの権利	○	昇 慶一
4月9日(水) 19:00~21:00				
3	19:00-21:00	当事者・経験者が求めるアドボカシー	なし	川瀬信一
4月12日(土) 13:00~16:10				
4	13:00-15:00	子どもの権利の理解(演習)	なし	原京子
5	15:10-16:10	子どもの多様性の理解とアドボカシーの必要性	○	高橋弘恵
4月19日(土) 10:00~12:10				
6	10:00-11:00	アドボカシーの理念と原則	○	堀 正嗣
7	11:10-12:10	障がい児・乳幼児のアドボカシー	○	堀 正嗣
4月26日(土) 10:00~12:10				
8	10:00-11:00	訪問アドボカシーとは	○	奥村仁美
9	11:10-12:10	個別アドボカシーとは	○	柴留里美
5月16日(金) 19:00~21:00				
10	19:00-21:00	レポート発表、振り返り、質疑応答	なし	昇 慶一

<p>講師</p> <p>堀 正嗣 (熊本学園大学)</p> <p>柴留里美 (西南学院大学)</p> <p>昇 慶一 (常磐会学園大学)</p> <p>川瀬信一 (子どもの声からはじめよう)</p> <p>原 京子 (子どもアドボカシーセンター NAGOYA)</p> <p>高橋弘恵 (チャイルドラインあいち)</p> <p>奥村仁美 (子どもアドボカシーセンター OSAKA)</p>
---

- ・ 講座では、講義ごとに毎回1週間前に配信する録画を事前視聴し、視聴レポート(200字程度)を当日までに提出します。
- ・ 当日はグループによる意見交換等を行い、講義終了後に受講レポート(200字程度)を提出します。
- ・ 第9回講義受講後には、講座全体を振り返って修了レポート(2000字程度)の提出が必要です。
- ・ 修了認定には原則として全講義に出席することが必要ですが、3コマ迄の欠席であれば動画視聴と視聴レポート提出を条件に、出席したものとみなします。

●受講料は最終決定後にメールしますので、その後にお振込みください。

●テキスト：堀正嗣「子どもアドボケイト養成講座ー子どもの声を聴き権利を守るために」明石書店  
(各自でご購入の上、適宜ご参照ください)

問い合わせ先：一般社団法人 こどもアドボカシーセンター浜松

〒432-8021 浜松市中央区佐鳴台4-2-20

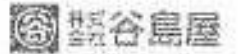
E-mail : [advo.hamamatsu@gmail.com](mailto:advo.hamamatsu@gmail.com)

①

浜松市議会 市民クラブ 様

TEL

納品書  
2025年4月4日



〒430-0830 浜松市中区西町300-1  
TEL: 054-454-7450 FAX: 054-454-7451

品名	数量	単価	合計金額
子どもアドボケイト養成講座	2		2420
		合計	¥4840

- 現金決済 (054) 454-8001
- 銀行振込 (054) 31-8888
- 外貨決済 (054) 656-5001
- 電子決済 (054) 34-1100
- 売上代金 (054) 22-0000
- 商品代金 (054) 454-7457
- 送料代金 (054) 456-4600

浜松市議会 市民クラブ 様

領収証

金額 ¥4840

印影コード

2025年4月4日 上記正に領収いたします

領し 子どもアドボケイト養成講座 2冊

浜松市中央区西町300-1  
株式会社 谷島屋  
代表取締役 吉野晋一 様  
TEL: 054-454-7450 FAX: 054-454-7451  
登録番号 T6789481005430

支払方法

現金 4840

銀行振込 4840

外貨決済

電子決済

商品代金

領収印欄

印紙

・鈴木真人 議員  
・大城七穂 議員 2名分



# 子ども アドボケイト 養成講座

子どもの声を聴き  
権利を守るために

堀正嗣



410 巻別

## 子どもアドボケイト養成講座

子どもの声を聴き  
権利を守るために

堀正嗣

410 巻別



9784750350820



9780036022007

H1941/B 4-7503-0004-0

CDG.50 ¥62000

定価 ¥82,200 (税込)

第1講 子どもアドボケイトの役割  
第2講 この本の目的と子どもアドボケイト  
第3講 イギリスの子どもアドボケイトから学ぶ  
第4講 子どもアドボケイトの役割  
第5講 子どもアドボケイトの役割  
第6講 子どもアドボケイトの役割  
第7講 子どもアドボケイトの役割  
第8講 子どもアドボケイトの役割  
第9講 子どもアドボケイトの役割  
第10講 子どもアドボケイトの役割  
第11講 子どもアドボケイトの役割  
第12講 子どもアドボケイトの役割  
第13講 子どもアドボケイトの役割  
第14講 子どもアドボケイトの役割  
第15講 子どもアドボケイトの役割  
第16講 子どもアドボケイトの役割  
第17講 子どもアドボケイトの役割  
第18講 子どもアドボケイトの役割  
第19講 子どもアドボケイトの役割  
第20講 子どもアドボケイトの役割



# 子ども アドボケイト 養成講座

子どもの声を聴き  
権利を守るために

堀正嗣



410 巻別

## 子どもアドボケイト養成講座

子どもの声を聴き  
権利を守るために

堀正嗣

410 巻別



9784750350820



9780036022007

H1941/B 4-7503-0004-0

CDG.50 ¥62000

定価 ¥82,200 (税込)

第1講 子どもアドボケイトの役割  
第2講 この本の目的と子どもアドボケイト  
第3講 イギリスの子どもアドボケイトから学ぶ  
第4講 子どもアドボケイトの役割  
第5講 子どもアドボケイトの役割  
第6講 子どもアドボケイトの役割  
第7講 子どもアドボケイトの役割  
第8講 子どもアドボケイトの役割  
第9講 子どもアドボケイトの役割  
第10講 子どもアドボケイトの役割  
第11講 子どもアドボケイトの役割  
第12講 子どもアドボケイトの役割  
第13講 子どもアドボケイトの役割  
第14講 子どもアドボケイトの役割  
第15講 子どもアドボケイトの役割  
第16講 子どもアドボケイトの役割  
第17講 子どもアドボケイトの役割  
第18講 子どもアドボケイトの役割  
第19講 子どもアドボケイトの役割  
第20講 子どもアドボケイトの役割

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	6	4	2	4	0

但し D-file年間購読料としてイマジン出版株式会社への支払い  
 (D-file2025年4月号～2026年3月号、別冊あり(夏、秋、冬、春号))

内訳 年間購読料 64,240  
 振込手数料(郵便振替用紙(赤)=無料) 0  
 64,240 円

## ご利用明細票

お取扱い日	店番	取扱番号
07-04-09	23351	A93120002
取扱店	ハマツケンモク	
振込口座	[REDACTED]	
支払金額	*64,240(料金) *0	

**振替受付票**

払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。

料金は、消費税等が含まれています。  
(ゆうちょ銀行)

入金額	*64,240
おつり	*0

税金を支払い(QRコード)ご利用  
 キャンペーン実施中(6月末まで)

印紙税申告料  
 付につき印刷  
 税務署承認済

## ご利用明細票 (写し)

お取扱い日	店番	取扱番号
07-04-09	23351	A93120002
取扱店	ハマツケンモク	
振込口座	[REDACTED]	
支払金額	*64,240(料金) *0	

**振替受付票**

払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。

料金は、消費税等が含まれています。  
(ゆうちょ銀行)

入金額	*64,240
おつり	*0

税金を支払い(QRコード)ご利用  
 キャンペーン実施中(6月末まで)

印紙税申告料  
 付につき印刷  
 税務署承認済

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年4月9日

会派名 浜松市議会 市民クラブ  
 代表者名 北野谷富子 [REDACTED]

# 御見積書

2025年04月07日 頁 1

No. [Redacted]

浜松市議会 市民クラブ様

15178

下記の通り御見積り申し上げます。

¥64,240

イマジン出版株式会社  
代表取締役 岡本三  
〒112-0013 東京都文京区  
000789  
TEL 03-3942-2521 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2025年5月発行号(4月号)上・下	2	2,840	5,280
2	D-file 2025年6月発行号(5月号)上・下	2	2,840	5,280
3	D-file 2025年7月発行号(6月号)上・下	2	2,840	5,280
4	D-file 2025年8月発行号(7月号)上・下	2	2,840	5,280
5	D-file 2025年9月発行号(8月号)合本	1	3,300	3,300
6	D-file 2025年10月発行号(9月号)上・下	2	2,840	5,280
7	D-file 2025年11月発行号(10月号)上・下	2	2,840	5,280
8	D-file 2025年12月発行号(11月号)上・下	2	2,840	5,280
9	D-file 2026年1月発行号(12月号)上・下	2	2,840	5,280
10	D-file 2026年2月発行号(1月号)合本	1	3,300	3,300
11	D-file 2026年3月発行号(2月号)上・下	2	2,840	5,280
12	D-file 2026年4月発行号(3月号)上・下	2	2,840	5,280
13	Beacut Vol.102(夏号)\Vol.103(秋号)\Vol.104(冬号)\Vol.105(春号)	4	1,210	4,840
14				
15				
摘 要	合 計	26	10%対象金額	税込金額
			58,400	64,240
			10%消費税	5,840

請求書

2025年04月07日 頁 1

No. [REDACTED]

浜松市議会 市民クラブ 様

15178

下記の通り御請求申し上げます。

¥64,240

イマジン出版株式会社  
 代表取締役 三  
 〒112-0013 東京都文京区 5-8  
 登録番号 T3 788  
 TEL 03-3932-2520 FAX 03-3932-2623

行	商品名	部数	定価	合計金額
1	D-file 2025年5月発行号(4月号)上・下	2	2,640	5,280
2	D-file 2025年6月発行号(5月号)上・下	2	2,640	5,280
3	D-file 2025年7月発行号(6月号)上・下	2	2,640	5,280
4	D-file 2025年8月発行号(7月号)上・下	2	2,640	5,280
5	D-file 2025年9月発行号(8月号)合本	1	3,300	3,300
6	D-file 2025年10月発行号(9月号)上・下	2	2,640	5,280
7	D-file 2025年11月発行号(10月号)上・下	2	2,640	5,280
8	D-file 2025年12月発行号(11月号)上・下	2	2,640	5,280
9	D-file 2026年1月発行号(12月号)上・下	2	2,640	5,280
10	D-file 2026年2月発行号(1月号)合本	1	3,300	3,300
11	D-file 2026年3月発行号(2月号)上・下	2	2,640	5,280
12	D-file 2026年4月発行号(3月号)上・下	2	2,640	5,280
13	Beacon Vol.102(夏号),Vol.103(秋号),Vol.104(冬号),Vol.105(春号)	4	1,210	4,840
14				
15				
摘要	合計	26	58,400	税込金額 34,240
			10%消費税 5,840	

振込口座 株式会社イマジン出版(株)1327831イマジンエデュメド

②

払込取扱票

振替払込料金  
記入者負担

振替払込請求書兼受領証

02		払込額		金額		金額		金額		金額		
[Redacted]		[Redacted]		¥ 6 4 2 4 0		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		
払込先	イマジン出版株式会社			科	[Redacted]		種	[Redacted]		号	[Redacted]	
送付	D-file 2025年5月発行号→2025年4月発行号 別冊あり											
口座	430 - 8652			日付	2025年 04月 07日		No.	[Redacted]		ID	15178	
住所	静岡県浜松市中区元城町103-2											
お名前	浜松市議会 市民クラブ 様			[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		様
お電話番号	053-457-2196											
ご依頼人様は、お名前・お電話番号をご記入ください。 お振込先は必ずお振込先を正確に入力してください。												

各欄の送付先は、ご依頼人においてご記入ください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。

口座	[Redacted]											
加入者	イマジン出版株式会社											
金額	金額		金額		金額		金額		金額		金額	
[Redacted]		[Redacted]		¥ 6 4 2 4 0		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		
住所	静岡県浜松市中区元城町103-2											
お名前	浜松市議会 市民クラブ 様											
科	[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]	
種	[Redacted]											
号	[Redacted]											

この受領証は、大切に保管してください。

# 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥			4	2	0	3	

但し エデューカーレ年間購読料として  
 (1年間6冊分 5, 7, 9, 11, 1, 3月号)  
 内訳 購読料 4,000  
 振込手数料(郵便振替市紙(青)-窓口、5万円未満) 203  
 4,203 円

振替払込請求書兼受領証 (写し) 振替払込請求書兼受領証

記帳事項を訂正した場合は、その箇所に行正印を捺してください。

口座番号等	
支払先	臨床育児・保育研究会
金額	4 0 0 0
住所	浜松市議会 市民クラブ 様
種別	現金振込
金額	203 円
内訳	内税10%18円 07-04-08 7561000111 2730 2075 (23372 ) 394280001

この金額は、大切に保管してください。

記帳事項を訂正した場合は、その箇所に行正印を捺してください。

口座番号等	
支払先	臨床育児・保育研究会
金額	4 0 0 0
住所	浜松市議会 市民クラブ 様
種別	現金振込
金額	203 円
内訳	内税10%18円 07-04-08 7561000111 2730 2075 (23372 ) 394280001

この金額は、大切に保管してください。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年4月8日  
 会派名 浜松市議会  
 代表者名 北野谷富子

3



ゆうメール

差出人:返還先  
AD:DAISEN Co.,Ltd  
〒343-0856  
埼玉県越谷市谷中町2-206-1

〒430-0846  
静岡県浜松市中区元町103-2

浜松市議会 市民クラブ 様

積読券番号 [Redacted]



101  
2278

汐見椋幸・責任編集



保育者と親のための学び&交流誌

# エデュカーレ educareレ

臨床育児・保育研究会 エデュカーレ編集部

〒140-0003 東京都品川区八潮5-5-23-1404  
TEL/FAX 03-5492-0388 E-mail educare@mail.goo.ne.jp  
郵便振替口座 00110-7-728770 / 名義 臨床育児・保育研究会

払込取扱票

00										
加入者氏名		臨床育児・保育研究会		金額						4000
住所		〒490-8652 浜松市中央区元城町103-2		期						25
依頼人		浜松市議会 市民クラブ		印						
TEL		053-467-2486 FAX 053-457-2486		<small>※依頼人欄に、あてごち、おなまえをご記入ください。          ※振込手数料は振込額に含みません。</small>						

各欄の印刷欄は、ご依頼人においてご記入ください。

振替払込請求書兼受領証

日付	
金額	4000
依頼人	浜松市議会 市民クラブ 様
印	
備考	

記帳事務を代行した場合は、その欄所に「代行」を印していただく。

この受領証は、大切に保管してください。



## 見 積 書

1 契約金額（年額） ¥97,200 -

2 品名・数量

品名・数量	数量	月額(税込)	合計
静岡新聞※	1	3,300	3,300
日本経済新聞※	1	4,800	4,800
(※軽減税率対象/経過措置が適用されます)			
1ヶ月購読料			8,100

3 納入期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

2025年 4月 1日

**浜松市議会 市民クラブ** 様

供給人 住所 浜松市中央区富塚町4702-10  
 氏名 (株)読売新聞社 西郡支店  
 代表取締役 前畑 俊光

14

## 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	8	1	0	0

但し 4月分新聞購読料として(口座振替:神読売新聞浜松西部販売所)

内訳 静岡新聞3,300円、日本経済新聞4,800円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年4月28日

会派名 浜松市議会 市民会派

代表者名 北野谷富子





〒430-8852  
静岡県  
浜松市中区元城町103-2



浜松市議会 市民クラブ  
御中  
お客様番号 [REDACTED]

**請求書**

浜松市議会 市民クラブ 様  
請求金額 **165,000円**  
(消費税等 15,000円を含む)  
請求期間 2025年 5月 1日~2025年 10月 31日  
(支払期日 2025年 5月31日)

請求日  
請求番号 [REDACTED]

▼この件についてのお問い合わせ先  
浜松支局 (TEL:053-453-4335)

種別	記号先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
IJAMP(時事行財政情報E-) 1D数 4(ライセンス数7)	浜松市議会 市民クラブ	4	25,000	6	150,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		150,000 15,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。  
送金手数料はお客様負担をお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。  
発行責任者 経理局長 [REDACTED] 03-3524-6081  
事務担当者 集計部長 [REDACTED] 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジ ヲウケン」です。  
みずほ銀行 内幸町営業部 普通 1598455  
三井住友銀行 日比谷支店 普通 0930051  
三菱UFJ銀行 虎ノ門支店 普通 2043280  
りそな銀行 虎ノ門支店 普通 2071079  
横浜銀行 新橋支店 普通 0125917



登録番号：T7010001018703

〒430-8652  
静岡県  
浜松市中区元城町103-2

5

浜松市議会 市民クラブ 御中

お客様番号 [REDACTED]



領収証

浜松市議会 市民クラブ 様

領収金額 165,000円  
(消費税等 15,000円を含む)

領収日 [REDACTED]  
領収番号 [REDACTED]

期間 2025年 5月 1日~2025年 10月 31日

▼この件についてのお問い合わせ先  
浜松支局 (TEL:053-463-4335)

種別	記号先(取替略)	数量	月額	月数	領収金額
iJAMP(時事行政情報社) ID数 4(ライセンス数7)	浜松市議会 市民クラブ	4	25,000	6	150,000
		10%	[対象金額] [消費税等]		150,000 15,000

上記の通り領収いたしました。





## 契 約 書

浜松市議会 市民クラブ（以下「甲」という）と株式会社時事通信社（以下「乙」という）は、乙がインターネットを通じて甲に提供する行財政情報サービス「iJAMP」（以下「本サービス」という）に関し、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条【目的】

乙は、甲に対し、本契約を順守することを条件に、インターネットを通じて、別表第1に内容を記載する情報（以下「本情報」という）を本サービスとして提供し、甲が自ら管理し、本サービスを利用するためのライセンスを付与されたクライアント端末（以下単に「クライアント端末」という）でのみ本サービスを利用することを許諾する。なお、本契約は、乙が甲に対して独占的に本情報を提供またはその利用を許諾することを定めるものではない。

### 第2条【知的財産権】

本サービスで提供する本情報および見出し、それらのデータベース、分類方法、ならびに画像、レイアウト、デザイン、ソフトウェア、マニュアル等に関する著作権および編集著作権を含む一切の権利は、乙または乙への情報等の提供者（以下「外部情報提供者」という）に帰属する。

### 第3条【本サービスおよび本情報の利用の制限】

1. 乙は、本サービスを利用するために必要なライセンスを甲に付与する。ライセンスの数、認証方法等、ならびに甲が本サービスを利用できる範囲（利用部署またはクライアント端末を含む、以下「利用部署等」という）は、別表第2に記載する。
2. 甲は、ライセンスおよびその認証方法等に関する情報が利用部署等以外または第三者に漏洩しないよう管理する義務を負うものとする。甲は、乙が許諾したライセンス数の範囲内で、利用するクライアント端末を変更することができる。
3. 甲は、本サービスを利用部署等において、甲の通常業務遂行の目的にのみ利用することができる。甲は、本情報を利用部署等以外で利用したり、第三者に利用させてはならない。

4. 甲は、乙の事前の書面による同意を得ることなく、本契約により許諾された利用方法、目的等を超えて、本情報を複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送、口述、展示等を行うことはできない。ホームページ、ニュースグループ、メールリスト、電子掲示板等いかなる形態においても、また甲の組織の内外を問わず、放送、送信等の行為は禁止され、その他クライアント端末以外の機器から当該情報を閲覧可能な状態に置くことなど、甲が第1条に反する形態で本情報を利用することはできない。

#### 第4条【端末および通信回線等】

1. 甲は、本サービスを利用するのに適した端末、基本ソフト、ブラウザソフト等を甲の責任と費用で用意する。
2. 甲は、本サービスを利用するためのネットワークに接続するのに必要な通信回線等の環境を自らの責任と費用で用意する。加入料および利用料等ネットワーク接続にかかる一切の費用（通信費用を含む）は甲の負担とする。
3. 甲または乙の保守責任範囲は、それぞれの受信装置または送信装置からネットワーク接続口までとし、甲または乙は、自らの保守責任範囲において障害が発生した場合には、その原因が甲または乙の合理的な支配を超える事由による場合を除き、自己の責任と負担において原因の除去および復旧に努め、相手方はそれに協力するものとする。

#### 第5条【料金等】

1. 甲は、本サービスとして、乙から本情報の提供を受け、利用する対価として、乙に対し、別表第3に記載する情報料（以下「情報料」という）を支払う。
2. 甲は、前項記載の情報料ならびにこれらにかかる消費税および地方消費税（以下あわせて「料金等」という）の6カ月分を、当該期間開始日の属する月の前月末日までに乙に支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

#### 第6条【料金等の改定】

乙は、情報内容の変更、経済情勢の変動等により、料金等を改定する必要があると認めた場合は、改定日の1カ月前までに甲に通知し、改定日から改定することができる。消費税等については法律の定めに従う。

#### 第7条【契約期間】

1. 本契約の期間は、2024年5月1日から2025年4月30日までとする。
2. 甲または乙のいずれかが、期間満了の3カ月前までに文書により、更新拒絶の意思表示をしない限り、本契約は同一条件で1年間延長され、以降も同様とする。

3. 本契約の期間満了日以前に甲の責に帰すべき事由により本契約の全部または一部が解除された場合は、甲は、乙に対して、違約金として期間満了日までの料金等に相当する金額を支払うものとする。なお、料金等に相当する金額の支払いは、別途損害賠償を請求することを妨げない。
4. 乙は、本契約期間中であっても、本サービスを大幅に改定または廃止する場合には、3カ月前までに書面により甲に通知することにより、本契約を解約することができる。この場合に、乙が、解約日以降の期間に相当する情報料等を受領済みときは、乙は、解約日後、甲に対し、解約日以降の期間に相当する料金等（当該期間が1カ月に満たないときは日割計算）を返金する。

#### 第8条【契約の解除】

1. 乙は、次の各号の場合は、甲に対する何らの催告をしないで、本契約を解除することができる。
  - (1) 甲が、第5条による料金等の支払いを怠ったとき
  - (2) 甲が、第6条による料金等の改定協議に応じないとき
  - (3) 甲が乙または第三者に振り出し、もしくは裏書した手形または小切手が不渡りになったとき
  - (4) 甲に対し、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分もしくは競売の申し立てがなされたとき、または租税滞納処分を受けたとき
  - (5) 甲が破産手続き開始、特別清算開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始もしくは特定調停手続きの申し立てを受けたとき、または申し立てたとき
  - (6) 甲が支払い停止、支払い不能に陥ったとき、または乙もしくは第三者に対し債務の支払い猶予を要請したとき、その他甲の信用状態が著しく悪化したと乙が認めたとき
  - (7) 甲が監督官庁から業務停止命令を受けたとき、または事業に必要な許認可の取り消しもしくは停止処分を受けたとき
  - (8) 甲が解散、合併、事業の全部もしくは重要な部分を第三者に譲渡しようとしたとき、または事業を廃止したとき
  - (9) 甲の株主構成、役員の変動等により、会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性が失われたとき
  - (10) 甲により、本契約の条項に違反する本情報の複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送、口述、展示等、乙もしくは外部情報提供者の権利を侵害する行為がなされたとき、または侵害する恐れが生じたとき
2. いずれの当事者も相手方が前項の場合を除いて本契約の条項に違反したときは、相当の期間是正を催告した上で、当該期間内に違反が是正されない場合は、本契

約を解除することができる。

3. 甲および乙は、第1項各号、第2項のいずれかに該当した場合、自己が相手方に対して負担するすべての金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、その全額を現金で直ちに相手方に支払わなければならないものとする。

#### 第9条【損害賠償】

1. 甲および乙は、前条第1項各号、第2項のいずれかに該当することにより、相手方に損害が生じた場合には、相手方に対し、これを賠償しなければならない。
2. 前項にかかわらず、本契約に関連して、甲が乙に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は甲の予見の有無を問わず、乙が現実には被った直接かつ通常の損害に限るものとする。ただし、前条第1項第10号による損害賠償の場合は、この限りではない。
3. 本条第1項にかかわらず、本契約に関連して、乙が甲に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は乙の予見の有無を問わず、甲が現実には被った直接かつ通常の損害に限り、かつ甲が乙に支払う料金等の月額を超えないものとする。

#### 第10条【免責・不可抗力等】

1. 乙は、本情報の提供について信頼性の維持に最大限努力するが、本情報の正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、有用性等、内容を保証するものではない。甲は、本情報を自らの判断と責任において利用するものとし、本情報を利用した結果、損失・損害を被ったとしても、乙または外部情報提供者に対し、その補償または賠償を求めることはできない。
2. 前条第1項にかかわらず、乙は、本情報の入手、編集、入力、伝達、送信、処理、保存等における遅延、中断、停止、誤びゅう、脱漏、省略または第三者による不正なアクセス、侵入、権利侵害もしくはコンピューターウィルスの感染等について、甲に対して責任を負わず、甲が本サービスもしくは本情報の利用により、またはそれらを利用できなかったことにより、損失・損害を被ったとしても、甲は、乙に対し、その補償または賠償を求めることはできない。ただし、乙の保守責任範囲内における保守、修理、点検について、乙に故意または重大な過失がある場合はこの限りではない。
3. 前条第1項および前項ただし書きにかかわらず、乙は、本情報のうち外部情報に関しては、甲に対し一切責任を負わない。外部情報提供者も、外部情報に関連して、甲に損失・損害が生じたとしても、一切責任を負わない。
4. 前条第1項にかかわらず、地震、噴火、津波、戦争、内乱、停電、法令の変更、その他甲または乙の合理的な支配を認める事由により、本契約に基づく義務の不履行が生じた場合には、甲または乙はその責任を免れる。

#### 第11条【権利譲渡の禁止】

甲は、乙の書面による事前の同意なしには、本契約上のいかなる権利または権限も第三者に移転、譲渡または担保に供しないものとする。

#### 第12条【守秘義務】

甲または乙は、次の各号の場合を除き、本契約の内容および本契約に関して相手方から知り得た相手方の業務に関する情報（本契約の内容および本契約締結の事実を含む。以下「秘密情報」という）を相手方の同意なしには、いかなる第三者にも漏らしてはならない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知であった事柄
- (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に保有していた事柄
- (3) 相手方から開示を受けた後、自己の責に帰することなく公知となった事柄
- (4) 秘密情報を開示する権限を有している第三者から、守秘義務を課せられることなく、適法に入手した事柄
- (5) 相手方の秘密情報に関与することなく独自に開発したものであることを明らかにできる事柄
- (6) 法令、政府機関、裁判所の命令等または取引所等の外部情報提供者により開示を要請された事柄

#### 第13条【反社会的勢力排除】

1. 甲および乙は、自己または自己の代理もしくは媒介をする者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力等」という）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。なお、乙がその業務のため反社会的勢力等について取材・報道等を行うことおよびこれに付随する正当な理由のある行為はこれらに含まれない。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲または乙は、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が反社会的勢力等または前項各号のいずれかにでも該当することが判明した場合、何らの催告をしないで、本契約を直ちに解除することができる。
  3. 甲または乙は、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が反社会的勢力等または第1項各号のいずれかにでも該当することが判明した場合であって、相手方に対して金銭債権を有しているときには、相手方は当然に期取の利益を喪失し、その全額を直ちに現金で支払うよう請求することができる。なお、本項は、相手方に対して行う損害賠償の請求を妨げない。
  4. 甲および乙は、自己の取引先が反社会的勢力等に該当することが判明した場合には、直ちに当該取引先との契約を解除するよう努めなければならない。

#### 第14条【契約終了後の措置】

1. 甲および乙は、本契約が終了した場合、相手方から提供を受けた資料等を相手方の指示に従い速やかに廃棄または返却しなければならない。
2. 甲は、本契約が終了した場合、速やかに本情報（その媒体の如何を問わず、全ての複製物を含む）を乙の指示に従って廃棄し、または本情報を削除するものとする。
3. 本契約終了後も、第2条、第7条第3項、第8条第3項、第9条、第10条、第12条、第13条第3項、本条、第15条、第16条は有効に存続する。

#### 第15条【疑義の解釈】

本契約に定めのない事項、本契約条項の解釈または契約履行について疑義を生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、円満解決を図るよう努力するものとする。

#### 第16条【準拠法・合意管轄】

本契約は、日本国の法律に基づいて解釈され、契約に関する一切の訴訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲および乙は、本契約成立の証として、(1)本書を2通作成し、各当事者記名押印もしくは署名の上、各1通を保管し、または、(2)本電子契約書ファイルを作成し、本契約の正当な署名権限を有する者による電子署名を行い、各自が電子データである本電子契約書ファイルを保管する。なお、電子署名の場合、本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイル

を印刷した文書はその写しとする。

2024年 5月 1日

(甲) 浜松市中央区元城町103番地2

浜松市議会 市民交流会

政調会長 鈴木 森人

(乙) 東京都中央区銀座5丁目15番8号

株式会社 時事通信社

代表取締役社長 森 克彦

⑥

## 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	4	0	0

但し 4月分新聞購読料として(口座振替:有限会社太田新聞店)

内訳 中日新聞(朝夕刊)4,400円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年5月7日

金派名 浜松市議会(市民クラブ)

代表者名 鈴木真人



契約番号

令和 7年 4月 / 日

有限会社 太田新聞店  
代表取締役 太田将大  
〒432-8018 浜松市中央区蛸塚4-1-15  
TEL.053-456-9700 FAX053-458-2460

見 積 書

下記のとおり見積します。

見積合計金額(税込) ￥ 52,800

	品 名	数量	単位	単価(円)	金額(円)
1	中日新聞朝夕刊	12		¥4,400	¥52,800
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
小 計					¥52,800
合 計					¥52,800
納品場所		市民クラブ			

令和7年度お届け分  
軽減税率対象商品です  
代金の支払は請求があった日から30日以内とさせていただきます。

7

## 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	8	1	0	0

但し 5月分新聞購読料として(口座振替: 雑読売新聞浜松西部販売所)

内訳 静岡新聞3,300円、日本経済新聞4,800円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年5月26日

会派名 浜松市議会 市民クラブ

代表者名 鈴木夏人



## 支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	4	0	0

但し 5月分新聞購読料として(口座振替:有限会社太田新聞店)

内訳 中日新聞(朝夕刊)4,400円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年6月 9日

会派名 浜松市議会 市民クラブ

代表者名 鈴木良人

